

平成22年第3回（3月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
1	11	宮下 敏夫	1.家庭系ごみの排出抑制への取組みについて 2.辰野町における水道行政の現状と今後について	2
2	12	宇治 徳庚	1.両小野小中一貫教育移行に向けた推進状況と今後の見通しについて 2.小野駅との道の駅設置の取組みについて	15
3	6	永原 良子	1.介護保険について	23
4	9	根橋 俊夫	1.地域経済の活性化対策について 2.臨時職員雇用のあり方について	36
5	10	成瀬恵津子	1.乳がん、子宮頸がん無料検診について 2.父子家庭への児童扶養手当の支給について	50
6	4	中谷 道文	1.自営消防や地域の防災隊への支援対応状況について 2.辰野病院の移転新築に伴う今後の経営上の課題について	57
7	8	岩田 清	1.辰野病院新築について 2.地域密着型特別養護老人ホームの新設について	70

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
8	3	三堀 善業	1.税金について 2.基金について 3.動物の愛護及び管理に関する条例について （糞の始末、鳴き声、野良猫への餌付け、衛生管理等飼い主のモラ	86
9	7	船木 善司	1.観光振興に向けた具体策について 2.高齢者福祉について	98
10	1	矢ヶ崎紀男	1.辰野町地域防災について 2.新農地制度について	110

平成22年第3回辰野町議会定例会議録(7日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年3月9日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 13名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人 (欠席)
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長事務代理	宮 原 正 尚	保健福祉課長	井 口 敬 子
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	竹 淵 光 雄
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	金 子 文 武	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	武 井 庄 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番	成 瀬 恵津子
議席 第11番	宮 下 敏 夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので第3回定例会7日目の会議は成立いたしました。欠席届の報告を申し上げます。前田議員が親戚の葬儀のため欠席する旨の届が出ております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。4日正午までに通告がありました、一般質問通告者10人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人40分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力お願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	11番	宮下 敏夫	議員
質問順位	2番	議席	12番	宇治 徳庚	議員
質問順位	3番	議席	6番	永原 良子	議員
質問順位	4番	議席	9番	根橋 俊夫	議員
質問順位	5番	議席	10番	成瀬 恵津子	議員
質問順位	6番	議席	4番	中谷 道文	議員
質問順位	7番	議席	8番	岩田 清	議員
質問順位	8番	議席	3番	三堀 善業	議員
質問順位	9番	議席	7番	船木 善司	議員
質問順位	10番	議席	1番	矢ヶ崎 紀男	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位1番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（11番）

おはようございます。今回の一般質問トップバッターを務めさせていただきます。それではあらかじめ通告してあります1.家庭系ごみの排出抑制への取組みについて、2.辰野町における水道行政の現状と今後について、3.導入3年目を迎えるふるさと納税制度の実績と取組みについて、この3項目を質問項目に沿って質問していきます。まずはじめに家庭系ごみの排出抑制への取組みについてであります。今世紀において今世界的問題となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑

制など地球環境に対する負荷の低減や限りある資源・エネルギー問題に対応していくことが緊急の課題となっております。町では資源循環型のまちづくりを進めるため太陽光発電システム、山林の間伐事業、生ごみの堆肥化など補助事業等にも取り組んでいることは承知しているところであります。今までの大量生産、大量消費そして大量破棄の社会を転換し私たちの後世に良好な環境を残すことは、今の私たちに課せられた使命であり重要な課題であります。今私たちにできることはごみ減量化や資源化を家庭の中から実践し活動することです。まず身近な問題を一つずつ解決してゆかなければなりません。上伊那広域連合では新ごみ中間処理施設建設に向け、ごみ処理基本計画を立て各市町村のごみ減量化へ向け目標値を平成35年度年次とし家庭系ごみ5%、資源化率35%を設定されました。処分するごみの量をできるだけ少なくすることで環境への負荷を低減することができ、コストの削減を図ります。ごみ減量化・資源化は辰野町にとっても重要な課題と捉えます。そこでごみ減量対策について質問します。町長は上伊那広域連合副連合長でもあり、辰野町の首長でもあります。辰野町のごみ対策に対する、町行政での位置付けをどのように考えているのかお伺いします。

○町 長

おはようございます。3月議会本日から一般質問ということでございます。傍聴の方も早朝から大変にご苦労さまでございます。それでは質問第1番の宮下敏夫議員の質問に答えてまいりたいと思います。まず家庭系ごみ排出について町の考え方、町長の姿勢ということでございますが、ご存知のとおり地球環境、温室ガス効果が炭酸ガスはじめいろんな人間の作り出すガス化などによりまして起こっていることは事実であります。京都議定書などもこれは広い国際的な考え方ではありますが、アメリカだとかほかの主要大国がそれに乗らなかったとかいろいろあるわけですが、いずれそれを契機にいたしまして日本ははじめ積極的に取り組む所もあるし、またその時に少し躊躇した所などもまたほかの考え方の中で、やはり炭酸ガスの何%か削減ということでもあります。時あたかも大変な世界恐慌の真っ只中でありますので企業の出すその排出ガスの量が非常に多大であるということで、その削減を20%とか日本なども更にまた言っているわけではありますが、京都議定書の時には6%ぐらいを下げたいこうというふうなことも申し合わせたわけではありますが、あまりそれをやっけてしまいますと景気回復に影響があるなどというようなことで、非常に混線を

今現在しているところは事実でありますが方向はそのとおりであります。辰野町もそれに呼応するようにはまた独自で環境整備というような形の中で、既に平成10年には辰野町の環境基本条例を策定させていただきまして、廃棄物排出の抑制を努めるというふうな政策にスタートを切っております。更にまた平成13年3月には辰野町の環境基本計画を作成いたしまして、ごみの減量対策を含む廃棄物の適正処理についての計画を進め、また政策として執行をしているところでございます。まずはこのことも今後の第5次総合計画の中にも大きく含んでありますので、ご質問の内容がどのような位置付けだということでもありますから、大変大事な今そういった計画に則ったまた国、世界との関連も取りながら更にまた町独自でも進めていくというふうな位置付けに現在なっております。

○宮下（11番）

只今重要な位置付けにあるということで安心、意を強くしたところでございます。つぎに私たち身近な問題としての家庭系ごみには可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物が含まれております。そこで家庭系ごみ排出の現状について質問します。上伊那広域連合は平成15年4月から実施した、ごみ処理費用有料制度は7年を経過しようとしております。制度導入初年度には前年度と比べて23%余のごみが減少し、その後はほぼ横ばいで推移をしております。上伊那の家庭ごみの一人一日平均排出量は20年度実績 540 g、全国平均 777 g、これは平成18年度実績であります、と比べて大変少ない量となっております。しかし辰野町のごみ排出の現状は、家庭系ごみ一人一日の排出量が20年度 606 gであり、上伊那他市町村との総量比較では郡平均20年度 540 g に比べ駒ヶ根、伊那市を超え辰野町の排出量は上伊那ではトップであります。お尋ねします。この多い原因をどう分析されているかお伺いします。

○町 長

それでは引き続いてごみの関連質問であります。辰野町の場合は一日の排出量が一人あたり多いだろうということではありますが、確かに全国平均、一般的にいわれる中では大分減ってきている、数量を減らしている量であるところなふうに思います。議員ご指摘のとおり一日一人あたり 606 g でありますし、たまたま隣の箕輪町は 596 g でありますから大差ない、しかし上伊那全体の中で低い所はもっと低い所も 500 g 前後になる所もあるわけでもありますので、決して郡下の中では低い方ではないが一番低いとりわけ沢山出ているということばかりでもないような気がいた

します。しかし減らしていくことは大事でありますし、郡下も広域の中でごみの袋を有料化することによって、抑制効果を高めるといふうなことで進んでおりますが非常に一定の功を成してきております。当時、伊那と辰野と駒ヶ根で焼却場をやっていた頃の排出量から見ると大分減ってきております。現在上伊那広域ではごみの焼却場に関しましては上伊那煙突1本でいこうということで今、伊那の中心部へということで検討委員会もありまた場所の査定する委員会もあり、決定して今地元と交渉中であるわけではありますが、こういったことから見ましても総体的には減る傾向の中にあります。ただ更にまた減らしていこうというふうな考え方がありますが、一番良いのはリサイクルしていただくのが一番良いわけでありますから、特に家庭系の生ごみなどが含まれる、したがって水分も含まれる、したがってグラム数も上がるというふうな形がグラム数を、一人の排出量を増やすのには一番原因になっていることは事実であります。したがっていましてできるだけ畑のある方、ない方いろいろでありますけれどもそういったことで捨てないでなんとか有効に地球に還元していただく、こういうふうな形をまた進めていかなきゃならないとこういうことでございます。量につきまして大分都市化された所などをよく見てきますと、やはりアパートを中心のような所っていうのは以外とごみの排出量は一人あたりグラム数が少ないということがよく言われると思います。これはそういったごみの排出するような物を沢山買ってきてそこで加工するとか、調理するとかいうことでなくて出来合った物、出来上がった物、正にファーストフードみたいな物などを対象にしていますと入れ物のごみは増えますけれども、生ごみの方は減るということでもあります。しかしそれが良いかどうかということになるとまた別の感覚で見てかなきゃなりません、いずれ一般、普通の戸建ての家庭よりもアパートで軒数、戸数が増えている所は若干こういったごみの排出は少ないとこんなようなことも言えるかとこんなようにも思っております。

○宮下（11番）

今町長は箕輪町の例を挙げましても駒ヶ根市は460g、伊那市が570g、中川村は330g非常に同じ上伊那の中でも一生懸命やっている所は少ないしというような数字も出ております。それでは次に家庭ごみの中でも大きな割合を占めている可燃ごみ、特に生ごみですけれどもこの減量化への取り組みについて質問します。家庭ごみでも特に可燃ごみには、生ごみが40%を占めていると言われております。この生

ごみの減量化は、地域住民の意識改革による実践により大きな成果が得られるものと考えます。次の3つについてお尋ねします。町が斡旋している生ごみ処理器の購入補助実績それと今後補助金の拡大の考えがあるのか、それから生ごみ減量化のための生ごみ回収モデル地区大石平事業の実績とその成果について、それに今後他地区への拡大を考えているのか、それからこのほかに新たに減量化への、辰野町が多いということで新たな取組みを考えているのか、この3つについてお伺いします。

○町 長

また担当課長の方から詳しくご説明を申し上げていきたいとこんなように思います。まず減量化でありますがさきほど言ったとおりでありまして多い所、少ない所結構差があることも事実であります。いずれにしても生ごみが含まれると重くなる、水分を含むそして排出量が増えてくるグラム数にカウントされるとこんなふうなことだろうと思います。できるだけ辰野町の場合も生ごみでさきほど言ったように自然に返すまた利用するリサイクルする、そういった形になればというふうに思っております。今生ごみ処理機購入補助制度ということでこれは以前からずーっとやって実はいたんですが、平成13年ぐらいから始めたと思いました。大体一応買える方などが普及されたわけでありまして、一時的に中止いたしましたけれどもこのような、今のような議員ご指摘のようなことなども踏まえて19年には休止いたしましたけれども平成20年からまた復活をさせました。結構これで購入された方、活用されている方もありまして、こういうことをやりますと結構、生ごみ処理された中でたい肥化されたりまた自然の土に返しやす、また肥料化しやすということで非常に有効であるというふうに思っているわけでありまして。現在は限度額2分の1の2万円ということでありましたけれども、限度額今現在は1万円ということでありまして、町でいうと自分たちで行った政策の中の二番煎じの段階に入っているということでありまして。若干あまり積極的だということでは当初から見るとない理由は一応普及したということと、もう一つはこれは残念なことに電力を使うわけです。ですから地球マクロ的にグローバル的に考えていきますと生ごみ処理するために、じゃあ地球のガスを炭酸ガスにしても抑制できるかっていいますと確かにその生ごみはそうであったけれども、それをたい肥化したり生ごみ処理をしている時に電力を使っているというふうな屁理屈でなくて一応の理屈的な考え方理論ではありませんけれども、理屈的な一方的な見方からするとある納得せざる

を得ない部分もありまして、しかし当面協議的に町だけを見ていくとそれでも使った方が良いでしょう、ないよりはその方が良いでしょうと、実際にカロリー計算したわけでありませんがそんなことも現在は叫ばれております。それで環境などを相当進めていただいておりますいろんなグループなどによりますと「ぼかし和え」とかそういった電力を使わなくて生ごみがたい肥化できるもの、しかし時間も掛かるし面倒でもありますけれども慣れればそんなでもないというようなやり方も普及いたしておりますので、この生ごみ処理機だけでなくほかのまた知恵も全国的にいろんな方法、発明がなされたら同時に辰野町の場合もそういったそれ一つを減らすためにほかのまたCO₂を発生させるというような方向でないような方向も検討してかなきゃならないと、これが一番目であります。なおまた大石平をご指摘でありますけれども、平成20年度よりモデル地区ということで厨芥ごみリサイクル事業ということでやりました。結構これが評判良くて、これを持っていただいてたい肥化する業者もありますので、ただこれが一番大事なことはその中によくよく選別分類をしていただかないと、ビニールが入っちゃったり何とかがっていうことになるととても次の処理がやりにくいという形になってくるし、下手すればその一塊はできないという形にもなりますので協力の下、理解の下、ただ捨てるんでなくてそれがどうなっていくということを理解のうえで協力いただかなきゃならない。しかし非常に評判が良く進んでおりますので、このモデル地区を更にまた拡大していくというふうなことで現在考えております。減量化につきましてはそのような呼び掛けと、実際にモデル地区を作って実際に実践をし良いことは伸ばしていく。同時にまたさきほど言ったようにCO₂を片方で発生させないでやれる方法ないかなと検討中でもあります。担当課長からもう少しお話を申し上げます。

○住民税務課長事務代理

それでは生ごみ処理機のいままでの実績についてお答えいたします。処理機につきましては748台、それからコンポスト102台、合計850台が出ております。補助総額につきましては1,739万6,000円の補助が出ております。また次に生ごみ減量化のモデル地区の実績でございますが大石平地区の事業につきましては、平成20年度が35世帯の協力を得まして7.441tの数量が出ております。また平成21年度2月末までの現在でございますと39世帯7.569tの数量が出ております。非常に、目標に対する数字が出ていると思われまして。また今後の地区拡大につきましても検討をし

ておりまして、大石平地区と同等規模の地区を今検討をして進めているところでございます。それから減量化への新たな取組みということでございますが、本年度段ボール箱を利用した生ごみのたい肥化の推進を図るべく、この3月に各家庭にチラシを配布いたしましてまた衛生自連、消費者の会等でも段ボール箱のたい肥化ということで推進を図っております。

○宮下（11番）

新たなモデル地区を設定するということですが、効果が非常にあったということですので世帯数も今後更に増やす検討をしていただきたいと思います。それから今後の取組みについて今ありましたけれども、段ボール箱を利用した生ごみの堆肥化についてはこれは非常に期間が夏場の気温の上がる時でないとう効果が出ないというようなことも、この寒い時にはこれはなかなか発酵しないし効果がでないということも聞いておりますし、段ボールですので扱う量も少ない、3箇月から4箇月の期間しかたい肥化にはできないということと、それから畑だとかそういう土地を持った人でないとなかなか取り着きにくいというようなこともあります。そこらへんもまたそれぞれ地域の住民の中で融通し合うようなことを検討していただければありがたいと思います。それとこの生ごみ処理の件で小野にある土作りセンターについて今畜産農家の減少とか糞がらの問題とかいろいろあるようですけども、この生ごみを利用して土作りセンターを活用するというようなことも今後検討していただけたらと思いますけど、その件についてはどうですか。

○町 長

ご指摘のとおりだと思っておりますが、土作りセンターきゅう肥その他の原料とかですね、いろいろその補助剤につきましても減ってきているので今の議員のおっしゃるとおりに家庭排出生ごみ、分類その他ができなければ学校のものでもとかよく分別が進んだものを、というようなお話もありまして検討はいたしております。しかしあそこ土作りセンター造るにあたりまして地域との契約がありまして、それは当初しないということであくまできゅう肥から補助材でいくという形になってますから、そのへんをどのようにまた住民の皆さんにご理解願えるか本当にそれが良いことだっていうことになれば、推し進めていってご理解願ったうえで進めざるを得ないだろうとこういうふうに思っております。まだ検討中ということでお許しをいただきたいと思います。

○宮下（11番）

是非土づくりセンターの活用ができるような、また地元との折衝をしていただいでその方向に向けて努力していただきたいと思います。特にこのたい肥化について各いろいろの方法があるようすけども、これについては上伊那広域連合ごみ処理基本計画推進委員に町から2人出されておりますけれども、この方々が全国各地の施設を視察されたりこのごみ問題についてはいろいろの知識を得ておりますので、是非この方を町のいろいろの地域での説明会等にも参加を要請して、啓蒙活動に活用をしていただければありがたいと思います。委員の方もせっかく何年間か委員として勉強してきたけれどもその中だけで終わるといようなこと「できればみんなの役に立ちたい」といようなことも言われておりますので、是非町でもそういう場に活用していただければ効果がより一層あると思いますので、その点も検討をお願いしたいと思います。

次に指定ごみ袋購入チケット回収事業についてであります。この事業は平成22年度より年度末に各家庭に残った指定ごみ袋購入チケットを回収するとしたものです。このことにより指定ごみ袋の不必要な購入を抑制し、上伊那圏域内の住民のごみ減量化・資源化意識の高揚を図るとしたものです。またこの事業に小学校関連団体がチケットの回収にあたることによって、小学生の頃からごみ減量化・資源化の学習と実践に取り組む姿勢を培っていくとしたもので、この取組みに対して小学校の児童会などに奨励金を交付するとした制度であります。そこで質問します。22年度から新たにスタートする指定ごみ袋購入チケット回収事業について、学校・家庭への周知方法はどのように行ってきたのか、またこれから行っていくのかお伺いします。

○町 長

さきほど申し上げました上伊那広域連合の中では有料化ということで袋を買っていただく、そのためにチケットを販売する、そのチケットを持って各商店ほかで袋を購入するということでありす。その量をやはり少なくてはいけない面倒だといふことで大量に購入する、大量と言いますか余分に購入する傾向にもちろんあるわけでありす。しかしそれを少し抑えたりまたそういったことがポイント化されて小中学校そういったところの教育に少しでも寄与できればということその回収ということをはじめてみたわけでありす。これに対しましても平成22年から実際に

進めていくところでありますのでごみ処理広域化のプロジェクトチームという形の中での考えられたことでありますので、進めていかなければならないと思います。このことは結構抑制する意識あるいはごみの減量化を図る意識に直接つながるものだろうというふうにも思いますので、ご理解をいただきたいと思います。担当課の方で何かあればお答えを申し上げます。

○住民税務課長事務代理

それではこの制度の内容並びに実施方法につきましては既に平成22年の『広報たつの1月号』に記載をしております。また併せまして『広報上伊那1月号』にも制度の内容等記載をしております。また広域連合の方から各小学校全児童宛にチラシの配布をしております。また町といたしましてもこの3月の区長会の席においてもこの制度の内容、それから取組みの説明につきまして区長さんの皆さんの方にご説明をしております。今後この制度は4月からということでございますので町でも町民にこの制度等の理解を得るためにもチラシ等の配布を今後予定をしております。よろしくお願いいたします。

○宮下（11番）

この制度が22年度末に余ったのということになっておりますけれども、この趣旨からいくと年度の初めからこういう趣旨を広く町民にも分かるように説明して今から減量化、資源化への取組みが関心を持てるような取組みをしていただきたいと思っております。

次に2つ目として辰野町における水道行政の現状と今後についてであります。辰野町の予算書から見る水道事業は上水道事業、小野簡易水道、簡易水道の3つであります。上水道の水源確保の現状について質問します。辰野町上水道は最近の人口数の固定化による飲料水、およびトイレの水洗化などに伴う下水道事業がほぼ終了したことにより水道水の供給量は定まっていることと思われませんが、過去に発生した地下水源への油混入事故、昨年8月の沢底を中心に起きた豪雨災害による水の濁り断水など長時間の断水は町民の生活への大きな支障と不安をもたらしたことは記憶に新しいところです。つい最近2月27日にも小範囲ではあるが上平出での断水がありました。そうした災害等への早期復旧対応は万全であるのか、将来小野簡易水道との統合が実現した場合安定した水源の確保は万全であるか危惧するものであります。そこでお尋ねします。現在の下水道諸施設の安全対策と水道水安定供給への

水源確保の現状についてお伺いします。

○町 長

それでは次の質問でお答えを申し上げたいと思います。上水道に関する問題あるいはまた水道に関する問題ということでございます。辰野町現在、上水道に関しましては7水系がございますし、また地下水源という形では9箇所、また表流水を利用しておりますのが5箇所ということであります。大変に水源の多い町だということでありまして上伊那でも水質検査を広域的に全部で行っておりますが、その中で伊那と辰野どっちかどっちかというぐらいの水質検査料を支払っております。箕輪町にたまたまこう比較って言いますか対比で見ても約倍以上の水質検査料を辰野町は払ってる、それだけ水源が多いということでもあります。そういう中で優良な水を豊富に供給する義務が、しかも安定的にということでもあります。議員のご指摘のとおり油混入事故が中央水源で発覚したり、あるいはまた災害にあるいは大雨などによって沢底水源が汚濁化したりということが確かに発生はいたしました。中央水源に関しましては現在そこに監視計を付けてまして万が一にそちらの方から油が、地下の油を全部取りきるわけにはいきませんので、その井戸は閉鎖してほかの井戸に流れ込まないようにというふうな対策でありますから、そういったところで流れ込んでも警報装置が鳴るようにいたしておりますし、また止めた井戸の分は高畑へ1つ、もう1つ合計2つぐらい造って水が止めた所以上に取りれるように現在は仕組んであります。沢底水源に関しましてはもう災害、災害続きでということでもありますから現在そこに土砂、土石流いろんなことが流れ込まないようにということでもありますから、いろんな工法を災害的に捉えましてそして小さなダムと言いますか治水的な問題あるいはまた災害を防ぐ問題、治山的な問題、治水治山両方で対応に堰堤などを造って図っているところでありまして、できあがれば今までのようなことはあり得ないということに考えております。上平出の水の断水の事故であります。これはまたちょっと違った意味だというふうに聞いておりますが、比較的短時間でこれは復旧できたわけですが、送水管の中の亀裂と言いますかジョイントが外れたということでもあります。やはり老朽化したものに対しましてもよく点検手入れをしていかなきゃなりませんし、また石綿管であればこれは交換していくということでもう僅かではありますが、この上平出と違いますけれども早く交換をしきっていききたいと、これは健康安全面ということでもあります。そのように現在進めており

ますのでよろしくお願い申し上げます。今の問題に対しては以上であります。

○水処理センター所長

緊急時に関しましては水道の監視システムから係員が所持する携帯電話の方に、それから役場の宿直の方にも通報が入るようになっておりまして、緊急出動する体制を今24時間体制で取っております。それから住民からの通報がありました場合には役場の宿直より連絡がありまして、緊急出動をする体制を取っております。それからあと水量の問題ですけれども、上水道の計画水量というのを1日1万220 tを考慮しておりまして実際に配水した量の実績としましては平成20年度1日平均7,383 m³になっております。

○宮下（11番）

それでは上水道の水量はまあ十分賄えているということで判断させていただきます。次に簡易水道の現状と今後のあり方についてであります。辰野町の簡易水道は段階的に上水道へ統合され減少してきているものの、山裾の豊富な水と美味しい水を守りそれぞれの地域が水源の施設維持管理に努めて現在も継続されている、川上簡易水道・下横川簡易水道・鴻ノ田簡易水道・門前簡易水道・上野簡易水道・渡戸簡易水道・中之橋簡易水道・相の沢簡易水道、計8か所があります。このほかにも小規模な簡易給水施設、飲料水供給施設もあります。これは上伊那郡下1簡易水道などが多い町となっております。それぞれの地域で守ってきた簡易水道も地域によってはこれから先、人口の減少による過疎化、高齢化により地域自ら施設及び水質の安全管理について守っていくことが危惧されるものであります。そこで質問します。町はそれぞれの施設の管理・施設の老朽度など現状把握はできているかお伺いします。それからちょっと時間がないので続けてこれは町長にお尋ねしますが、安全で安心な水を供給するためにも町水道行政の町水道行政の長期的展望を見定め上水道への統合を視野に入れるべきと考えますが、町の強い主導による統合の考えはあるかお伺いします。

○町 長

時間も迫っているということでございますので、答弁の方も簡略の方に申し上げていきたいと思いますが、いずれにしましても今現在は上水道とそれから議員のご指摘のとおり簡易水道、簡易簡、給、飲、供というこれ分かれております。規模で

分かれておりまして、いずれにしましても辰野町は水源の多い中でそれぞれの給水システムを作ってやっているわけでありますが上水道以外はその皆さん方がお金を出し合って水源確保をし、浄水場も造ったりして簡易的にやっているという、したがって非常に水道料も安くやってらっしゃいます。上水と比べますと下手すると3分の1とか半分とかいうような所もあります。しかしそれを大体昭和30年ぐらいにそういった浄水場ができたものが多いわけでありますから、既に50年経過大体60年耐用年数と見ますとあと10年そこそこでというふうな所が出てきますが、それを直して新たに設置すると莫大なお金が掛かりまして、それじゃあその組合の皆さん方が今まで水道料が安かった分を貯金したってそれができるかっていうとなかなかそうにもいかないということであります。行政の方も国全体的に見てもそういうふうな傾向がありますので、国の方は平成28年から簡易水道には補助金を付けないというふうに決定されました。上水道に加入すべしとこういうことです。しかしそれも22年、ですから22年の3月ですからこの3月いっぱいぐらいまでに統合を予定する報告をしないとそれまでの間も付けていかない、というふうな予算を簡易水道に国庫補助を付けないということでありまして、これは大変なことだと思っておりますがいずれにしましても早く上水にそれぞれが加盟することということであります。上水加盟も2つ種類がありましてソフト面で運営形態を上水道なみにするという、あるいはハード面で本当に本管をつないでしまう上水につないでしまうということであります。例外的にはその地域が上水道をやっているところから見て10km以上離れていると思われる所、あるいはまた離島で橋がない所などは例外でありますがおのほかは全部国が制度が変わってまいりました。したがってボツボツ簡、給、飲、供ほかなどをやっている所は早く上水に加盟するように小野は来年度上水に加盟ということで準備を進めておりますが、そのような状況が今現在進めているところであります。安全安心でどのように考えているかといいますと、やはり一時水道料がずーっと何十年か安くても大変設備に掛かるわけでありますから、国の方の方針国庫補助が付かない以上は早く上水に加盟してとこのようにそのことをまた周知徹底をしてまいりたいとこういうふうに思っております。

○宮下（11番）

今国の予算の件もありましたけれども、近年の異常気象による豪雨災害または逆に水不足による水源の枯渇など異常事態も予測される中、国の規制に強化されこの

先行き詰まるということのないように町も主導的な立場で統合への模索をして、計画あるいはこれから住民との話し合いをこれから進めていくことが大事かと思えます。それでも統合できなかった場合、こういう老朽化施設等非常に高齢化した中でその住民に全部を負担を押し寄せるというようなことは非常にそれぞれの簡易水道を責任持って維持管理している人たちにしてみると、自分たちで全てを更新、設備等賄えということになると大変なことだと思いますので、そこらへんは統合できなくてももしそういうことが発生した場合には町で支援する考えがあるのか、その点お伺いします。

○町 長

町で支援という形になってまいりますと、町の皆さん方の税金をそちらに投入するということでもあります。国庫補助があるなら町の協議的に見てくると他所からお金がくるやつは良いんですけども、さあその場合に今まで水道料を安く自分たちで使っていて、壊れたから上水道ほかを運営のするような一定の水道料を払っている人たちの税金をそこへ投入して良いかというこういう理屈になってまいります。さりとてまるっきり放っておいて簡水、そういった組合なら組合立だけでやれっていうこともまた困ったものだなと思えますし、少し検討をさせていただきたいと思っております。過去鴻ノ田で一部この水源を揚水ポンプなどを変更したことがありまして、若干の補助ぐらいのものを町がもった例もありますのでそれらを参考にして、ただ上水と全く同じような補助といえますかそういったことではなかなかいけないだろうと、上水の場合は全部町の方で浄水場にしても何にしてもあるいはまたいろんな検査器具にしてもいろんなそういった器具、設備それから枯渇すれば水源に対しての捜索いろいろやって一番適宜な所へするって全部やるわけではありますが、簡水の場合はさきほど言ったようにあくまでその地域でありますから、その代わり水道料がただみたい。ただっていうこともおかしいですが上水の何分の1かという、ですからどこで焦点合わせて補助金を投入すべきか大変なことでもあります。いずれにしても相談があれば検討はしてみたいとこのように思うわけであります。以上であります。

○宮下（11番）

簡水においても一応辰野町の簡易水道ということですので安全で安心な水を安定して供給するということになっておりますので、これは住民に対する行政の責務か

とも思います。是非そういうことが発生した時には個々について相談に乗っていただきたいと思います。あと3つ目としてふるさと納税を上げてありますけれども、時間がきましたので次回に質問することにします。以上で私の質問は終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席12番、宇治徳庚議員。

【質問順位2番、議席12番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（12番）

私は教育の分野と地域振興ということで、とりわけ地元で抱えている課題を重点に質問を2点させていただきたいと思います。最初に両小野小中一貫教育移行に向けて現在推進されている状況ですがどのような状況なのか、また今後の進め方ということでお聞きしたいわけでございます。昨年4月に行政主導で設置された両小野小中一貫教育検討委員会が、現場の先生や地域住民代表など30名近いメンバーで、小中9年間の教育に関する協議・研究を始めて丸1年が経過いたしました。この間、この検討委員会発行の『かわら版』が都度配布され、その活動が伝達されているところではありますが小学校においては『しだれ栗』中学校においては『おきな草』がそれぞれ毎月の如く発行され全戸回覧されるようになり、紙面を見るにつけ活動が手に取るように伝わってまいります。小中一貫教育を見据えた学校長以下教師、児童生徒の目線と行動が一つの方向に向かって動いていることを強く感じます。そこでまず教育長にお尋ねいたします。平成23年4月本格実施に向けこの1年間推進された活動内容とその中間評価をお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

只今ご質問の両小野小学校小中一貫教育についてでございます。この1年間の取り組みとその評価とこういうことでございます。今、宇治議員さんもお話ありましたように今年度4月に小中一貫教育検討委員会を立ち上げました。立ち上げましたこの検討委員会全体会もありますが、それぞれの小委員会また専門部会、教育課程の研究部会等々いくつかの小委員会や部会にも分かれておまして、それぞれの部会でそれぞれの検討を重ねてきたところでございます。その会合の数あるいは懇談会の数、試行的に実施された数々の事業活動等々全部合わせますとまだ3月末まであるわけではありますが、3月末まで合わせてみますと70数回に及ぶという検討を重ねてきております。それらの中ではいろいろな研究、研修それから先進地の視察

等もございました。先進的に一貫教育を進めている例えば大垣市でありますとか、八潮市でありますとかあるいは京都市、上田市等々の視察を重ねてまいりました。更に呉市からはおいでをいただいて研修会、講演会をするなど先進地に学ぶことを考えてまいったわけであります。また今お話ありましたように地元住民に対してどのように啓発するかというようなことに関わって『かわら版』等も年間に6、7回発行がされております。更にPTAや組合議会の方々への懇談会を重ね、保育園の保護者会にも懇談会を重ね、そしてまた地域住民からのアンケートも取って地域の意向を聞いているところでもあります。更に3月末までの間には中信教育事務所や南信教育事務所、また今日も実は国立教育政策研究所へ報告、相談に行っているわけではありますが教育事務所への報告、相談も行うことになっております。更に学校現場におきましては小中相互の交流や乗り入れについてどんなことが可能であるのか不可能であるのかということを試行的に実施し、検証を重ねてきているところでもあります。例えば行事の活動でいいますと音楽会に小中が交流しながら音楽会を行うとか、あるいは中学の文化祭へ小学校が参加をするとかあるいは小学校の運動会に中学生が参加するとか、あるいは中学の部活動に小学生が入ってやってみるとか、それから小中合わせた合同の地域美化ボランティア活動とかどんなことができるのかを試行的に実践をしているところでもあります。また一番肝心の授業につきましては小学校の特に5年生6年生、特に6年生であります、一部教科担任制を盛り込むなどをして中学の先生が小学校へ行って算数の授業をするとか、あるいは小学校の横の連携でも教科担任制を実施するとかあるいは小学校の家庭科の免許を持っている先生が中学に家庭科の免許を持っている先生がいないので、中学へ行って家庭科の授業をするとか、あるいは中学のALTの先生ですね英語の助手の先生が行って小学校、特に両小野の場合は小学校1年生から6年生までに英語の授業をするとかというようなことを重ねてどんな授業がどのくらい可能なのかということも検証をしてきているわけであります。そんなようなことで非常にきめ細かくいろいろな研究、実践を重ねてきていただいておりますので、1年目としては大変良い研究ができていかなとこんなふうに私は感じているところでもあります。更に今後の課題もあります。もう22年度1年かけてしっかりした計画を作りまた、県や国と相談をしながら一番良い形のものができるかあがっていけばありがたいかなとこんなふうに思っているところでもあります。以上です。

○宇治（12番）

今のお話いただいたとおり確かに非常に多面的に幅広く取り組んでいただいているということで中学校の教師が出前講座で社会や算数を6年生に教えたり、あるいは講演会もさきほどのお話のようにあったり確実に計画的が進められているということを実感いたしますし、PTAや住民の間からも今では「小中一貫」という言葉が自然に口から出るというような場面も多くなったことも確かでございます。先日も北小野保育園の関係者から「保育園の統合も早くして欲しい」といった思わぬ意見も耳にしてですね、更にその実感を強くしたわけでございます。そこでもう一つの課題となるのが県教委との関係かと思えます。当面、形としては「施設分離型」を目指すと言われておりますので、校舎は両地区現状のまま活用されることとしてそれに関わる場所の教育事務所ですが現在小学校はご承知のように伊那教育事務所であり、中学校は松本教育事務所ということになります。一貫校ということになりますとどちらかの教育事務所の傘下に入らなくてはならないような気もしますが、またその方が実効も上がるかというようにも思います。この点について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長

ご指摘の教育事務所の管轄についてであります。小学校は今、伊那教育事務所、中学は松本教育事務所とこういうふうにおっしゃられましたけれども、今年度から教育事務所の名称が変更になっておりまして伊那教育事務所は南信教育事務所、松本教育事務所は中信教育事務所というふうに教育事務所の名称が変更になっております。今ご指摘のように小学校は今、南信教育事務所、中学は中信教育事務所でありますけれどもこれからさき一貫校の中身をどのように計画立てていくかということによってこの学校が一つの学校と見なされるか、二つの学校と見なされるかというところに大きな違いが出てくるだろうと思っております。計画を作り県の教育委員会あるいは文部科学省へ報告をし相談をした時に「これは一つの学校である」というふうに判断されれば校長が一人になると思えます。「二つの学校だ」というふうに判断されれば校長が小、中一人ずつ二人の校長になるとこんなふうに思っております。したがって計画のあり方によって一つの学校だということになって校長が一人ということになれば、これは今までの体制のまんまではいかれないというふうに思いますのでどちらかの教育事務所になるだろうと思っております。その時にですね小学

校が本務で中学が兼務というふうになるかあるいはその逆になるかによって校長がどちらに着くかが決まります。小学校へ着けば南信教育事務所、中学へ着けば中信教育事務所というふうになるだろうと思われます。そこのところで一人の校長にした方が良いのかあるいは二人の校長にしてやっていく方が良いのか、ということも県や国と相談をしながらメリット、デメリット考えながらこれから先計画をしっかりと作ってどちらが良いかを検討していく必要があるだろうと、こんなように考えています。以上です。

○宇治（12番）

今の話でいけば内容的に一つの学校という意味では一貫校の特徴だろうと思いますが、名称ですね、いわゆる学校の名称っていうのはどのような形になるのでしょうか。一つの名称という捉え方でよろしいのでしょうかね。

○教育長

中身のあり方によってやっぱり名称も変わってくるだろうというふうに思います。例えば両小野小中学校という名前を付けるとか、あるいは両小野学園というような名前にするとかいうようなこと、中身との関わりで名称も変わってくるだろうと考えております。

○宇治（12番）

更に小学校組合議会という問題もあります。中学校組合議会、現在組合議会のあり方も今のままで良いかということもあろうかと思えます。小学校は辰野町、中学校は塩尻市が事務局として二つの議会で構成されているわけですがけれども、この学校組合の統合について統合されればされたで新たな課題はまた出てくるかと思えますけれど、この点については教育長の見解はいかがでしょうか。

○教育長

ご指摘のように現状は小学校組合議会、小学校組合教育委員会、それから中学は中学校組合議会、中学校組合教育委員会によって運営をされているわけですが、さきほど申し上げましたようにこれが一つの学校というふうに見なされるか二つの学校というふうに見なされるかによって変わってくるだろうと思っています。二つの学校ということになれば現状のとおりでもいけられないことはないだろうというふうに考えます。一つの学校ということになれば一つの学校に二つの教育委員会が関わる、二つの議会が関わることは不自然でありますので、一つの学校と見な

されれば一つの教育委員会や議会がやっていくべきだろうと、その時に二つの方法があると思いますが一つは一部事務組合ですね、今と同じように小中別々でなくて小中学校組合議会、小中学校組合教育委員会という一本立ての議会や教育委員会で運営していく方法、一部事務組合の方法ですね、ともう一つは委託方式があると思います。すっかり辰野町が事務局を持ってやっていくあるいはその逆に塩尻が事務局を持ってやっていく、もう一方事務局でない方は委託金を出すという形で運営は全部向こうへお任せするという形があろうかと思っています。したがってこれからさきの学校をどういうふうにするかという形によって変わってくるだろうというふうに考えています。いずれにしても校舎は分離型でいくということでもありますので両方の校舎今1 kmくらい離れているわけですが、これを一つの学校と見なしてやっていかれるのか二つの学校になるのかというところが争点になろうかと思っています。もし今の形を変えるとすればこれから先現在の両方の組合議会に掛けて検討をして、どのような形が良いのかを決定していきたいと思っております。22年度中にそれは行わなければならないことだろうと思っています。以上です。

○宇治（12番）

実は昨年、下諏訪町のある議員から一貫教育についての問い合わせを受けた時お聞きした話なんですけども、下諏訪の小学校で4年程前に国の「教育特区」の指定を受けてスタートした「英語科」ですけれども、子どもたちが中学へ進級したことで中学の英語のカリキュラムとリンクせず一貫性に欠けるという問題があり、折角の特別教育が活かされていないという現実を解消するのに「一貫教育」の重要性を強調されておりました。両小野の場合、来年の4月から念願の一貫教育がスタートするわけですけれども課題はいろいろあろうかと思いますが、計画どおり本格実施されるよう引き続き行政のリーダーシップを切にお願いしたいというふうに思います。この質問は一応これで終わらせていただいてもう1点のですね小野駅、JR小野駅との道の駅の設置について町長にお尋ねしてまいりたいと思います。

先に行なわれた小野地区町政懇談会の折りに、質問も出ませんでしたがあとで何人かに私も言われたのが「行政側から状況の概要説明がされても良いんじゃない」っていうこんな問いかけもいただきましたので、今日は私から質問させていただきたいと思います。さきの要望書で申入れ受理されてからちょうど1年が経ちます。地元住民の期待も大きく待ち望んでいる施設です。これは単なる「箱物」では

なく農業振興、地域振興、観光、JRの誘客増加、そしてにぎわいの拠点としての宝物が一杯詰まったスペースです。そこで町長にお尋ねいたします。この件について「県との現場説明で大型車が回るのに狭いと言われた、補助金制度をさがしている」そこまではお聞きしました。そのあと町としてどのように検討されているのか、簡単なテーマではないと思いますけれども今後いつまでに、どのような方向付けをしていただけるのかをお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位2番の宇治徳庚議員、2つ目の小野駅の道の駅の設置の問題ということでご質問でございますのでお答えを申し上げます。今、議員がご指摘のとおり昨年の丁度今時分に辰野町は小野区の皆さん方からその設置についての要望書をいただいたところであります。適宜これも町だけでできることでありませんし、いろんな道の駅ということになりますと道路と関連してまいりますし、駅の方も関連してまいりますということでもいろいろと検討したところでありますが、9月議会でのお尋ねした内容と現状は変わっていないところであります。やっぱり道の駅というふうな切り口でまいりますとやはりあとで課長の方からお答え申し上げますが、事業制度というものがあまして、それをクリアしなければならない。同時に道の駅の都合で造るんでなくて道路管理上で道の駅を造ると、こういうふうな観点に立ってくるということは段々更にまた分かってきたところであります。伊那建設事務所も行って現地を見たりいろいろしているわけでありますが、またどうしても大型車が入れないような道の駅ということは、そういった国土交通の関係の中では認められないということでもあります。またじゃあ農産物の販売ということで農林省の方の関係の地域間交流拠点の整備などではどうかというふうなこともあります。担当課長の方からその研究内容もここでお答えを申し上げていきたいと思っております。いずれにしてもなかなか思った以上に難しく、どうしても地域の与えられた面積とまた小野駅との一緒の合体的な考え方、非常に考え方や進め方、地域の活性化そういうことは良いんでしょうけれどもやはり国の法律あるいはまた補助金なども対象して付けるには非常に難しいことになってきたなと思っております。現在そういったことでいついっかまでにするということとは言えませんが、何かほかにも良い方法はないのかなと検討はしております。現状ほかにつきまして担当2課長の方からお答えを申し上げます。

○建設水道課長

私の方からは補足説明をさせていただきますけれども、道の駅につきましては全額と言いますか施設そのものを町が取り組んで造ればある程度の自由は利いて建物、あるいは駐車場整備できるわけでありまして、現在のところ道の駅につきましては財政的な面もございまして道路管理者であります長野県、当地では伊那建設事務所の事業で駐車場、あるいはトイレ、情報施設等については造っていただきたいという形の中で県に要望しているわけですが、その中でさきほど町長も申し上げましたけれども昨年の7月の9日の日に現地調査をした結果の中でも9月議会でもってお話したとおり、なかなかいろんな条件的には難しい部分がございます。現在も当然伊那建設事務所と話を詰めているわけでありまして、県の方もなかなか事業として取り組むものがないということの中で、特定交通安全施設等の整備事業というような駐車場整備の仕事がございまして、それらを使って県としては整備をしていかざるを得ないという形の中です。現在のところ具体的な面積あるいは方法論等についての説明もまだしてありませんので今後、町あるいは県、地元と話し合いの場を持ちましてですね、そこで具体的な方策を決めまして詰めていくという形で準備しておりますのでよろしくお願いします。

○宇治（12番）

取り組んでいただいている状況は一応分かりましたけれども、私どもとしては元々お願いした時にはですね駅の面積で大型車というイメージが問題になるっていう認識なかったんですけれども、前提としてですねタクシーの待機所はまず移動していただきたいと、それから水路の今の状況は暗渠にして上を利用して活用できないかと、それから信号機も1本は邪魔になるからこれは対策が必要ですね。あるいは介護予防センターの広場も相乗りで利用させてもらえないかと。更に不足するとなればですね第2駐車場的なもののスペースも確保しなきゃいけないだろうなと、こういうところまでは地元なり議論はしてきております。これは素人なりのアイデアで駐車場のいろいろも全国調べて、そんな認識はなかったというのが実は私どもの判断でいけるというふう判断した結果でございます。今のお話の中で一つちょっとお聞きしたいのはですね、町側として実際に県なり関係者と詰めるにあたってそれなりに検討の図面とかですね、簡単なそのレイアウト図なり作ったのをお持ちになっているのかどうか、そのへんはいかがなんでしょうか。

○建設水道課長

現在の検討しているものにつきましては昨年の3月にいただきました、地元からいただいた構想図、これは一応縮尺的には合っているものですからこのへんを利用させていただいて伊那建設事務所とは詰めております。以上です。

○宇治（12番）

私の方とすれば県を説得するにはやはり実際に見ていただいでですね、大型がどこへどういうふうに配置できるとかっていうそういう画入りスケッチのようなものがあって然るべきないかとも考えるわけですが、町長もご存知のとおりですね数年前に町からの急な対応を迫られた町営住宅10戸建の建設と、更に介護予防センターの同時新築ということで駅前の活用方法やその影響などで地元の反対も強かった中で、当時の区長や区会の皆さんが再三説明会を持ってですね、どちらかと言えば説得した形で現在の状況に至っているのがあの駅前の姿です。したがって今回の道の駅設置にあたってはですね、私どもは事前に駅周辺の住民約50軒に案内を出してこの構想について説明会をやりました。駅に近い住民20軒近い方が出席いただいで中には町営住宅の時、反対された方々もおりました。全員この道の駅の構想には賛成いただいでおります。これは正にボトムアップの方針や要望でございますのでなんとももっと掘り下げた、一つ検討いただけないかというふうに思うわけです。是非改めてですね町の仕事として位置付けていただいで、一定のレイアウト図なりを作成し県やJRとも詰めた結果、本当に難しいということであればその説明を添えて正式に返答をいただきたいと考えるわけです。地元としてもここまで手続きを踏んで進めておりますので、しかるべき組織、機関に必要とあれば代替案等の検討もしなくてはならないということと考えております。これらの背景も充分ご理解いただき受身の対応でなくて地元の代弁者として「さすが町だ」と言われるような一つ対応を是非期待して私の質問にさせていただきます。

○議 長

ちょっとお待ちください。産業振興課長の方から答弁があります。

○産業振興課長

私の方から建物関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。直売所あるいは加工施設の関係につきましては農林水産省の補助金関係がございます。現在考えられるものにつきましては地域間交流拠点施設の整備、これ10分の5.5の補助

金がございます。それからもう一つでありますけれど、経営体整備交付金事業があります。これは2分の1となつてまいりますけれど、この二つの事業が現在考えられるというふうに思われます。一番心配になる部分におきましてはですね、どちらの事業においても事業成果というものが非常に問われるものでありますので、通年で農産物の加工販売ができるかどうかというようなことが懸念されるわけでありまして、こちらの方の対応もこれから取ってまいらなければならないというように思っております。以上です。

○宇治（12番）

地元の今の農産物とか特産の振興についてはこの御柱も含めてですね、現在鋭意地元では努力して道の駅の設置に向けて取り組んでおる状況でございますので、いろいろお含みいただきたいと思ひます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始 11時 16分

再開時間 11時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席6番、永原良子議員。

【質問順位3番、議席6番、永原 良子 議員】

○永原（6番）

それでは介護保険について質問させていただきます。歳を重ねると老化現象に伴っていろいろな病気に罹る可能性が高くなり、病気によっては寝たきりになるなど介護が必要となることもあります。さて昨年4月実施の新しい要介護認定制度について最初にお聞きしたいと思います。介護度新認定制度の運用実態についてです。昨年4月実施の新しい要介護認定制度について厚生労働省は一律に軽度に判定されるものではないと説明していました。辰野町でも新認定制度の運用で介護度が下がることはないと言っていました。しかし厚生労働省が公開した全国のデータによれば新制度では非該当と認定される人が、2008年4月から5月の調べの0.9%から2009年の4月から5月の時期に比べて2.4%と3倍近くに増えました。非該当要支

援1
2、要介護1の軽度者は49.5%から53.6%へ4.1ポイント増えたというデータが出

ております。そこでお聞きいたします。辰野町では実際には昨年の要介護認定制度によってどうだったか、実情をお聞きしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第3番の永原良子議員の質問にお答えを申し上げます。介護保険制度に対しまして新たな認定基準が平成21年4月、昨年の4月から導入されて見直されたところであります。これに対して介護度が下がる人も出てくる、逆に上がる人も出てくる、同じ人も出てくるこういうことでありまして、一定の基準はいくらか精査されてやったわけでありまして、辰野町の場合どうかということでありまして、また担当課長の方からお答え申し上げますが下がってしまったということではありますが認定患者数が276名中、介護度が改善されたというふうな報告がありましたのが33名、更にまた3段階も変化して下がったという方が9名ということでもあります。これも方策的に介護保険料をあまり使わないようにするための制度かどうかということにはちょっと私は良く分からないんですが、一般的にはこの見直しということはあるわけでありまして、普段でもやっています。半年とか1年に一遍キチッと介護度例えば5なら5、また再認定を毎年毎年その方に関しても今までの認定者に対してもやっていくわけでありまして。ただ下がるからいけないって一概に言い切れない部分もありまして、これは理論的なことではありますが例えば一つの例で、このあいだも課長会でちょっと話をしたんですが圧迫骨折で入院された方などが立てない状態、寝たきりの状態の介護度と圧迫骨折というのは手術するのが多いんですけども、しなくてもそのまままた上手く立って回りの神経なども圧迫せずに骨の方も固定されて回りの筋肉が補助して歩けるようになることもあります。そういう形の中でまた判定すればずーっと介護度が下がることもまた事実です。というふうに理論的にも考えられます。絶対あってはいけないってことじゃありません。なおまた最初は自分の主治医あるいはまたケアマネその他いろんなチェックでもって入っていくわけでありまして、入所されますと今度は入所先の医師の方が主治医というふうになってまいりますので、そちらの見解などの意見書を付けて出されますから大方は違わないんでしょうけれども変動はあり得ることは事実であろう。今のお答えに関しましては辰野町の場合は21年10月の現在でそのとおりであります。

○永原（6番）

今、中には3段階介護度が下がったってという方が9名ほどいらっしゃるっていう

ことですが、どういう理由で新しい認定制度に伴ってのことか、どういう理由でその方が下がったかをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

33名の方が軽くなりましたがその内、3段階変化した方9名につきまして調べてみました。さっき町長が申し上げましたとおり最初の認定の時には腰椎圧迫骨折で入院中でした。その時の介護度に比べて半年後の6箇月後に再調査をした時には既に杖で歩ける状態であった。9人の内6名の方は当初入院中でした。そのほかの方につきましては最初の認定調査の時には外出が全くできませんでしたが、6箇月後の再認定の時には上辰野の自宅から平出の公衆浴場まで歩いていけるようになった、そのような方が3名、合計9名の方が3段階の変化でございました。以上でございます。

○永原（6番）

病状が良くなって介護度が下がったっていう方もいらっしゃいますが、私のところに何人か相談に来た方は、1人はですね別に症状が変わらないんだけど介護度が2だったのが要支援1になってしまい、デイサービスを週2回行っていたんですがそこでリハビリもしてとても本人も「2回行けて良かった」って言っていたのが1回に減らされてしまった。もう1人の方はやはり今言ったように人工関節の手術をした方なんですけど、手術をしまして介護度が要介護3の判定を受けて当初術後はリハビリに励んだものの、まだまだ歩行困難が家の中での移動もやっとの状態だったんですけど、昨年12月の2回目の判定では要介護3から要支援2に極端に判定が下がり、Aさんの状態は確かに手術した当時よりも大分良くなってはいましたがまだまだ改善状態で、介護度が下がったことによって今年の1月からは起立補助イスのレンタルも打ち切りとなり、こたつからの立ち上がりも時間が掛かるようになり実費で座椅子を買うようになってしまったと、その方も町の認定の方が訪問された時に矢継ぎ早に質問され、本人も聞かれた時にゆっくり答えなかったって認めているんですが、ぶっきらぼうに答えてしまったっていうことで内容も「洗濯はどうされてますか？」と聞かれると「洗濯くらいは俺だってできる」とか「俺をあまりバカにするな」とかなんとか冗談ぽく答えてしまって実際洗濯物も物干し竿のある2階へはまだまだ上がる状態ではなかったんですけど、やはり本人もプライドみたいなものがありましてそういうしがらみからじっくり聞いて、洗濯っていうも

のは洗濯機で洗濯をして干すのは結構時間が掛かったり、自分で動かなきゃいけないので「洗濯はできる」というふうに簡単に言ってしまったみたいなんです、特に認知がかかったりしている場合は人が来るとですねシャキッとしちゃうっていうそういうことも多々聞かれます。それで昨年の介護認定基準の改定で判定が軽度になった人が何人かいるっていうことで、私のところにも来てました。そういう人の対応はどうされたかお聞きしたいと思います。

○町 長

具体例に対しましてはまた課長の方からお答え申し上げますが、今のご質問の中で新しい基準になったんで同じ様態でも下げられた方、っていう方も中にはあるのかなっていうことは理論的にも考えられます。このことに対しましては一応既得権ということで昨年の9月30日をもって終了いたしました。前の介護度を申請しそれを容認していただくことができるというふうになっております。その後に関しましては今度は新しい規準でまたやっていますので、これは人間のやることです。どうしても機械やコンピューターとは違いまして、コンピューターには打ち込むんですが対談、対面、様子見の中である程度の判断はなされてくと、全ての医療もそうなんでしょうけども、そういう中でご指摘のとおり人間誰でもそうですが人が来るとシャキッとすると、したがって介護度が2ぐらい下がっちゃうような様態をする方もある。認知症の方でもその来た方にお説教するような人も出てくる。昔のこと良く覚えている。これは今までの介護の方がちょっと、もう少し治ってきたんじゃないかと判断されることもあるわけですが、最近こういったことはドンドン進んでますのでそのへんも加味しながら、認定はされるようにしているようでございます。それで特別長い時間ずーっとそこにいるわけにもいきませんが、何度かあたる中でケアマネ、あるいは主治医の意見、お医者さんたちはそういったことは大体反応を見たりほかのことをただしゃべるだけで、シャキッとするだけでなく洗濯できる、できないっていうことでなくていろんな判定の仕方がありますから、机の上にもいろんなものを5つぐらい置いて「じゃ、はい何がありましたか？」とか「10時10分を時計で書いてください」とかいろんな判定方法がありますから、ただシャキッとただけでは判定されてません。同時にそういったデータを持って上伊那一律に専門委員が決定してきてますので不公平、公正、誤りのないような方向を取っているようなことだと思えます。ただあまりに誰が見ても認定されたものと現

実とは違うっていうふうになれば再調査もできるわけですし、それはそれでやはり申請の仕方もありますので、同時にまた一旦判定されても半年毎にはまたチェックされている筈ですし、その間でも気に入らなければまた再審査もできる、再要請もできるということでもあります。ご本人でなくても回りの方あるいはまた家族の方などのご判断も願えればありがたいと思います。新しい認定制度の中で保健福祉課の方、町の方へも1名の方は確かに相談があったやに聞いております。その方に対しては介護度が3から2になったということで、施設入所している中でであります。それはさきほど私が言いました多分、施設入所する前の判定と入所されてあとの判定はたまたま主治医が代わってきたその見解の差も出てくるだろうと。明らかに3明らかに2、しかし限界がありますのである程度容認していただかないと人間のどちらかに取るかという主観の部分も若干ありますので、ただ議員ご指摘のように明らかに3つも4つもそんなに差がないのに下げってしまうっていうことは、あり得ないような方向にあるとこんなふうにも思っております。担当課長からお答え申し上げます。

○保健福祉課長

今回の介護認定につきましては、主に見たままをまず調査しましてそのうえで特記記述として記入します。それに主治医の意見書を付けて認定調査を行いますのでバラつきが、さっき言ったように認知症の方についてはバラつきが出ると思います。もしご不満の点がございましたら町の方へは介護区分変更申請とか、県の方へも不服申請ができます。たださきほど町長も申し上げましたとおりにその前にご相談いただければ再調査をしておりますので、よろしく願いいたします。

○永原（6番）

国の方でもですね今回昨年の4月に導入された認定方式でですね、やはり下がった人がいるっていうことで見直し策として、一つは実際に行われている介助で機械的に判断するのを止めて、行われている介助が不適切な場合は適切な介助を選ぶことにするなど4点にわたって基本的な考えを変更したり、もう一つはですね座って座位保持できるかの判断を1分間できるか、から10分間できるかに戻すなど個別に17項目の基準を変更した、この2つの点で4月からの制度変更の誤りを認めてるところもありまして利用者への74項目の聞き取り調査の内、43項目の基準を見直す案を検討委員会に出して了承されたっていうことがあります。辰野町でも是非下がっ

て困る、何で下がって困るかっていう相談の中ではやはり今まで週何回か使えてたものが介護度が下がったことによって2回から1回になってしまった。ベッドとかイスとかそういうものが使えていたんだけど、介護度が下がったことによって使えなくなって自分で購入したりしたっていうことで経済的にもとても大変になるっていうことで、困ってるっていうことが現実にありますので今お聞きして相談に行けば親身に相談していただけるっていうことですので、是非相談が行きましたら丁寧に相談して本当に介護というものでは実際に介護してみないと分からなく、本当に家族の方も本当に大変なことがあるので是非、対応をよろしくお願いいたします。次に認知症対策についてお伺いします。認知症とは認識したり記憶したり考えたり判断する力が障害を受け社会生活に支障をきたすようになった状態を言います。それを引き起こす原因にはさまざまなものがありますが、辰野町でも高齢化率が上がってまして現在ですね約、国の方では65歳以上の15人に1人くらいが認知症になっているっていうことでそのあれで計算しますと、辰野町も65歳以上の方が6,250人ほど去年の4月1日現在ではおりますので計算してみますと約400人くらいは認知症の方がいらっしゃるっていう現実があると思います。そこで辰野町としては認知症対策をどのように進めているかお聞きしたいと思います。

○町 長

高齢化の一つの脳の現象の一つというふうに捉えることがデータが示しているところでありますが、しかしある程度予防とか前もってそういったことを分かって進めていく中で周り、本人、遅らすとかいうことなどは一部できるというふうにも聞いております。このことに対しまして認知症に関しまして健康教育などを各地区で平成12年以来ずーっと行っておりますし、認知症の予防教室なども平成14年以降6回ほど開催いたしております。また各地区の介護予防事業も施設など今できてきておりますので活発に行っておりますし、またお医者さんて言いますか医師によっての認知症の講演会なども平成20年には開いているところであります。ということで今この予防に関しましてはやはり専門的なことをまず知ること、周りも知ること、本人も、本人て言いますか我々も知ること、できるだけなるのを遅らせていくこと。このことが一番大事なことだということで予防対策に力を入れていきたいとこんなふうに思っております。

○永原（6番）

私も議員になりましていろいろな高齢者の皆さんと懇談する機会が多々あります。そういった中で高齢者の皆さんに「今一番不安に思われることはなんですか？」っていうふうにお聞きしますと「自分が認知症になったらどうしたら良いかっていうことが一番心配だ」という答えが返ってきます。また現在私の身近にも認知症のご家族を抱えておられる家庭を見ておられますと、その苦悩と疲労というのは本当に計り知れないわけでありまして。認知症対策というのがこれから高齢化も進む中で非常に大きな課題になってきているわけですが、認知症予防、今町長が言われたように辰野町でもいろいろと一生懸命取り組んでおられると認識しているわけですが、実際認知症になっている方の対策、対応についてはやはり特養だとかグループホームあるいはショートステイなど施設利用というものも一定確保していないと、どうしても家族の皆さんの負担が大変な事態になってきているという点で基本的な今年度の介護保険の中で、認知症対策の基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

担当課長の方が良いかと思いますが、対策の基本的な考えっていうことでありますから、やはり専門医でなかなか遅らすことはできませんし完全に今のところの医学では治してしまうということはできないようでありまして、認知症と同時にまたどちらかという同じことの現象が出てくるようでございますけれども、アルツハイマーという場合もありますし、やはり脳の方へいろんなまあカスと言いますかベータアミロイドとかいろんなものが溜まっていく、その新陳代謝が遅れるというふうな見解もあるようでありまして、そうしますと一部ではこれ当たるかどうか分かりませんが、DHAだとかEPAというような魚などに含まれているいろんなそういったホルモンを取る方が良いじゃないかとかいろんなことがありますから、そういったものを拳々服膺されていくようなことを更に、罹ったあとも勧めなきやいけない。同時にまたある一定を過ぎますとやはり受け入れ施設、グループホームなどもありますし今特養でも受けてくれていますのでそういったことで理解し、できるだけ近い所で家族がチョイチョイ顔出せる所、一定の刺激を与えることまたそちらへ入りましても一定の訓練もまたしていただかないといけないと。本を読むことも非常に良いようですし、とまあこんなことを私が言ってみてもしょうがないですがそういった専門的なまた新たに発見されるいろんな医療の治療の方法もあります

ので、取り入れた中で施設受け入れほか家族などもご協力いただくと。そうかってあんまり施設入れてしまうと家にいたらもっと進度が遅れたのに、施設に入ってしまったって余計進んじやったっていう例だってあるようでありますから、人それぞれでありますがそのようなことを努力して進めていくよりしょうがないと思います。もう少し専門的に保健福祉課長からお答えいたします。

○保健福祉課長

まず第4期の介護予防事業計画、老人福祉計画の中で町の基本理念としましては認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しております。さっき町長が申し上げましたいろんな施策を行っておりますけれども、そのほかにソフト面におきましては相談事業も充実しておりますし電話とかそれから保健福祉課の窓口については常時相談を承っておりますし、すこやか健康相談を保険センターの方で毎月行っております。またこの認知症を正しく理解する人が増えていくような施策といたしましては、キャラバンメイトの養成講座を開催いたしまして今年は26名の方に参加をいただきました。また来年22年度につきましては認知症サポーターの講座の開催を予定しております。そのほかにおきましても徘徊等に対応できるネットワーク作りとか、それからもう一つ大事なことは判断能力が不十分な方の財産管理や契約を行う成年後見制度の活用を推進するために、平成23年度からは上伊那圏域成年後見センターの設立を予定されております。以上でございます。

○永原（6番）

今の答弁の中で23年度に向けて設立の準備があるってということですかね。

○保健福祉課長

22年度に国の方のモデル事業として上伊那圏域が指定されまして、予算が付きまして検討させていただきました。ただ8市町村の足並みが揃わず22年度についてはもう一度深く検討をして23年度にはこの支援センターを造ろうと。町の市町村職員はなかなか異動がありますので法的な支援とかそれから細かいことのお話などできませんので、この支援センターには弁護士さんとか介護福祉士とか専門家を置かしまして市町村職員の支援をするという支援センターを設立する予定になっております。以上です。

○永原（6番）

それでは職員を支援するっていう形でよろしいわけですね。はい、分かりました。

本当に認知症の方、本当に沢山いらっしやいまして終わりなき介護、先の見えない介護ってということで本当に大変になってきてます。2点ほどお聞きしますが上伊那の今度の上伊那医療圏における地域医療再生のための事業体系案の中にですね課題として認知症患者の増加っていう現状課題がありまして、主な事業の中にですね県立駒ヶ根病院との連携による認知症の共同診療体制の整備、認知症外来を開設し解放病床利用などを通じた体制の設備を図るっていう事業概要が掲げられておりますが、辰野町としてはどのように連携を取っていくお考えがあるかお聞きします。

○町 長

駒ヶ根病院は県立ですがあそこは精神、それから神経などを専門にやっている県立病院でありましてそこ当然連携って今も連携は実はしているんですが、各病院から連携っていいものは連絡してそちらの方で専門治療を行っていただく、あるいは専門処方を出していただいて該当の診療所などで診ていくこういうことであります。ただ地域医療再生計画の中で3病院の中へこの精神にあたってはせつかくそこにあるんだからってということで、とりあえずは昭和伊南がすぐ近くにありましてその連携を図っていくと。また伊那、辰野病院につきましても当然連携していくんですが具体的にはこれからほかの3病院の連携も含めて詰めていくところあります。いずれにしましてもただ認知症ほかなどに中心的に見ますと神経内科のある所は全部できますし、また普通の内科でも判断ができます。ある一定の治療も普通の内科でもやっているとあります。したがって少し専門的になった時、あるいは入院加療で少し成績がよくなって少し、完全に治らなくても症状が和らげられるっていうような場合にはこの駒ヶ根の病院なども連携して、そこで少し入院で診ていただく。あるいは今後の経過をまた指導していただくこんなふうにはなってくかと思いますが、いずれにしましても言っている意味は分かりますので連携はしていきますが、具体的にはこれからということであります。

○永原（6番）

私ごとですが家族にも認知症の者がおりましてなかなか最初に病院に、認知症は早期発見で早期治療がとても大事だと思うんですが、その早期の時になかなか病院に連れて行くっていうことがとても大変だったっていう私も経験があるんですが、ここの認知症外来、近くにも岡谷とか辰野とかそういう内科とかそういう所でも診ていただけるんですがここの認知症外来、特色ある外来にさせていただいて有効に地

域医療再生計画の中でこれから具体的に進めていってほしいと思います。もう一つですね駒ヶ根市はですね今年度本当に認知症の高齢者がますます増加する状況にあつて、認知症を予防するとともに認知症になっても安心して生活ができる地域作りへの支援、早期発見から治療介護までを体系的にケアする体制を整備するっていうことを掲げまして、認知症予防プログラムというもので今年度98万円ぐらいの予算を付けまして認知症予防プログラム、市を挙げて取り組むっていうことを決めているみたいです。辰野町も高齢化率が29%、とても高くなっております。生き生きとした高齢者の構築、支え合う地域社会、信頼される介護サービス、介護保険制度の円滑な運営そういうものを掲げてですね辰野町、町全体としてこれから取り組むっていう姿勢がとても大事になってくると思うんですけれども、認知症予防プログラム町としても是非考えていっていただきたいと思います。時間もありますので次にいきたいと思います。介護保険の利用料の軽減について辰野町では、どのような軽減があるか質問します。

○町 長

ちょっと質問の主旨が良く分からないんですが多分こういうことだろうと思いますが、介護保険に切り替わりましていろんな大きな福祉などが変換をしたことはご存知かと思います。したがって介護保険料を納めていただいてそれで適宜に認められた方にその保険の中で医療ほか払っていくというこういうシステムになります。したがってそれまでにいろいろ行われた各市町村まちまちでありましたけれども、総体的な福祉などが介護保険に変わったということでそれらがストップされた所あるいはそのまま残っている所、これから段々減らす所などがあります。辰野町の場合にはこの介護保険料、よくここで3年ぐらいで2割もアップするほど拠出があるわけですが介護保険料はできるだけ安くという、こういうことで現在頑張っているところであります。以上です。

○永原（6番）

辰野町では保険料の徴収の猶予とか保険料の減免とかいろいろやっているわけですが、ほかの上伊那の他市町村を見ますとですね高齢者の介護に関わっているいろいろな施策をしております。特にですね介護慰労金なんかはですね辰野以外の伊那市、駒ヶ根市、飯島町、箕輪町、南箕輪村、中川村、宮田村、全他市町村は介護慰労金を出しております。それで辰野町も平成12年度からなくなってしまったので

是非この介護慰労金の復活を考えていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町 長

この時にもいろいろ議論が実はあったわけでありましてけれども、さきほどの答弁の中に大きく含まれておりますがこれからは介護保険の方でいろんな該当する項目があるので、そちらの方に切り替えていこうということで住民の皆さんにもご理解願って、これは国の施策でもありますから保険を1号保険者、2号保険者いろいろ分けて払っていただくということになりました。その時に辰野町の場合はそれらの介護保険を十二分に流用し、しかもまたできるだけさきほど言いましたように一人あたりの出費を減らすような介護保険料だけは各市町村で若干自由にできるわけでありまして、今やっております。そういうことで辰野町はたまたま比較して喜んで言っているんじゃないですが、たまたま位置付けは上伊那でも一番安い段階にありますし長野県下でも安い方から5番目ぐらいのところに現在ありまして、高い所と比べてと相当の開きがあるような中で現在頑張っております。絶対上げないとかそういうことでなくて、その位置付けはなんとか頑張っていかなきゃいけないなど思っています。それでいろんなことで福祉をさきほど言ってましたが総体的に行ったものを中止して、これからはその中止しても全部介護保険でできなくてはいけなわけですが、なかなかそうもいかない部分もありますのでシステム福祉という形の中で、介護保険を主体にした中で辰野町は社会福祉協議会と協議いたしましてリフレッシュ事業などを行って介護している人、される人は介護保険で、している人のお金でなくて本当にリフレッシュしてやらないと精神その他毎日のことですので、まいってしまうということで有効に活用させていただいてそのことをやっております。なお伊那市あたりも一般質問にも出ておりますが、例えば在宅介護の慰労金みたいなこと今ここで提案のあったようなことは段々ほかの市町村も減らしていく方向にあるようであります。たまたま介護保険の時残った所が続けてこれから減らしていくという方向に切り替わるわけでありまして。辰野町の場合はさきほど言いましたようにリフレッシュ事業の方でそのことを家族と該当される介護保険の該当者、総体的に含めての福祉事業に今切り替えているところであります。以上であります。

○永原（6番）

リフレッシュ事業もとてもありがたいものなんですが、本当に辰野以外はこの介

護慰労金を支給しております、多い所では年間ですね7万2,000円、介護度5の人一律5万円の所もあります。是非復活していただいて本当に介護してますとねオムツから何から本当にいろいろ掛かって本当に私の知っている人も「介護はしっかりするので援助をしてもらいたい」ってよく私に言います。本当にほかの市町村ではですね高齢者福祉で介護のことでですね特に南箕輪なんかはですね、ゆうゆうチケット、家族介護者の支援事業として入浴、食事、タクシー、介護用品などに利用できるゆうゆうチケットっていうものを平成20年度から出してまして年間で500円の券を年間24枚交付、これが1万2,000円ですね。あと介護用品の助成に月上限が6,300円、介護度が4、5で住民税の非課税世帯なんですがこの間にしますと7万5,600円、紙オムツや使い捨て手袋などの介護用品代を支給しているわけです。そのほかにですね、敬老祝い金、辰野町でもやっていますけれども80歳以上の年齢を過ぎると5,000円、88歳から99歳まで5,000円、100歳からは5万円とか介護サービス利用者の負担の軽減事業を数多くやっているわけです。本当に介護している人はそういうちょっとした横出しのサービスっていうか、そういうものがとても少しでも助かると思います。南箕輪村でもやっていますし宮田村でもやっています。それから駒ヶ根でも介護保険等の両者の支援事業がとても沢山やっていますこれからは高齢化に向かってですねそういう介護をする人にとっての横出しの支援というものを沢山やっていますので、是非辰野町でもほかの所も参考にしながらですね、少しでも介護する人が本当に倒れないようにしていただきたいと思います。それで本当に介護している人は特に認知症なんかになると「お金がない、どこへやったか」とかある人は旦那さんが町内の企業に勤めていたんだけど、そこがダメになって県外の本社へ勤めて義理のお母さんが認知症になっているので勤めを辞めて介護して、「お金がない」夕方になると「出て行け」って言われて本当に病気だと思うんだけど本当に「どうして良いか分からない」と。ですのでね何をしてもらいたいっていうわけではないんですが、介護していると本当に大変で認知症は特にムラがありますので、そういう横出しのサービス、助成っていうものをやっていっていただきたいと思います。認知症の人に寄り添うにはその人の育った時代や家庭状況、趣味など把握しなければなかなか上手に介護できないところもあります。本当にこういう横出しのサービス是非やっていただきたいと思うんですが、介護慰労金それからチケット、ゆうゆうチケットみたいなそういう何でも使えるチケットを、オムツ代

でも何でも良いですのでやっていくお考えはないでしょうか。

○町 長

さきほど言ったとおりでありまして辰野町は介護保険のいらい、そのものをシステム福祉の中で介護というのにお金も必要でしょうけれども、まず介護保険料が一番安い段階にこれから同じ金額でいくんじゃなくて上がってったとしても「一番辰野町は安くて良いよ」と言われるような段階で頑張ってきてる、まずそれが一番大きなお金の理由だと思えますし、もう一つはお金を貰うということも大事でしょうが介護、老老介護になってきておりますし介護する人がまいっちゃう、介護者をとにかく息抜きをさせてやらなきゃいけない、介護疲れ、このことの方がお金貰うよりも病気になってっちゃいます。そういうことのないようにということで今現在はそのことをやっているように進めてまいります。社協の事務局長もいますので、それから担当課長の方からも一言ずつそのことについて説明申し上げます。

○社会福祉協議会事務局長

お答えします。平成21年度の12月末現在ですが介護保険の利用者のリフレッシュ事業ですが、1泊あるいは日帰りの宿泊等をした者が52名、ショートステイ、デイサービスを利用された方が149名、費用の総額は323万8,222円ということになっております。

○保健福祉課長

ある新聞社のアンケートによりますと認知症の介護している方は精神的な負担が重いので、施設入所や預かりサービスの充実を求める傾向があるという結果が出ておりました。その点上伊那はこれから沢山の特養、グループホームなどを建設する予定でございます。以上でございます。

○永原（6番）

年に何回かのリフレッシュ事業も本当にありがたいんですけども、介護は毎日介護です。これからはずっと介護です。いつ終わるか分からない介護です。本当に介護慰労金、それからゆうゆうチケットみたいなもの、オムツの援助、そういうものを全て介護の料金を安くするとともにそういうことにも是非力を入れて、本当に介護している人が倒れないでいてもらって、辰野町に暮らしててみんなでその介護するっていう形にもってっていくことが安心して暮らせるっていうことで、介護受けるようになって「辰野町はいろんなサービスがあつたり、いろいろがあつて安

心だわ」っていうことがそういうことがあると、本当に安心して暮らせるっていうことだと思いますので是非今後検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時15分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 15分

再開時間 13時 15分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席9番、根橋俊夫議員

【質問順位4番、議席9番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（9番）

それでは通告にしたがいまして2点についてお伺いをしたいと思います。最初は地域経済の活性化対策ということであります。生活を支えます地域経済は、一向に改善の兆しが見えてきません。辰野町においては昨年暮れには、建設関連の大きな倒産が相次ぎました。会社経営者や自営業の方々からは「辰野はどうして倒産が多いのか」「このままでは辰野町の経済はどうなってしまうのか」「仕事がなくて本当に困っている。町としても仕事増やしでできることをやって欲しい」などの切実な声が寄せられております。日本経済を立て直すにはこれまで大企業中心に進めてきた輸出依存型の経済運営を改めて、日本経済を支えている中小零細企業や農業の建て直しを進めるとともに、労働者の賃金を引き上げて国民の購買力を高めていく経済政策への転換が必要だと思います。行政においても地域経済を発展させていくために、効果的な政策を積極的に実施していくことが求められていると思います。さてそこでまず町長に伺いますが、地域経済を立て直すための具体的な政策として町はどのようなものを考えているのかまずお伺いをいたします。

○町 長

これは世界的な不況ということでありまして、日本の国力を挙げてやらなきゃならない財対策ということであります。町独自でももちろん考えてかなきゃなりませんけれども、たまたま資金ほかもある場合もありますので国の臨時経済対策に相乗ったり、またそれに対しましてはできるだけ町内の方へまた仕事を出す、こんな

ようなことなどを複合的に絡めて町のできる範囲内でまた臨時雇用なども加味しながら、そしてまたあとはできるだけ町は町のものの、できるだけ町民の皆さんにも町内で買ってもらうような一つのいろんな施策を展開する。あるいはまたプレミアム付き商品券ほかあげれば沢山あるわけでありますが、そのようにできるだけできることは積極的に進めているとこういうことであります。

○根橋（9番）

今答弁がありましたように行政ができること言うと今実は小さなことから大きなことまで沢山あるわけです。更に例えば工業、辰野町の主力であります工業でいえば現在商工会でも取り組んでおります、受注を増やす取組みへの支援、あるいは企業誘致、あるいは地場特産品の開発や商業活性化と連携した観光振興。あるいは農産物の価格保証に対する支援などの農業振興、こうした民間の経済活動に対して支援してゆくという政策とともに、町が直接発注をしている工事や修繕、備品購入、印刷業務などの地元発注ということも考えられます。こうした小規模工事や修繕に関して、地元の業者の皆さんからは「できるだけ簡易な手続きによって仕事を発注をして欲しい」という要望が寄せられてきておりますし「備品購入などの物品購入や印刷に関しても地元によく発注して欲しい」という要望が出されてきております。小規模の道路改良や学校、保育所、病院、福祉施設などの修繕などの小規模な工事や備品購入などの物品購入は相当数あると思われれます。町が発注する工事請負に関しては工事関係では130万円未満、物品購入などでは50万円未満の場合、随意契約ができるとされております。まずその小規模工事に関する随意契約の発注業務について上伊那地域の各市町村の取組み状況を調べてみますと伊那市をはじめ、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村などでは小規模工事等受注希望者要領などの制度を定めて、地元小規模業者が参加しやすい取組みを開始をしております。また小規模な消耗品、備品、学校、保育所の教材用品等の購入及び各種の印刷業務等の発注については、駒ヶ根市では小規模業者に受注機会の拡大を図るために「物品等受注希望者登録制度」を発足させています。そこでお伺いしますがこうした随意契約により実施できる小規模工事や物品購入、印刷などについて他の市町村のような制度を作り町内の小規模事業者積極的に発注をしてゆく考えはないかお伺いをいたします。

○町長

細部にわたりましては担当、副町長もいますし、また担当課長もいますのでお答

え申し上げますが、できるだけ町の方へ落としたいというふうなことで頑張っているところでありますが、一応現在の入札状況、町の規定などを申し上げますと入札の場合には参加願いを提出しなきゃならないということですが、平成21年度からは辰野町建設工事発注標準表によりまして、50万未満の工事などは今言われましたように随意契約、50万から130万未満の工事は指名競争入札ですが、または随意契約もできると、ただし2人以上からの見積りの徴取が必要であると。130万以上は平成20年度からは受注希望型の競争入札施行というふうになっております。もう一つありますが、物品3万円未満あるいは修繕は10万円未満の場合には見積書徴取は1人でもよろしいというふうになってきております。これは公示、公告いたしますので登録してあろうがなかろうが、それを見て業者が希望的に見積書を出さなり応募をしてくるという形になります。ですから結構今の現状のままでも小規模工事などは町内零細業者の皆さん方に発注できる形態は一応組まれております。ただこの受注希望型一般競争入札に対しましても今後のあり方の検討が必要であるということで、現在辰野町入札等の審査委員会を設定いたしまして検討を現在している最中のところでございます。できるだけ簡敏な登録の中で受けきることができないかということですが、そのへんも相合わせて検討中であります。一つの例といたしまして辰野町の個人などで行っております建設労働組合の皆さん方が「できるだけ小さな工事でも良いから出してくれないか」とこういう話であります。それに対しまして登録するのかもしれないかということですが、こういうふうに組合から来たものはそれじゃあこちらの方でお願いしますので、組合長の方へ出すとそちらの方で業者を選定してくれるかどうか、というふうなことも話を進めているところであります。組合側は「それでも良いでしょう」と。組合員といっても何十人もいますのでその登録を適宜町の方で判断していくに今のように本当に見積書1人だけで良いような該当するようなところをどのように判定して公平性を保つかと、非常に難しいところであります。こういったことで現在、建設労連とも話中ではありますがいまだにまだ加盟者の一応、登録名出してくれって言ってありますが出てこない。出てきた中で組合の支部長さんですか、辰野の場合は、上伊那組合ですから支部長に提示してそっから選んでもらうなりやってもらうなりの話し合いをしていただくと。非常に込み入ったところまでお願いをしているところですが、まだ現在は進行中あるいは検討中とこういうこととあります。ほか質問がありますので

各担当からお答えを申し上げます。

○まちづくり政策課長

只今議員おっしゃいましたが印刷、備品等につきましても指名の入札参加願い等を出していただいて参加をしていただいているところがございます。さきほど町長も申し上げましたように50万円未満の工事につきましては2名以上の見積書を徴取した中で随意契約をしているところがございます。以上です。

○根橋（9番）

ちょっとやるのかやらないのかよく分からない答弁なんですけれども、現状はいろいろやっているんじゃないかとは思いますが、私が今伺った中、あるいはいろいろ各職場の実情全部ではありませんが若干話をお聞きしていく中では、一つは制度がそういうものがないと例えば組合の話も出されましたけれども、組合員でない方もいらっしゃいますし、やっぱり行政の方で積極的にそういう制度を作って、そしてやっぱり町のそういった仕事に対して公平に発注していくんだよっていう、そういうやっぱりメッセージと言いますかねそういうことがやっぱり大事で、ですからほかの町村はみんな取り組んでいるわけですから、例えば駒ヶ根の見ますとですね登録の一覧表リストも公表されておまして、見ますと本当に小さな辰野でいえば各区あたりにある建具屋さんみたいな方もちゃんと登録されておまして、実際仕事の状況は分かりませんが、やはり筋道と言いますかそういうルートが開かれてまたそういう声があれば積極的に参加していきたいという意思表示がそこで行政と業者の方は合致しているわけでありますので、そういうやっぱり制度を作っていく、作らない積極的な理由はないと思うんですよね。ですから駒ヶ根市なんかは早速来年度に向けてもう取り組んでいるわけですから、そういう制度を作るのか作らないのかはっきりちょっとご答弁いただきたいと思います。

○副町長

今のお話でありますけれども、参加指名願いを提出しないで簡易な形で登録制をということだと思っておりますけれども、現在今さきほども町長も申し上げましたとおり入札等の審査委員会が開催されておりますので、その中で前向きにその登録については検討をしていくということでもまいりたいと思います。

○根橋（9番）

是非、入札のことはこれからちょっと2番目の問題でやりたいと思っておったも

んですから、いずれにいたしましても是非それについては検討していただいでですね、例えばこれはある職場の実態を伺ってみますと職員の皆さんはとにかく1円でも安く執行しなきゃいけないという呪縛のような気持ちがありまして、極端な話これは通販ですよ、今いろんな事務用品なんかは通販があり非常に安い、あるいは量販店も見て安い、そういう所に行って買わなきゃいけないというようなある意味呪縛で努力をしていると。そういう考えは間違いとは言いませんけれども、それは大事な考えかもしれませんが、そういうことだけでシフトいってしまうとこれはもうご案内のとおり、そういう通販なんかは全部首都圏あるいは町外どころか首都圏の方へお金が流れていってしまうわけですから、結果としては地域経済は先細り、その最終的な行き着く先は企業倒産なり廃業ということで町にとっても税収が落ち込み、雇用の場も失われていくということでますます負のスパイラルに入ってしまうということですから、そのへんのやっぱり兼ね合いを考えて地域経済を豊かにしていく、要するに経済はお金の流れですのでそのへんをやっぱりキチッと見ていただきたいとそういう点で検討いただきたいと思います。この件に関して2番目の今もお話のあった130万円を超える、比較的規模の大きい工事の入札制度について質問を進めたいと思います。これも今町長言われたようにですね制度としては一般競争入札が原則で事情により指名競争入札とかあるいは受注希望型競争入札というような形で現状も実施されているかと思えます。このことについては昨年9月議会で、入札制度に関しては基本原則を守りながら、町内業者を育成をしていくという観点から制度の改善を求めました岩田議員の質問に対して「地元業者の育成ということも考えて、入札制度の改善について取り組んでゆきたい」という町長答弁であったかと思えます。今も若干もう答弁そこへ踏み込んでちょっといただいているんですけれども、例えば箕輪町の例なんか、うちも出してますけどもこういうリストをね見てみますと箕輪の場合は数千万の規模のものでも町内本店業者に事実上限定をして、いわゆるプロポーザル型や受注希望型競争入札を実施しているのがご存知のとおり現状かと思えます。そういった点で町内業者の皆さんの要望もですね、そのクラス1億とか超えていくとそれは当然一般競争入札でもやむを得ない、あらゆるランクの問題もあって分かるけれども、大体事業が多いのはこの間見ているんですね2,000万3,000万クラスの事業が多いわけですから。そういうところに対してやっぱり町内本店のやはり形でできないかっていう要望もあるわけですから、

そのへんの考え方はいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

公共工事の入札につきましては、さきほどちょっとお話しましたが辰野町入札等審査委員会を作りまして方法等について検討をいただいて提言をいただいているところでございます。22年度からは若干方法を変えまして実証していきたいというように考えているところでございますが、町内本店という部分ではですね除雪の問題、それから災害対応等を考慮いたしまして町内の本店、支店というような提言をいただいているところでございます。要件としましては町内本店の場合は3年以上それから支店の場合は10年以上の実績がなければ参加できないということにしておりますので、そんなところでいきたいというように考えているところでございます。

○根橋（9番）

言われている理屈も半分ぐらい分かるんですけども、確かに辰野の場合もこの間のいろんな事情で除雪体制を組むことすら非常に困難ということは承知はしております。あるいはまた災害もそういうことで協力をいただかなきゃいけないという点もあります。同時に税収等の関係で見ましてもお聞きすればですね支店についても課税はできるけれども、支店っていてもあるいは営業所っていてもいろいろでかなりランクによっていろいろなのがあるかと思うんですけども、やっぱりそれは絶対いけないとかそういうこと言っているわけじゃないですが、やはり前から議論の引き続きで地元業者のやはり育成がという部分、その部分ですねそれをやはり少しやっぱり増やしていかないと今の辰野町のこの間の現状を見ますとね、仕事がないことによって細って結局地域経済的にはますますその経済規模が縮小へ向かっているという非常に大きな雇用、雇用だけ見てもですねその影響は決して小さくはないというのが現在のこの地域経済の現状かと思うわけで、そこで今もちょっとまだ22年度に改善の方向ってというような言葉がちょっとありましたけれどもね、中身がよく分かりませんがもう少し今の考え方の中で非常に微妙な問題も確かにあることは分かりますけれども、辰野町の本店を有する業者に少しシフトしていくってというような方向性というのはどうなんでしょうか。

○まちづくり政策課長

只今町内の本店業者にシフトという形でありますけれども、現在の状況でもですね1,000万円未満の工事につきましては土木の関係で申し上げますと、本店が14社

それから支店が1社、というようなことでシフトと言うんじゃなくて現状でも本店業者でなければ入札参加できないというような方法を取らしていただいていますので、ご理解をお願いをしたいと思います。また22年度からというのはですね受注型一般競争入札の中で最低制限価格の導入を図っていかうというように考えているところでございます。以上です。

○根橋（9番）

いずれにいたしましても地域経済の発展という視点からのですね検討を入札の審議会の中で大いにしていただいて、その内容についてまた次回以降また見させていただくということで要望をしてこの質問については終わりたいと思います。

次に2番目の臨時職員の皆さんの雇用にあり方についての質問に移りたいと思います。今年先頃の2月6日付けの『たつの新聞』には、合計10数名に及ぶ臨時職員の募集広告が掲載をされました。これ見ますと中でも保育士は8名程度と群を抜く募集人員となっております。年度末を控えたこの時期にこのような大量の臨時職員を募集することは異例のことだと思っているわけですが、この時期に8名もの保育所の臨時職員を公募したという経緯についてまずお伺いをいたします。

○町長

担当課長からお答えいたします。

○教育次長

経過についてでございますが、来年度の職員配置を見ますと5名が産休、育休を取るようになっております。また従来雇用していた臨時職員も何人か辞めたいということの申し出がございましたので、そこらへんの産休の代替、あるいは臨時職員が辞めた分の補充でございます。

○根橋（9番）

日付は分かりませんが、更に最近ですね再募集まで保育士に関してはしているんですが、この4月1日からね新しい年度が発足していく中で例えば今の産休、育休というようなことはもうあらかじめ当然分かっていたと思うんです。唯一考えられるのはその臨時の方が急に辞めたいというようなことを申し出られたってということしか考えられないんですけれども、今の説明、そんなことでそんなバタバタそのような2月の中旬にですね来年度の職員体制について、このようなバタバタやっている状況で間に合うんですか。

○教育次長

臨時職員の引き続きの方につきましては12月末から1月に掛けまして要望を調査をいたしましてその結果によって辞められる方が判明いたしましたので2月に募集をお願いしたところでございます。

○根橋（9番）

次に進みますけれども、さてねこの保育所の仕事というのは労働や仕事や病気などの理由によって家庭での保育が十分行き届かないという乳幼児を保護者から日々委託を受けて保育をするという、養護と教育を一体化した社会的な営みとして非常に崇高なことを目的として日々行われているわけでありまして。ところが近年この経済的な厳しさから共働きの保護者が増加をし、辰野町でも生まれてくる子どもの数は年々減少しても、保育所に入所する乳幼児は増えているのが現状かと思えます。当町でも毎年その定数を上回る乳幼児を入所させており、21年度末を見れば中央保育所が定数を180に対して204人、東部保育所は同120人に対して152人となっております。施設のスペースや人的配置などから「もう限界」という声も寄せられております。子育てにおいて保育園が果たしている役割は、受け入れをしている乳幼児の数が多くなってきているというだけではなくて、子どもが育ちにくくなっている環境の下で保護者が抱えている子育てに対するさまざまな悩みや困難さへの支援などますます保育園が果たすべき役割は大きくなってきており、施設の充実とともに保育態勢の拡充強化は喫緊の課題だというふうに言えると思えます。こうした状況下にあって多くの臨時職員を採用し、正規職員と同等の勤務をさせている実態があると思われまますけれども職員のその総数、保育所のですね、職員の総数とその内の臨時職員の数、並びに勤務時間、給与、手当などの勤務実態はどのようになっているかまずお伺いをしたいと思います。

○教育次長

現在の構成を申し上げます。保育士に限りますと正規職員47名、臨時25であります。内、現在産休、育休4名が取っております。以上であります。

○根橋（9番）

今の数字、驚くような数字なんですけど町全体で見ますと今の話のようにこれを割合で見ますとですね、全職員の中の40%は臨時職員の方なんです。それでしかも

勤務時間は8時半から5時15分と、仕事の内容も全く正規の職員の保育士さんと同じことをやっていたらというものが現状かと思えます。給与の話はありませんでしたけれども、これは日額ということで7,360円ですかね、日給月給というような形で非常に低賃金、20日働いても14、15万というような低賃金構造で働いているのが現状ではないかということでもあります。さて臨時職員の任用につきましては地方公務員法第22条に規定があり、町には臨時職員の雇用等に関する規定というのがあります。これらの決まりの主旨というのは臨時職員の任用というのはあくまで業務が一時的に多忙となる時期に雇用される、いわゆるアルバイトやパートタイマーなどであって保育園でいえば産休代替職員や長時間保育、あるいは年度途中からの乳幼児の増加に伴う臨時的雇用の場合に、そういった場合に限られるというふうに解されます。また同一人については原則6箇月の期間を更新する、原則は6箇月でありそれを更新することは1回に限られ、1年を超えての臨時的任用を長期に継続することは原則禁止をされております。ところが当町の実態は今も申し上げましたように約40%の職員が臨時であり、しかも同一人が数年に渡って臨時的雇用で継続されている例が少なからず存在をしているわけでもあります。しかもこの加配、障害児保育をやっていく中での加配職員も全員が臨時の方だと聞いております。こうした、この結果保育園における長期的、計画的な人材育成、人員配置ができないことや臨時、非常勤職員としての不安定な身分、低賃金での処遇の固定化がされており今国会でも問題となっていますが、労働者の低賃金、使い捨て雇用の解消に背を向けたそうした今の役場の対応のように見えるわけでもあります。こうしたことの弊害は該当する職員の方々の不利益に留まらず、結局は保育のあり方、すなわち良質な保育サービスの提供ができにくくなることにつながることは必死であります。以上からこういった法律の主旨や当局のそうした指導に逸脱をしている臨時職員のこのような対応、沢山の任用というのは改めるべきだと考えますが町長の見解をお願いいたします。

○町 長

お答え申し上げます。このことに関しましては当町だけでなく日本中、特に聖域なき地方の切り捨てですか、あえて言ってみればということの中で、財政が非常に小規模になってきた、すなわち交付金、交付税などが減らされてきたというふうなこの数年間の推移があります。そういう中でできるだけサービスを落とさない方

法などということでもこの町もそうですが、辰野町も行政改革委員会を設けて行政改革委員の適正人員配置、要するに正規職員、同時にまた職員の給料の全体を占める割合、そういうことの中の苦肉の策を取ってきているわけでありまして、39.5%ぐらいが保育士のあれですが、まだ基準から見ますと許される範囲内にあるだろうというふうに思いますが詳しくは担当の方からお答え申し上げますが、なおまた保育士が47名、49名、一時49名の時期がありました。これは国の33名という基準より16名多いんですね、という中でいろんな多岐に渡っての保育、延長保育あるいはいろんな保育ということで未満児保育、0歳児保育ということやっていますので、そういったことを今町は特別やっているわけでありまして、そういう中での全体の数の値がそうであるからどうのこうのということではない。既に33名で本当は済むところを47名、49名でやっている、その中で臨時職員の皆さんにもご協力いただいているということです。なおまた質の低下あるいはまた保育の任にあたるに對しまして、臨時で良いのかどうかということでもありますけれども、やはり正規職員がいて臨時がその補助をするという形を取っていますし、また有資格者の方もいらっしゃいますのでそういう方には延長保育の方も担当してもらおうと、こういうことでもあります。担当の方からもう少し詳しくお答えいたします。

○総務課長

総務課が人事管理の方の担当部署ということで総体的な話をさせていただきたいと思っております。今町長の申しあげましたように大きな流れはそういう中で進めておられるわけですが、法的にはさきほど根橋町議さん言われましたように地公法の22条の5項という項に基づきまして採用をしてきているわけでありまして。その中では6箇月、それで延長をしても更に6箇月、で1年以上は認めないという制約があるわけでありましてけれども、この法律だけを取ればそういうふうになるわけでありましてその法律の運用を弾力的にするために、町ではキチンとした雇用に関する規定を設けましてその中でもし2年継続して採用する場合にあっては、1年で一応区切りを付けていただいて、新しい職として2年目はまた向かっていただくようなことで1週間、あるいは1箇月の中で17日といった月を必ず設ける中で弾力的に運営をさせていただいております。その背景には定員管理といった国からの指導がございまして、これは17年に示されたものでありますけれども職員定数、当時396名あったかと思っておりますが352名に減らせというふうなそういう定員管理計画も求めら

れました。一応それも達成をしたところでありますし第四次の行財政改革、これは地方の合併が進められそしてアウトソーシングが叫ばれた時でありますけれども、そういう背景の中であってアウトソーシングのできない部署につきましては臨時雇用で対応してきたというようなそういう経緯もございますし、そしてさきほど保育所の問題におきましては児童福祉法の方の関係の法律の各園児数に対する配置定数というものがあまして、そのへんの整合性は取れておりませんのでそのへんを総合的に判断をする中で現在のような状況になっているという苦しい事情もお酌み取りをいただけたらとこんなふうに思います。よろしく願いいたします。

○教育次長

正規と臨時の職員の配置でございますけれども、いわゆるクラスを持つ担任につきましてはもちろん正規を当てはめております。そこに例えば障害があるとか軽い障害らしいという子が入りますと手が掛かりますので、その分の加配あるいは現在の状況でいきますと非常に経済情勢が悪いことから、例えば0歳児まで預けて働かざるを得ないというような状況の中でいわゆる未満児の保育規模が大変多ございます。これにつきましては要望があれば極力応じたいということの中で、臨時職員に頼ざるを得ないという状況でございますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○根橋（9番）

私がいただいているって言うか、調べた資料では例えば「臨時職員の方はクラス持っていない」って言うけどそれは違うと思うんですね。例えば羽北保育所の2歳児では臨時の方が確かクラスを持っておられるんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても動機は分かりますよ、その人件費を抑えたいっていうね。その一途でさっきの1円でも安くじゃないけれどもそういうことでやっておられると思うんですけれども、そういう現状は確か辰野町だけではないと思います。全国的にある意味広がってるかもしれませんが、ここに地方公務員研究っていう冊子があります。これは地方公務員制度研究会という所が出している冊子で、これは正に今のこのような実態を憂いて総務省が今度通達を出したわけですよ。通達ですからこれに基づいて仕事されていると思うんですけれども、そこに何て書いてあるかっていうと正に今こういう辰野がやっているようなことは止めなさいって書いてあるんですよ。このことについてはどういうふうにしているんですか、この通達については。

それをお聞きしたいと思います。

○総務課長

この通達の件でありますけれども、これは従来からあります地方公務員法の22条第5項の説明でございましてこの通達が出たから改めてこれに添って何かをしなきゃいけないというものでもございませぬ。私の手元にちょっとまだその21年の4月に国の方は通達が出されているようですけれども、まだ手元の方に届いておりませんので詳しい中身は分かりませぬけれども、この中を照らし合わせれば今まで辰野町が進めております雇用者と被雇用者との間に取り交わす協定のその規約に基づいた内容をですね、確実に履行しなさいといったような内容かと思えます。ただ特殊な機能を持たれた方、それから長い経験によって技術を身に付けられた方については重宝でありますので、新たに新年度が変われば申し込みをいただいて再雇用するというふうが相手の立場のこと、双方の意思が合えばですねそういうことも必要ではないかなとそんなふうを考える中で国の指針にも基づきながら、地方の実情を組み込んでその中で妥協点を見つけながら進めていかざるを得ないかなとそんな状況であります。

○根橋（9番）

教育委員会、教育委員会の見解は。

○教育次長

正規を必ず張り付けなければいけないということにつきましては3歳、4歳、5歳児でございませぬ。現在県の指導も受けておりますけれども、臨時でいけないという指摘は受けてはおりませぬ。

○根橋（9番）

それはさっき答弁違うでしょう。臨時の人はクラスを、クラスは持っていないと言われたじゃないですか。3歳、4歳、5歳って言わなかったでしょ。そういう虚偽の答弁は止めてもらいたいと思えますね。正確に答弁してください。で、今いわれたとおりでと思えます、実際はね。だから未満児は臨時の方でも持っているんですよ、クラスを。それは正確に認識されているのにそういう答弁をされるって心外ですね。今後それは注意していただきたいと思えます。ここに保育所設置基準っていうのがあります。そこには保育士のことを、これは大体民間保育所の認可についてね審査する基準なんですけれども、職員について何て書いてあるかっていうと施

設長を含めずにね、保育士については保育士の資格を登録した常勤の専任の保育士によって定数を満たしなさいって書いてあるんですよ。私が調べたところは行政はね県のこんな厳しいあれを受けてないでしょう、多分ね。だからそういうことがルーズになっているんですよ。だから今民間はね、今までの民間企業の流れは1円でも儲けようと何をしても良いようなね、いわゆる法令遵守のあれが気風が崩れて問題になって今是正になっているわけです。今度役所側は逆にですね1円でも節約しなきゃいけないってことで何でもありみたいな形になっている現状に対して総務省は強い警告を発しているわけですよ。最後の文章は何って言うかっていうと各地方公共団体はね、この数値の主旨を踏まえて法令上疑義のあるような制度運用については早急に是正するとともに、絶対イカンとは言ってないわけですね、多用な任用形態も考えろってこういうに言っているわけです。だからそういう意味では法令を守りながらやはり今の多用な形での保育所の形についてもね、考えるべきであって財政が困難で人件費を浮かせるためならしょうがないじゃないか、みたいな議論だと全然今の社会制度と合致しませんよ。さっき申し上げましたように今全体としては労働者の皆さんのね、そういう低賃金構造それから使い捨てですよ、正に物のように人を使っていくというようなそういう風潮に対して、厳しい批判があって今政治としても国の段階でも民間企業のレベルでは取り組んでいるわけですよ。だからそういう意味ではね、曖昧なそういう曖昧な答弁をしている形ではなく正確な議論をして、私もだから臨時職員は絶対ダメなんてこと言っているわけじゃなくて、必要な所は必要で配置をしても良いが基本的なところはブレないようにやっぱり対応してかなきゃいけないってことを申し上げているわけです。そういう意味でですねこの保育所に限りませんが、あるいは細かくいろいろやっていますと例えば本来であれば同じ勤務条件であれば賃金も同じでなければいけないとかっていうことに対して必ずしも一緒じゃないとかっていろいろ話もお聞きしております。だからいろんなやっぱりキチッと精査をしていただいてやはり今の法令をキチッと守る中でね、正しいこの今の人事政策っていうのをやっていくべきだと思いますけれども副町長どうですか、この件に関しては。

○副町長

今の保育所の関係でありますけれども、実際に49名に対して33名が基準になりますけれども16人職員数では多くなっておりますけれども、そういう中で障害者であ

るとか手の掛かる方については加配って言いますか、加えて採用しているっていうようなことの流れの中で運営しているわけでありましてけれども、根橋議員のおっしゃるその主旨っていうのは十分分かる部分がありますので、今後の中では総体の中でもその臨時とのやりとりについてはそういった行政改革の部分とあるいは実際の内容についてもやっぱり検討しながら、バランスを見ながら今後とも検討していくというような答えしかないかなっていうふうに思っております。以上であります。

○町 長

今副町長の言いました49名に対して33名は16名多い、今47名ですからもう2名減になりますけれども、っていうことは正規がそれだけ多いということですよ、現在。そういう中で臨時の皆さん方にも協力してもらって保育行政をできるだけ大事な子どもたちを育てる手を拱かないよう、細部まで目を通すようにということで臨時対応もしているところということです。

○根橋（9番）

今またそのね不正確な答弁があるんですけども、辰野は正規の定数よりも多いうってような表現ありましたけれども、それは国の基準に対してっていうことで、国の基準っていうか一つの何て言うんですか私がお聞きすると前提がおかしいんだよね。辰野町が一つの保育所でやってやればこれだけで足りるじゃないかっていう議論をしているんじゃないですか？辰野はそうじゃなくて今だって現状が6つの保育園があるじゃないですか。辰野で1個の保育園でできるんですか？だからそれは国の言っていることがおかしいんですよ。だからそれに対してやっぱり厳しい批判をし、辰野はこうであるからこうだって今現状、私のこれはこの職員配置はね今非常に多いうっていう中では問題があるけれども、この職員配置は職員の今の配置されていること自体は何か特別辰野がね、町の地方自治の枠内で多くしているなんて現状じゃないじゃないですかこんなの。普通の状態じゃないですか。30人に1人とか、20人に1人とか、3人に1人とかって決まっている中の枠中でやっていることですよ。別に多い、多いうってのはただ加配だけですよね。だからそういうやっぱり不正確な議論して欲しくないし、だから国の基準はおかしいわけですからおかしいことはおかしいって地方から発信しなければいつまで経っても保育所の現場はよくなりませんよ。だからそういう点ではね、お若いところで張り切っておられる副町長にもそのへんをねやっぱりキチッと捉えていただいて現状を、やはり改革をし

ていくという国の言いなりになっているんじゃないかと、今の辰野保育を良くしていくという立場でこの職員の人事についてもキチッとやっていただくことを要望して、また成果についてはまた見させていただくということで質問は終わりたいと思います。

○議長

進行いたします。質問順位 5 番、議席10番、成瀬恵津子議員。

【質問順位 5 番、議席10番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（10番）

それでは通告に従いまして2項目について質問させていただきます。まず1項目目の乳がん、子宮頸がん無料検診について質問いたします。女性特有のガンであります乳がん、子宮頸がんから命を守るため、国が2009年度の補正予算に盛り込まれ、それにより辰野町も昨年10月から子宮頸がん検診無料クーポン券の配布が実施され、乳がん検診対象者 727 人、子宮頸がん対象者 544 人に対しまして「検診手帳」とともに送付いたしました。女性の健康を守るためにはとても大切なことでもあります。これによって本当に多くの女性の皆さんが検診に対して前向きになっていくことを願うわけでありまして。それでは質問に入ります。辰野町で昨年配布されました検診無料クーポン券の対象者の受診率は現在どのくらいでしょうか。お聞きいたします。

○町長

前段、細部に至っておりますので担当課長からお答えいたします。

○保健福祉課長

対象者ですけれども少々今数字が少し違っておりましたが、対象者乳がん20歳から40歳までの5歳刻みで780人に対して受診者が132名、受診率が17.0%でございます。子宮頸がんにつきましては40歳から60歳までの5歳刻み530人に対しまして受診者が64名、受診率は12.1%でございます。

○成瀬（10番）

今受診率お聞きしましたが非常に対象者の割合には低いと思います。私たちも無料クーポン券実施の署名活動を行いました。昨年まだ自民・公明が与党の時にこれ実施されたわけでありまして、なぜ検診無料クーポン券実施に対してこんなに力を入れたかと言いますと、15歳～55歳までの女性の乳がん、子宮頸がん、また卵巣がんががん全体の60%ぐらいを占めております。乳がん、子宮頸がんは20歳～30歳代

の若い女性に非常に増えております。また子宮頸がんで亡くなる女性は毎年2,500人に上がり、最近ではこの近年20代、30代の死亡率が増加しております。これは全国的に女性特有のがん検診の受診率が非常に低く、手遅れになってしまうということでもあります。専門医によりますと定期的に検診を受けていることによって、早期発見ができ早期治療によって完治の可能性は非常に高くなると言われております。女性にとって乳がん、子宮頸がんの検診はととても嫌な検診であります。発見が遅れ手遅れになりましたら本人は元より家族はととても悲しいことでもあります。ある30代の女性であります。今まで1回も検診を受けたことがなかったそうであります。せっかく無料検診クーポン券をいただいたので「受けてみようかな」という気楽な気持ちで受けたところ早期の子宮頸がんが見つかり、子宮は摘出せずにがんの部分だけを切除し、3日間だけの入院で済んだそうです。今現在、元気に社会復帰しております。それでは質問に入ります。せっかくいただいた検診無料クーポン券であります。これを無駄にすることのないよう、いまだに受診をしていない方に対しては町としてどのように対応されていくのかお聞きいたします。

○保健福祉課長

未受診者の方につきましては実施期間中の21年10月から22年3月までの間にこの中間で1回、個人宛に再受診をしてくださいという勧奨のお知らせを出しております。

○成瀬（10番）

お知らせしてその後は受けたか受けてないかっていう調べ方はいたしますでしょうか。

○保健福祉課長

その後の経過についてはまだ調べてありません。

○成瀬（10番）

是非その後の受診したかどうかという、その調べも是非やってもらえたらと思います。次の質問であります。今後、対象者のみならず女性の皆さんの女性特有のがん検診の受診率を向上させるには、町としてどのような普及啓発をしていく考えかお聞きいたします。

○町 長

こういった検診などにつきましては、国の国庫補助100%で無料クーポン券が1

年出たということでありまして今年度はまた半額だそうですが、単発的でもこういったことを経緯に普及させていきたいという狙いもありますし、私どもも勉強してみるとそういうことでもあります。今担当課長が言いましたように再勧奨などはいたします。ただ受けたかどうかのチェックまでやって良いかどうか、そのへんはよく保健師ほか相談しながら話をしてみたいと思いますが、いずれにしましても受診率何%ってということだけははっきり分かるようにしていきたいと。受けてない人に「受ける、受ける、受ける」ってあまり言うのもどうなのか分かりませんが、自然にこういったものが対象者の皆さん方が意識して、認識して受けてくれるように持ち込んでいく方が良いだろうと思います。無料クーポン券が出た時などには一緒に検診の検診手帳配布することによって、これは国の費用で出てましたので検診率の向上を図るように努力もしてみたということでもあります。国が音頭取ってやってくるということは今回初めてでありましたので更にまた工夫する中で、もってかなきゃならないと。ただ今までも5歳刻みでなくても普段でもできておりますし、受診料に対しましては個人負担でありますけれども保険も効いて、そして乳がんの方は2,500円、それから子宮頸がんの方は600円ぐらいで検診できるわけですので、また措置を取った場合には窓口へ来ていただければそのお金をお返しするっていう時も、また対象の皆さんにはあるわけではありますが、いずれにしましてもそんなに重大なことでありますからそうやってみますとそんなに大きな高いお金で、ということをごさいますので是非一つ、これは口コミも大事だと思いますし女性自身の皆さん方の中で更にまた町の政策としても保健福祉課を中心に普及できるように進めるよう、また施策を考えたいとこういうことでもあります。

○成瀬（10番）

検診を受けない方は受診の金額だけではないと思います。受けたくても行かれないその状況、なかなか勇気がない、そういう面で受けない方もいると思います。検診に行きたくても働いてなかなか休みが取れなくて検診に受けに行かれない。また子どもが小さく見ていてくださる方がいなく検診に行きづらい、そういう女性も中には検診受けてない、女性の中にはいると思います。こういう受けたくても受けられない女性のために夜間とか休日そういう時の診療など、受診しやすい体制の整備が本当に今後必要になっていくと思います。辰野町としても近隣市町村、この受診を受ける病院が上伊那でも決まっておりますが、近隣市町村と協力し合い話し合います

る中で病院へ働きかけてなんとか受診率が上がり、受診したい女性のために受診しやすい体制の整備をしていく、その働きかけが非常に大切ではないかと思えます。また受診の受け方さえ上手にできれば受診率はもっと上がると思えます。この受診に対しての関心はあるけどなかなかチャンスを逃している、そういう意味でこの無料クーポン券や受診しやすい体制は今後検診を受けるきっかけになっていくのではないかと思えます。次の質問に入ります。さきほど町長が答弁の中で言われましたが来年度は全額国庫負担がなくなり、補助金の2分の1は町が負担しなければならなくなりますが、今年度1回でこの無料検診クーポン券が終了してしまえば何の効果もないと思えます。辰野町としても是非この無料クーポン券配布の実施を来年度以降も是非何とか毎年実施していただきたいと要望しますが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

国が1回やって100%、あとはやらんから町が半分出せとこういうふうなことできているんじゃないかと思えますけれども、これもまだいろいろ議論呼んでおりました国の方も決定じゃありません。きっとやっぱりあれですかね、コンクリートより人へっていうんですからそっちの方の中ではこういったことも続けてやるべきじゃないでしょうかね。1年ほどやってやってみて火を付けておいて消したってあとは自分たちでもっと大きい火を連続的に消していけっていうことですから、そんな手はないだろうと思えますし、地方の行政は国が十分分かっている筈です。ということでやりたくてもできないこともあります、もう少し様子見て検討をしてみたいかなきゃならないだろうなとこんなふうに思えます。珍しいですね、1回だけ100%やってはい終わりっていうの。あと50%出すからあとは町が出しなさいということですが、段々これやっぱりまた個人に戻っちゃうんじゃないでしょうかね、と思えますけれども国の方へも呼び掛けられるチャンスがあれば普通の事業と違って陳情っていうわけにいきませんけれども、チャンスがあればそんなことも働きかけて少し様子を見ていきたい、こういうふうなふうに思っております。

○成瀬（10番）

是非町から国への働きかけをよろしく願いいたします。次に子宮頸がんワクチンの接種の公費負担の要望が先日ニュースでも言われておりましたが国に出されております。このワクチン接種によって子宮頸がんの感染が非常に抑制されるという

ことではありますが、ワクチン接種によりHPV（ヒトパピローマウイルス）っていうこのウイルスの感染によって子宮頸がんが発症するわけではありますが、このワクチン接種により90～100%が抑制されるということが確認されております。先日新聞に掲載されておりましたが、根羽村で女子中学生に子宮頸がんワクチンの接種の全額補助の記事が新聞に掲載されておりました。本当に自己負担となりますと1人5万円近く掛かって非常に高額な金額であります。ワクチン接種であります。是非辰野町も今後子宮頸がんワクチンの接種の公費負担の検討を要望したいと思っておりますが、辰野町の考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長

この子宮頸がんにつきましてはヒトパピローマウイルスの感染によりますがワクチンプラス検診で予防できるがんだと考えております。実際にワクチンには1人に3回5万円前後のワクチン代が掛かりますけれども、子宮頸がんのワクチンばかりでなくて以前から問題にされています乳幼児の細胞性髄膜炎を予防するビフワクチン、ほかには小児肺炎球菌ワクチン、今年流行りました新型インフルエンザワクチンそれぞれ全てをトータルに考えた補助を考えていくのが必要かと思っております。さきほども言いましたけれども、クーポンを出して無料にしたから受診者が増えるというものでもありませんでした。それはどのくらい来てくれるかなあっているふうに思っておりましたけれども、国の方がまず去年6月に示されましてこの議会で9月に予算案を可決いただきまして、実際にクーポンを印刷したり医療機関との契約があったり実際に事業ができたのが10月以降でございました。そんなことで住民の方に対する周知も不十分でしたので今後は無料にすることも大事ですけれども、いろんな機会を捉えまして検診とかの重要性もPRをしていきたいと思っております。以上です。

○成瀬（10番）

是非いろんな広報とかいろんなところでPRをやっているっていただきたいと思っております。検診無料クーポン券配布を機に、女性の健康に関する関心が高まることを期待いたしましてこの質問は終わります。

2項目目ではありますが、父子家庭への児童扶養手当の支給について質問いたします。一人親家庭への自立支援策の拡充を図るため母子家庭への児童扶養手当の支給があります。しかし今まで父子家庭への支給はありません。最近の社会情勢で非常

に経済的に苦しい父子家庭が増え、県のほうに相談が相次いでいるそうです。国、県は父子家庭からの相談を受け、母子家庭しか支給がなかった児童扶養手当を父子家庭にも支給をする方向になったようでもあります。辰野町もこの最近の社会情勢の中で辰野町にそういった相談は関係課に聞きましたら1件もないと言われていましたが、実際に困っている家庭はあると思います。実際はどうなのでしょう。本当に1件もなかったのでしょうか。

○保健福祉課長

窓口の方にはそういったご相談はなかったように聞いております。

○成瀬（10番）

町の方では1件もそういう相談はないと言われておりましたが、本当に父子家庭で「非常に経済的に苦しい」と言われている声があります。県の方でもその相談が増えているということでもありますので、町でも相談したい方は多分必ずいると思います。ただ自ら相談、行政に対しての相談しづらいという面があるのではないのでしょうか。また辰野町は父子家庭が何世帯か掌握されていないようでもあります。県全体では3,000世帯を超えるようでもあります。そういう町として父子家庭が何世帯という、なぜ掌握はされていないのでしょうか。

○住民税務課長事務代理

この事業につきましてはあくまでも県が主体でやる事業でありますので、また申請につきましてもその自身が申請をして確定を、県が決定をされて支給をするという事業でありますので、うちの方といたしましても申請者が出てきてそれをあくまでも審査する事務を行っているのみでありますので、掌握的なものは事前に分かるというものではございませんのでご了解をお願いいたします。

○成瀬（10番）

申請するとかしないってということではなくて、町として父子家庭のお宅はいったい何世帯ぐらいあるんだろうかって、そのぐらいの掌握はしておいても良いんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

○住民税務課長事務代理

この県の方の調査につきましては3年ごとに調査をする父子家庭数というようなことで3,107世帯ということを出ている、掌握をして2006年度と比べて47世帯減少しているということ県の方では掌握をしているようでございますが、町としては

まだこのような調査をしておりませんので、もしできるようであれば今後検討していきたいと思えます。

○成瀬（10番）

またその調査もまたよろしくお願ひいたします。質問に入りますが今までさきほど父子家庭の方々からの相談は「ありません」って言われていたましたが今まで、ただ相談がないから良いんじゃないかと、今まで町としてなかなか光が当たらなかった父子家庭への相談とか経済面だけではなく、いろんな相談とか支援といったことは行ったことはありますでしょうか。

○町 長

総体的相談とかいうのは各課で受け付けておりますが、父子家庭ということに切りましてその専門的に伺って支援をすると、相談、支援はしていません。

○成瀬（10番）

今後父子家庭に対しても経済面だけでなく「いろんな面で困っていることがありますたら行政の方へ気楽にご相談ください」というような『広報たつの』とかそういう面で通達する、そういう心配りが行政としては必要ではないかと思えます。次の質問に入ります。国、県は父子家庭に対しまして来年度から児童扶養手当を支給することになりましたが、来年度の8月から施行予定のようであります。この父子家庭にとっては、このようなことを施行していただけるということはとても有難いことであると思えます。これから辰野町といたしまして父子家庭がさきほども言っていたいただきました何世帯あるかっていうことをしっかり把握していく中で、8月から「父子家庭に対しても児童扶養手当が支給されます」というような施行予定のことを事前に『広報たつの』等で知らせっていくべきではないかと思えます。県の方に聞きましたら「これはもう施行が決まっているので広報等で事前に知らせいくことも大事じゃないか」ということを言っておりました。それによって今まで行政にいろいろなことで相談しづらかったこと等も、そういう広報等で知らせることによって「じゃあ、気楽に相談に行ってみようかな」と思っている方もいると思えます。是非この件に対しまして町の考えをお聞ひいたします。

○町 長

先ほどの父子家庭の相談窓口ということで、あまり堂々と窓口へ看板書いてまでというようなことはいたしません、広報などで「母子、父子ともにそういったこ

とに對しましての相談を受け付けます」というような周知徹底を図るような方向は取っていきたくとこんなふうに思います。来年度って言いますか平成22年の8月から実施予定ということで国の方が言ってきておりますが、一応実施予定ということですが、一応実施予定ということですが、法の整備ほかいろんな事務手続きほか大変なことになってきますので、それらがまたはっきりし次第審議のことが決定し次第、また広報等でそのように対象者の皆さん方にも分かるように、対象者に送るっていうんじゃなくて全般的に町としてはこういうふうになりましたということでアピールするような方向は取っていきたくと、こういうふうに思っております。以上です。

○成瀬（10番）

是非そのような方向でよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位6番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位6番、議席4番、中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

それでは事前に通告してあります2点について質問をいたします。第1点目の自営消防や地域の防災隊への支援についてということで質問をさせていただきます。現在地域の防災体制の中軸を担う消防団組織ではありますが、地域によっては人口の減少や若年層人口の減少に伴い団員確保に苦慮しているのが実態であります。これを側面的に支援応援する組織として、各地に自営消防隊や地域防災隊が立ち上がり連携強化が注目され今後が期待されるところでございます。そこで質問に入りますが、1つ目として残念ながら出勤時や訓練時に発生する恐れのある事故の問題につきましても現状消防法等で認められているような人の事故、それから物に対する事故等の公務災害としての補償体制がなく、不安の中での活動を強いられているのが実態ではないかと危惧しているところであります。より積極的な対応や協力及び参加等を促す意味で、地域での対応はもとより町として対応や考えかたはどうなっているのかその点について質問をさせていただきます。併せて一般住民の火災等の災害の時の対応やボランティアが今盛んになっておりますけれども、ボランティア活動の中での事故発生時の考え方等も併せてお聞かせをいただきたいと思っております。

○町 長

あと消防署長から詳しくご説明申し上げますが、こういった人的な災害、事故があります。防災組織に入っていようがいまいが現在辰野町は、防火防災訓練まで含めて保障等の共済制度を設けてやっているところでもあります。風水害、あるいはまた土石流、地震、ボランティア今おっしゃったように、それから民家で隣の人が助けに行ったりとかそういうようなこと全て入っております、辰野町の人口全員が対象になって入れさせていただいているところでもあります。詳しくは消防署長からお答えいたします。

○消防署長

それでは町長の説明につきまして細部について報告させていただきます。まず共済制度の対象となる訓練でございますが、1つとしまして町及び消防機関が主催した防火防災訓練で住民を対象としたものでございます。2つ目地域内の自主防災訓練主催の防火防災訓練で、事前に町または消防機関に訓練計画書を提出して認めたものでございます。3つ目といたしまして地域内の町内会、それから協議会、青年会等が主催する防火防災訓練でこれもまた事前に町、消防機関に訓練計画を提出しまして認められたものでございます。それから填補の種類としまして1つ目損害補償に対する填補、2つ目災害補償による填補どちらも一時金のほか入院治療補償それから通院治療補償、休業補償などが含まれております。以上でございます。

○中谷（4番）

理解できましたのでその計画書の提出だとか、各地区での取組みの状況をよくつないで安心してできるように連絡申し上げ指導をしてもらいたいと思います。続きまして2点目でありますけれども、自営消防や地域防災隊での隊員に対する問題でありますけれども、ヘルメットだとか長靴、被服等や防災活動に必要な備品等について支援や補助金等の交付について質問いたします。隊員の士気や訓練、出動時の安全確保のため必要上と思います。地域で購入の際には支援など考え方はどんなようになっているか、またあるとすればどんな支援が現在なされているか確認のため質問いたします。

○町長

ヘルメットなど最初立ち上がりに必要な物に関しましては各、辰野町中全部防災組織ができたわけでありましたが、地区防災立ち上げの組織発足時に10万円ということとで助成を行ってきております。10万円の中からヘルメットが買われてまだ余って

ほかの物買った所もあるかと思えます。なおまた大きな常会が区の中に常会があってそこでも立ち上げたいという所もある場合には区長さんを通じて要望をお聞きしまして、町全体で30万ぐらいの予算しかないんですけどもそれなりにそういった話もありませんので、予算の中で配分させていただいているところであります。また大きな事業などがありました時には今のところ今までの実績で下辰野区 200 万円、あるいは赤羽区 200 万円というような、防災育成事業の助成金なども交付することもあります。大体そんな援助体制でございますがどうでしょうか。

○中谷（4番）

それでは質問の続きでありますけれども、そういう立ち上げに対しての支援はされているとこういうことで理解をいたしました。続けて3点目の質問であります。初期消化の屋外の大型消化器等の設置についての考え方について質問をいたします。自営消防や地域防災隊での当面の主体的活動は、消防（常備消防含む）の到着までの初期消火活動や大規模災害時の支援活動が主体になろうと考えております。そこで消火栓、防火水槽等の適正配備は早急な対応が必要かと思っておるところでございます。そこで質問であります、現在水道管等の水圧の関係で適正必要な箇所でありながら、消火栓等が当面設置できない箇所については当面の策として大型の消火器等の配備が有効ではないかと考えるところではありますが、町のお考えなり実際の普及状況また何か課題等がありましたら教えていただきたいと思えます。

○消防署長

消火栓それから防火水槽の要望につきましては各区から数多く出ているところでございます。それに対して追いついていかないのが現状でございます。質問の屋外消火栓ですが辰野町では北湯舟町内に11箇所、ABC10型という消化器が設置されております。これにつきましては屋外でぼや程度のを発見した場合、とても有効な手段だと考えております。しかし消化器は湿気を非常に嫌います。ですから雨水をしのぐボックスあるいは除雪等の点検が必要かと思えます。今年になってからだと思いますが、同じ町内で通りがかった人が県営住宅のベランダで煙りが出ているということを見つけて、はしごを掛けて消化器ではございませんが水バケツで消火したという事例がございます。そんなことで屋外消化器、それについては非常に有効な手段ではないかと私は考えております。以上でございます。

○中谷（4番）

是非どうしても水圧等で設置できない場合については、またそれぞれの地区の要望にできるだけ応えるようにご努力のほどを提案いたします。3点につきまして質問させていただきましたがどれもいずれも予算が伴うことですので、予算との有効投資ということになると思いますが、安心安全なまちづくりに重要な投資でありますので思い切って投資をいただけるよう提案し、地域からも多くの要望が上がっておりますのでご配慮のほどを提案してこの項を終わります。

続きまして2点目の質問事項、辰野病院の移転新築に伴う今後の経営上の課題についてと題して質問をさせていただきます。いよいよ地域医療再生計画の採択に伴い、辰野病院新築移転計画が動き出し平成24年度営業開始に向けて今議会に6,000万円の移転設計料が審議される運びとなっております。私も病院は医療福祉の辰野町の拠点として重要かつ必要な施設とは考えております。町長も今回の選挙公約の中でトップに病院建設を上げ大差で当選された経緯もあり、町民の信任と病院建設の承認を得たものと考えており私がとやかく申し上げることではありませんけれども、現状非常に町財政や国の医療、病院に対する厳しい考えの中で新築移転であり心配な事項が多く、多くの町民の意見が寄せられております。町長はじめ担当部署では大変なご苦労と心血を注いだ検討が進められていると思いますので、町民の素朴な質問を整理し経営問題を中心に質問をさせていただきます。まず1つ目として医師確保の問題であります。病院経営で一番重要な要素は、医業収益の多可であります。医業収益は残念ながら医師数に比例をしましてまいります。私の中では一般病床60、回復期40、透析28と聞いておりますが現状の医師数で十分対応ができるのか、また将来拡充強化となれば更に医師数の対応が最重な要素と思えますが医師確保についてどのような展望をもっておられるのか質問をいたします。

○町 長

辰野病院の新築移転に関しての目先、大きな取組みということでもあります。まずご指摘のとおり医師数を確保してかなきゃならない、今より多くであります。私の考えは今7、8名、8名ということになってまいりますとやはり13名ぐらいは理想的にはいるだろうと、て言いますのは若干病床が減りますから、当初の予定より。14、15名っていうことを言ったこともあります。しかし実績では13、14名ありますのでそれである時はまだ診療報酬が今より高かったんです。高くてもトントン、プラスぐらいの運営ができてましたし患者数もあったわけですから、若干人口減にな

りまして病院の総体的な患者数は減らないという統計も出てますので、そういうことで早くお医者さんに来てもらわなきゃいけないあとを思っております。なお現在も信州大学の医局につきましていろんな角度から聞いてみますと、一時よりは少し余分に研修医が戻ってくる、あるいは残ってくれるというのが長野県ばかりでなくてもどこでも15%ぐらいは前よりも多いと。しかしそんな15%なんてものはあっという間に信大だって足りないぐらいですからすぐ消えちゃいますが、そういうふうな状況に少しなりつつあるという情報は入っております。また信大の医局を中心に医師紹介センター等にも登録をいたしております。また地縁、血縁の情報を掴みあっているところでもあります。来年度整形外来につきましては現在信州大学医学部医局と交渉中であります。なお昨年5月入ったお医者さんのようにもう一人ほかのお医者さんを他所の、ほかの病院にいるわけですが同じように時間を掛けて接触をして、売っている物買ってくるのと違いますので折衝を始めて「はい」なんて言う人は殆どないんで、やっぱり1年2年ぐらい掛かってという人もありますがもう1名辰野に今現在ない科の中で進めております。ない科って言いますか外来はやってますから、そういうふうなことでなんとか進んでくれりゃあなと思いがながらもやってるところです。あの手この手であります。なおまた皆さん方の中にも大事な辰野の病院でありますので、ダメ元で結構ですからそんな情報があれば話をさせていただきますように専門も飛んでまいりますし、私も空いていればいつでも飛んで行きますので話をとりあえず記録していつでもまたチョイチョイ話すること、でないとながたがたいきません。ということで情報を是非また本当にダメ元で良いし何科でも結構ですから教えていただきたいとこんなふうにも思っているところでもあります。何科でもすぐ入れるっていう意味じゃありません。何科でもどんな情報でもそっからまた枝が出てく場合もありますので、欲しい先生をお願いする形も取れるかもしれませんのでお願いしたいと。医師の取組みにつきましてはそういうことであります。

○中谷（4番）

今町長のお話では現状の計画に対して若干の医師数もまだ欲しいわけですから、可能な限り今後の展開の中で医師数を増やして回していくような方向で取り組んでいただけないかということですので、次の質問に移ります。2番目の質問でありますけれども移転新築に伴う新たな起債

が発生するわけでありますけど、その額年間償却の目標それから一般会計への繰越が現状より多くなるか減るか、また今回の国の地域医療再生計画に基づいて交付される補助金等がどのくらい入るか、そのようなことを総合的にして町からの繰入等はこれくらいを今考えてるといようなことをお聞かせ願いたいと思います。新築移転に関する移転経費、医療機器等含めて32億と聞いておりますが現病院の起債残額が11億3,000万円あり、21年度保有現金も底をつくような経営状況の下ではいくら町の実質公債比率が18.2%と改善されているものといえ、借り入れ返還計画は大変ではないかと想像するものであります。また病院の22年度の予算を見ますと町一般会計より3億5,500万円、また単年度赤字等につきましては20年度を1億7,000万、22年は1億6,000万の単年赤字を経過とこのようなことをございまして、なかなか病院経営は大変だなあとこんなように想像するところをございます。これに対しましてはできるだけ償還金が少なく、それから病院の経営収支が回復して一般会計への繰り込みが少ないようにみんなで検討してかなきゃいけないと思っておりますが、現状では病院単独の赤字それから町の支援等を入れますと約5億近いお金が医療関係に費やされるということでありますので、これがますます多くなるということになれば町政運営上、大きく足を引っ張る要因になりはしないかと危惧する町民も多いわけであります。どうかそのへんを踏まえて展望についてお聞かせ願いたいと思います。

○町 長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。資金ほかということであります。まだ3病院連携にあたりまして地域医療再生計画に基づく辰野町に入る補助金は額が決定いたしておりません。ここでとやかくは言えないと思います。「億単位でいただきたい」とこういうふうに言っているところであります。それを踏まえていただいてあと、建物20億とか21億とかそんなようなことに対しましては病院の事務長の方からお答えを申し上げたいと思います。ただ一つ建築費の問題その他でせつかく公債費比率が常に18.2%、来年はもうぐーっと下がっている良い傾向にあるのにこの問題がまた絡んで町が起債を借りますので、すなわち返すお金は今度公債費という名前が変わりますが、公債費が出てきますとそれがまたたちまち悪化するんじゃないかというような心配をいただいているようであります。これは実質公債費比率はそんなに悪化しない方向で返していくようにまた考えていきたいと、こんなふう

に思っているところです。ご質問の詳細につきましては事務長からお答えいたします。

○辰野病院事務長

それでは資金計画であります、確定する事業費につきましてはこれから決まってくるところでありますが現在の想定されるものであります、上伊那地域医療再生基金を充当しまして、起債の額につきましては新たに起こすものは20億、21億でなんとか抑えていきたいなと思っております。1年間の償還の増につきましては起債の利率によって変動の幅大変大きいわけですが、例えば2.5%くらいの平均でしますと元利含めまして1年間で1億円くらいの増になるんですが、建物処分に伴い繰上償還するとかそういう若干のこともありますので、今よりも1億増くらいの起債の償還になろうかということに考えております。ただ医療機器につきましては償還期限が大変短い、1年据え置き5年というものでありますのでそのへんは平年化するように計画をもっていきたいと思っております。それから繰入金状況であります、病院の経営状況と絡む繰入が大変危惧される場所なんです、一応赤字はまだ見込まないというか、赤字というか資金の不足を見込まない状況では3億5,000万という数字をプラン上は立ててありますので、これは赤字を大きな数字になってくるということになるとそれプラス一般会計の方でどのくらい出していたかということになるかと思えます。

○中谷（4番）

それでは今のご答弁に対してのあれですが、前々から5億以内のね赤字が町の財政能力からいって限界だというようなことですので、そんなような範疇で検討されるということ承りましたので、これからの確定されるまでの機会やら要素があると思えますが、できるだけ大幅な返済にならんように試算をしていただきたいなとこんなことを申し添えてこの項を終わります。次に3番目ですがさきほども事務長の方から医療の問題がありましたので、ちょっとお聞かせ願いたいと思えますけれども上伊那の公立3病院の連携強化の下に補助金も建設の許可も下りたとこんなふうに推測をしているところでございます。町民の期待と要望している現状の緊急体制と従来どおりの診療医療が望めるかどうか、3病院の分担によってごく一部のものが辰野病院に回ってくるのか、そんなところが心配する声がありますので今考えている時点でのお答えで結構ですのでどんな部門を重点的にやられるのか、また辰野町の病院の優れたところ特徴のあるところを力点を入れてやるというようなこと

も考えておると思いますので、そんな点も含めてお願いします。ただ意見としては診療科のみ増加しても先生もどっかから頼んできて週1、2とかいうような半端なあれでは返って不経済じゃないかとこんなような意見もありますので、基本的な戦略をお聞かせ願いたいと思います。

○町 長

次の質問にお答えいたします。一番最後の問題で例えば週1回の外来では反って高上がりだとか、経費が無駄だとかいうふうなことをおっしゃられたんじゃないかと思いますが、今はそんなことでなくてその科、例え週1日でも2日でもその病院へ定着させることです。若干のそういった、でも無駄っていうことはないでしょうと思うんですけれどもね。それは一番良いのは常勤にすることです。そうかって脳外までは辰野ということは言いません。今まであったぐらいのものはやっていきたいとこういうことであります。さて今のご質問の中でよく住民の皆さんも不安とかご心配いただいていると思うんですけれども「特徴ある病院」っていうことを言いました。じゃ特徴あるのだけやるのかということですが、そうでなくて以前から言ってますように第1次医療は辰野町の開業医の先生もやってくれます。辰野病院も1次医療外来の受付はいたしますし、辰野病院は病院ですので入院施設を持っていますから第2次医療ぐらいまでは入ってまいります。第2次医療の中では全麻でなくても局所麻酔ぐらいの、あるいは時によっては外科なんかは全麻の先生をお願いしてきてそれで手術もやっています。ただ辰野と昭和伊南が伊那の方へ任せた方が良さだろうっていうのは第3次医療のことを言っています。第3次救急であり第3次手術ぐらいのことまで含めた状態です。最近では第4次、第5次医療なんていうの出てきますからちょっとこの話は別にいたしまして、心臓血管外科だとかそういうのはもう第4次医療、岡谷の塩嶺病院とかですなああいうのはもう一般の病院の総合病院と一緒にするっていうことが既におかしいんです。おかしいから去ってっちゃうんです。その話はここでは直接関係ありませんので間接的にはありますけれども、辰野病院は何をするかっていえばそういうことであります。そういう中で第3次医療を担当いたします伊那中の方で治るまでずっとそこに患者さんがいますと、ベッドがふさがっちゃうあるいはその手術した先生も、もうそんなに診なくても良いのに最後まで診なきやいけない。ほかの代替りの先生がもう診て良いんでしょうけれども手術する先生はできるだけ手術に専門的に、毎日っていうことじゃあ

りませんけれども外来する時間があったら手術、病棟へ回るんだったら僅かにして手術というようにできるだけ専門家させたいっていう意味です。ですけど外来やらんわけじゃないですよ。外来もやりますし、病棟にも回るんですけれども主にといいうことです。それで亜急性期になった場合には辰野とそれから昭和伊南が受けてつたらどうかと、こういうことが今案として出ているわけでありまして。したがいまして辰野も前もって準備をして、回復期のあるいはリハビリとかいいうことも評価しながら受け入れができるように頑張っていきたいなあとこんなふうに思います。だから非常に医療っていうのはマンパワーでもありますし、何やるったって先生いなきや何にもできませんし何もできないなって言ったら良い先生来たらすぐそれが特徴になっちゃったりという、非常に他動的なものなんです。良い医者を早く見つける中で良い病院ができてまた、特色をもちながら進めていこうというふうなことであります。今は「特色ありき」じゃなくて医者があって初めて特色が出ます。何を前もって言ってみても絵に描いた餅になるとこういうふうな切ない状況にあるわけでありまして、しかし大まかにはそういう方向だということでありまして、是非住民の皆さんにもお話をいただきたいと思っておりますし第1次、第2次は言いましたし、ということですが何かそれにまつわってもしあればどうぞ。

○中谷（4番）

今の答弁の内容を聞きますと、従来どおりやっておりました8科目については現状維持へ残し、なお緊急時の対応については従来どおりやっていただけとこういいうことで大変町民も安心をするのではないかと思います、3病院の機能分化で何だか大きく病院の体制が変わるじゃないかというような不安も抱いている方もありましたので、しいてお伺いをしたところでございます。よろしくお願ひいたします。続きまして3つ目になりますけれども診療科目や緊急時の対応についてというここと今お話がありましたけれども、上伊那公立3病院の連携強化の題名の下に補助金も許可も得て進めておるでありますけれども、辰野病院の進む方向ということで回復期の機能医療を主軸として回復期病床40床、それから一般病床60、その中でリハビリや訪問看護、透析等を強化して分担していくというようなお話も聞いているわけでございますけれども、回復期等につきましては医療単価が安く経営的に有利だとは申せないようなお話も聞いておりますけれども、今後どのような展開になるのかまた何かそういう中でも黒字にする方法はないか、また医療単価等につきまし

ては国の方でどのような検討をされて将来有利な方に展望が開けるのかどうか、町長のお考えなり展望について質問いたします。

○町 長

現在の国の考え方厚生労働の考えは政党が変わって大きくまた政策が変われば別ですけれども、診療報酬は上げたくない医師は減らしたいとこういう方向ですから展望はありません。ただ段々とそういう中でも大都会集中のものをこちらへ持ってくるとかいろんな四苦八苦しなながら、また陳情して診療報酬を少し若干でも上げてもらうとか今回ほんのちょっと上がりました。下がっていくよりは良いですがほんのちょっと上がりました。というようなことを重ねていかないと展望が見えてこない、展望は地域住民が特に地方の住民が気が付いて「我々を見殺しにする気か」と大騒ぎすることが一番の大事な展望を作る元になるとこんなふうに考えております。それで経費的に亜急性期なんかでやって単価がどうだろうと、儲からんものだけ受けるんじゃないかっていうことですが確かにそうかもしれません。今一番要するに目立つ所は診療報酬上がってきてます。第3次救急あるいは第3次手術、しかしそれもずーっと良いんでなくてある一定の期間置いとくと下げられちゃいます、入院費で。ちょっとしたものの手術なんか2週間で「出てけ」と。脳だとか心臓だとか大きな疾患でも治らなくても3箇月経ったら「出て行ってください」と。そこまでは診てあとは安くしてある。じゃ今度回復期を預かる所はその安いまま受けるかっていうことですが、このへんはちょっとまた事務長の方からそんなに利益が上がるわけじゃありませんが、辰野病院の場合はまず医者が一応揃って満床ぐらいにそういった患者さんが入院でいれば、まあまあやっていけるぐらいになるだろうというふうに思いますので、細かい説明は事務長の方からいたさせたいと思います。たださきほど言いましたように分化して特色を持ってやる分野をこう分けていけば医者が不足してても、上伊那の医療に対して全部満足いくように診療なりできるかということですが、まず不可能だと思います。理由は3人4人組めば良いのは手術だとかそういう時に良いんですが、1人じゃいくら優秀な先生でも手術できませんし、ということは良いんですけれども、じゃ今度一般の外来だとか一般の治療だとか一般のこの対面していろんな検査とかそういうことは、1人の医者が1日50人なら、3人なら150人でやっぱり止まっちゃうんですね。3人だったら300人も400人も診れるようなマスプロダクションができる工業のようなものだったら良いんですけ

れども、やはりマンパワーなんです。いくら伊那中にある科が5人いるからと言っても5人が外来やった場合には1人の医者は50人、50人、一人のマンパワーだけしか診れないんです。ただまとめてやっていただくということは科の人数が多ければ大きな手術が対応できる。麻酔科も全体の手術量を見て専任が置けるというふうなことは良い手だと思います。それから分化してやってけば、じゃあ本当に第3次医療、第4次医療に必要なような器具、機械そういったものまでしない所も買っとく必要ありませんので、そういうところはそちらの方で持ってもらおう。こちらの方は一応そうはいってもMRだとかCTぐらいのものは全部必要になりますけれども、それ以上の第3次、第4次医療の手術するような道具までは必要ないということとで器械なんかは買い取る経費分担は若干できると思います。したがってましてじゃ例えばそのように組んで、伊那中へ最初っからですねみんなが押しかけてみましよう、絶対診きれないんです。そのように割り切ったところでやはり診きれない、ですから上伊那の場合は諏訪とかあるいはまた県外だとか松本とかあるいは下伊那とかそちらの方へも出るようになるでしょうし、また逆に向こうからも診きれないって入ってくる人もあるでしょうし、その時のタイミングもありますので混んでるっただらう一と1年間バリバリに混んでるじゃなくて、混んでる中でも空いた時はありますから、そこへババッと送るとかそんなようなことがありますがいずれにしても医師不足なんです。どういうふうにしても、しかし若干効率的に連携すればなってくるということでもあります。それじゃあ事務長の方からお答え申し上げます。

○辰野病院事務長

回復期の機能を有する病院としていく方向性でいるんですが、議員ご指摘のとおり療養病床を主体としてその分野での診療単価というのは急性期に比べると低いことは事実であります。患者さんの求める医療とそれから施設基準として病院で取るというのが若干でも経営面をどうしても重視せざるを得ない、という部分もありますので切ない部分も若干あるんですが、経営のことも赤字をそのまんましていくわけにはいきませんので、患者さんの要望とそれとその時における一番回復期の機能の病床、何が一番有利なものか考えながら取っていくつもりであります。現状につきましては亜急性期病床、それから回復期リハ棟それから療養病床等があるわけなんです。療養病床につきましては単価低いことは事実なんです。ただこれにつき

まして町民の皆さんの要望がたくさんあれば考えていかなければいけないんですが、なるべく違う施設基準を取るなりしてこの分野のものをカバーしていきたいと思っております。

○中谷（４番）

お答えで十分理解できましたので次に進めてまいりたいと思います。今も町長の方からお話がありましてえらい特別特徴的なものは出せないということでもありますけれども、辰野病院の特色や専門性の発揮は思い切った最新鋭の器械とかよく言われておりますけれども、器械や設備の導入については基本的にはどのように考えておるのか今のご回答のようにあまり過大なものでなくて対応していく、当面对応していくという方針なのかそこらの設備、器械等に投資する基本的な考え方についてお聞かせ願えればありがたいと思います。

○町長

では知る範囲でお答えいたしますけれども、なかなかこれ難しくてちょっと曲解されると誤解されるものですから私どもも本当に困っている部分もありますし、また何でこんなふうに地域医療まで惨めな思いをさせるような国策をとったものかとかつくづく４、５年前から国を恨みたくなるんですが、しかし「乗り越えていかなきゃいけない死守しなきゃいけない」って言った以上はやっていきます。それで器具はさきほどちょっと言いましたけれども不必要なものは購入する必要はない、どうしても高度なPET（ペット）だとかです。ね。そういうものに対しては伊那中に入るかは別としてある特殊な所へ集中して任せようと、辰野だとか両小野診療所だとかそういう所までPETを入れる必要ない。こういう意味なんです。ただし第２次医療、時には第３次医療までも入る場合もありますので昭和も辰野もその患者さんあるいはその先生によっては、そういう場合ではやはりCTは必要でしょうしそれからMRIも必要です。今の時代です。ただ人工心臓器なんていうのは必要ないでしょうね。この手術をしない以上は、ということで人工心臓をもしやるんだしたらそれは伊那中がやるかどうか分かりませんが、もう当然塩嶺病院にはあった筈です。というふうに特色特色でものすごい高い器械もありますが、ある一定の器具は買う以上は優秀な器械を買っていかなきゃならない。こういうふうに思います。最近CTも単層から複層になってまいりまして、16局とか24局とか局数が一杯あってできあがった画像が立体画像に見えるようです。非常に精度も高くなって血管があつて

その裏もグーッと反転して見れるような画像が撮れるということでそれも 160 何局までいらんでしょうけども、今辰野はワン局、1 面であれば12とかですねそうすると立体 3 D っていうんだそうですがスリー・ディメンションという立体画像を撮れるようなものが一応必要になってくる。MRI もテスラって磁石の強さで言うんだそうですが辰野の場合は 0.3 とかいうことですが、今 1.5 が常識、更にまた精度高い脳疾患なんかはやるところは下手すると 4 とか 5 とかですねそのぐらいのふうなことになるのかそういうようなことで、若干の相違はありますが辰野として内科その他が全部必要なものを満足するような MRI は大体 1.5 から 2 テスラぐらいかなというふうなことは一応素人的にも思いますので、そういう良いものは買っていきませんがそれ以上のものはそういう所に任せていくとこういう意味でありますので、誤解ないように。さっき療養期なので何にも器械いらないとかそんなことじゃ全くありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中谷（4 番）

まだ時間もあると思いますので今後の進展の過程の中で十分検討され器械設備等の導入についても慎重にご検討いただくことを提案申し上げます。時間もまいっていますので最後の質問でありますけれども、病院経営の秘訣についてはちまたでは「病院経営成功の秘訣は、経営管理、労務管理、人事管理にあり」とよく言われております。病院トップの手腕によるところが大であることも事実であります。そのためのトップの人材作出、スカウト、場合によってはヘッドハンティング等今後検討されることも一考かと考えます。時間もありますのでこの件については提案だけ申し上げて終わりますがそんなことです。以上で質問を終わりますが今後時間を掛けて検討する分野も十分あると思います。いろいろな課題を提起しましたが私の申し上げたいのは「大きな病院の付けを後世に残さない、どう進めるか」これが一番寛容なテーマだと思います。最近、近隣における病院の収支改善が報道されたり、国の医療を巡る環境も少し改善基調になりつつあると。いつも、町長申されておりますけれどもそのようなことが近時の新聞等に報道されてきておまして、明るい感じをもっているところでございます。どうかみんなで見識を絞り進めることが大切だと思います。なお病院建設候補地の一つでありました荒神山ウォーターパーク跡地の再利対策等については引き続き早急な取組みを強く提案して終わります。終わりにあたり町長の今回の決断は、極めて良き決断だと評価されますことを、切に願

い私の質問の全てを終了します。

○議 長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は3時20分といたします。

休憩開始 15時 06分

再開時間 15時 20分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位7番、議席8番、岩田清議員。

【質問順位7番、議席8番、岩田 清 議員】

○岩田（8番）

それでは通告にしたがいまして2つの課題について質問したいと思います。休憩時間の時に外を見ましたら季節はずれの大雪ということで、さきほどもちょっと町内業者が少なくなって除雪の心配をしているところでございますけれども、内容ある質疑に努力したいと思いますので要点に対してのみの簡潔な答弁を要望いたします。まず1番目でございます。辰野病院新築について、さきほど中谷議員の質問の重複をさけまして、切り口を変えあるいは課題を変えて質問したいと思います。今ここにですね各新聞社の近隣自治体病院の2009年度決算見通しが報道されております。まず2月26日『長野日報』社1面トップには昭和伊南病院が改革プラン初年度、前年度6億8,500万の純損失見込みから1億200万のマイナスに大幅な削減改善され、2月27日には伊那中央病院が開設以来初となる6,500万余の黒字の記事、更にですね3月2日『信濃毎日新聞朝刊』には飯田市立病院も8年ぶりとなる2億円余の黒字の記事が載っております。私この記事を見ながらこれが辰野病院だったら良いのになと思いつつ記事を拝見していたわけですがけれども、辰野病院もですね改革プランを立てておりまして我々もその数字、見込み数字をいただいておりますけれどもこの改革プラン1年目についての純損失はどのくらいか伺いたいと思います。

○町 長

最初、細部から入られていらっしゃいますので事務長の方からもお答えをスタートから切らしていただきます。

○辰野病院事務長

改革プランであります、改革プランは平成21年度からなんです、20年度につい

でも書いてありますのでその数値のみ申し上げます。平成20年度プラン上では1億6,700万のマイナス、いわゆる赤字であります。実績は1億6,300万ということで概ね20年度につきましては概ねということであります。21年度今年度の決算の見込みであります。改革プラン上ではマイナスの9,400万、1億円切るという計画であったんですが見込みでは今の段階では1億6,000万台になろうかと思えます。3月の補正、同時に提案しているわけですが追加の3,000万を入れますと1億3,000万台か4,000万台の見込みであります。ですから改革プランとの乖離は4,000万ほどになるということでもあります。

○岩田（8番）

さきほど中谷議員の質問の中で医業収益改善についてのいろいろな提案がございましたのでこの項についてはですね、事務長が努力されているっていう流れの中で病院新設に期待したいと思えますので、次の質問に移りたいと思えます。さて町長の大英断により、病院の新築が決定されたことは賛意を表するものであります。ただしですね設計につきまして私ども町民からの心配あるいは私が調査した心配の中にですね、医療環境がもう変化してきますので新たにもう当然規模内容も変更があることもこれこの間の提示のとおりでございますけれども、設計につきましてですね前回の東京のですね設計業者に依頼するかまずこの点を伺いたいと思えます。

○辰野病院事務長

予算盛った段階でありますので、そこに依頼するか違う方法取るのかはまだ決めてありませんので、これからの検討であります。

○岩田（8番）

分かりました。それでですね懸念されることというのはですね、これは古い話になりますけれどもこれは町長もその母校になりますし私もなりますけれども、独立中学と称された今の辰野中学校でございます。50周年を迎えんとする辰野中学校ですね。当時でも珍しいですねRCというか鉄筋構造でございますけれども、建物で全部のトイレが水洗でした。ところがですね夏の間は快適に過ごして冬になりましたらですね各トイレの中、全てに凍らないようにですね練炭の火鉢をずーっと入れて歩いたことを覚えております。要するにですね今の辰野病院でもそうなんですけれども、辰野病院につきましてもですね防水工法や設備工事がですね東京の設計業者にですね任せますと要するに信州のこの非常に厳しい寒冷地ということが分かっ

ていなくて設備、それから電気、防水にね大きなトラブルを起こしているっていうことも事実です。そこで提案したいんですけども建築設計プランニングの段階で地元の気象や土地の特性を知った設計者や町内の専門家、また公募で興味ありまたそういうことに対して詳しい町民の利用者の参加をしたチェック機関というものをですね設立したらどうかとこういうことでございますけれども、町長のお考えを聞きたいと思います。

○辰野病院事務長

現在もそうありますが寒冷地、北向きの所につきましては大変年月も経ってきますと水が入ってそれが凍り漏るというような状況も現実問題として持ってますので、このへんにつきましてはどこの業者になろうとも気象状況の提示は今までもしてきておりますし、今後もしていくつもりでおりますので考えているよりもかなり温度が低くなるという情報の提供をしながら、それに対応する建物を造っていきたいと思っております。地元の設計業者はそれから今議員の提案ものでありますが、町民のチェック機関等の話であります、どういう採用ができるかどうか分かりませんが、参考の意見としては聞けていきたいと思っております。ただ確実にそれを作るかどうかということはこの場では大変申し訳ないですが答弁できませんので、よろしくをお願いします。

○町 長

あとになって申し訳ないですが、急に言われましたんで私の方もよく分からなくてということではありますが、よく考えてみますと今事務長言ったとおりで良いと思いますが、その理由はどこの業者でも今はやはり寒冷地仕様っていう形になりますと屋根、陸屋根が適当なのかそれから横の双壁って言いますか窓など、例えば二重とかペアガラスとかあるいは枠がどうかとか、そんなようなことで中の設備が水洗が凍るとかそんなようなことは今の時代はなくなってきてるだろうと思いますが、そんなようなことでありますが一応そういうこともチェックしなきゃなりませんし、また地元の方が寒冷地の方が慣れているというようなこともあります、さりとて地元で造った建物、学校その他などが全部それ良いかっていうとなかなかそうでもない部分もありますので検討してみたいとこういうようなことで、今日のところはお願いしたいと思えます。

○岩田（8番）

地元のですね業者ということではなくて、地元の業者がこれだけ大きな設計はなかなかできない可能性もございますので、そのへんのところをですね審議会なりあるいは意見が管理的な形で繁栄するかそういうことが欲しいと思います。というのはですねいずれにしましてもですね、大城山を背にして特殊な地形でもないですけどもそれを北にしまった地形で、地元の者にしか分からないようなね日照の問題、それから風など、風の向き強さ気象や風土があります。現在の辰野病院で西側の病棟だったと思いますけれども、あまりにも西日が強くてですねよしずを掛けるという、誰か入った人が「野戦病院だった」なんていう話をね、酷評ですけどもこれやっぱり厳しい言葉として受け取ってもらいたいと思うんですよね。そのへんのところはプロですので、1年中の日照その他はやっぱり地元の人が分かるんでね、そういうことの声を取り上げた設計が欲しいと思います。参考になるかどうかあれですけども、我々が一昨年ですね研修視察しました特定医療法人新生病院、これは小布施町にございますけれども内科からですね歯科口腔外科まで含めて15科ありますね。辰野病院と同規模ですけども総工費18億、そしてですね設計はですね長野県で本当にトップだと思いますけれども宮本忠長先生、これは小布施町の修復で長野県の本本当にトップの設計士、ゼネコンも長野県のトップクラスのゼネコンだったと。そのですね佇まいその他全てがですね非常に小布施の景観とマッチしましてね、それ自体が一つの町並みに溶け込んだ病院であると。元々これは基督教の、カナダの基督教のですねサナトリウム的な形のもので発掘したんですけども、地域リハビリそして地域の医師会との連携も非常に上手くやっている病院ですので、是非参考にさせていただきたいと思います。さて新築病院ではさきほども話がありましたけれども、上伊那広域でのサテライト病院として一般病床60、回復期40の病床が予定されているということはさきほど説明があったわけですけども、医業収益を増やすためにはですね診療科目と設備を充実させるということが不可欠であると、これはさきほども述べましたけれども町長がですね今回整形外科医の先生が流出されたという形の中で、流出の原因の大きな要素として麻酔医の不在を再三再四あげられていましたけれども、私も少しですね整形外科医師などから情報をいただきましたけれども整形の手術において、全身麻酔という非常に難しい麻酔というケースはですね非常に件数は少ないと、殆ど局部麻酔で足りるというお話でした。これはやり方だと思いますけれども、専門の麻酔医の常駐が困難だとすればですね

例えば新生病院のように口腔外科を置いて、口腔外科の先生は歯科から上がってきている先生だと思いますけれども、麻酔医の資格を持たれている人が相当数おると。こういう人たちのですね、兼務というかそういうことも兼業ということも考えながらですね、新しい病院の診療科目をですね考えていったらどうかと思いますけれども町長はこういうことについてどういうふうにご考えておられますか。

○町 長

大分専門的に入ってまいりますので私も困るところですが、しかし最低必要なことは知ってなきゃならないということで考えておりますが、前から麻酔医専門医ということで、昭和伊南は前にお話しましたように脳外の付随ということで麻酔科を持っています。もちろん伊那中は沢山第3次医療があるので麻酔医を持っています。辰野病院は14名か13名ぐらいいる時でも大きな手術やっても麻酔医がなくて、大体外科の先生、口腔外科っていうんでなくて外科の先生が2人体制の時に片方が全麻とかですね、局所、局所は本人がやっちゃうでしょうが全身麻酔の場合はやってくれました。今現在は外科などの大きな手術の場合は、信大とか先生の知り合いの麻酔医を呼んできてお願いをしてさせるとか、あるいは信大から後輩が来て手術をして今の辰野の外科の先生が麻酔にあたりとかこんなことやっているところです。整形の場合はなかなかそれができない、また今の外科にお願いしても良いんですが一人ひとり体制ですとやろうと思った時に患者の都合でなくて先生の都合で、先生の都合をよく聞いてみるとやはりそちらの外科の方の患者たちも、そちらの緊急手術だったとかいうことで遅れたりなんか非常にトラブルが多いわけです。それでもう局所しかしないっていうふうなことでこの3、4年頑張ってくれた整形の先生だったわけでありましたが、今後も外来では来てくれると思いますが。そういった意味ですけれども整形で全麻は少ないって言うんですが、あり得るんですね。手の関節だとか足の関節ぐらいではないかもしれませんが、大腿部頸部骨折で付け根なんかお年寄りが転ぶとみんなそこなります。これを局所でやる人もあるようですけれども、局所でやっていくとお年寄りの場合なんかは麻酔が局所ですから段々段々上にくる時にしゃべれない人ですと、しゃべれないというか適宜反応はしっかり応答できないと心臓、呼吸が止めてしまうと、であるなら最初から全麻でやっていくと。じゃおかしいじゃないか全麻で呼吸止まらんかっていいますと。呼吸を完全に止めて人口呼吸器でやっているわけですね。それで麻酔覚めた時に自呼

吸に戻すという、この方が安全だとかいろいろなことがありまして、ちょっと私もよく分かりませんが、整形でも相当量の全麻はあるというように私どもは承知しているつもりでいますが、データ的に取ってませんので分かりませんが。それでいずれにしても前向きなご質問として、口腔外科などの先生を置いて麻酔をやってもらったと、麻酔できればそれば良いと思います。ただ麻酔だけで辰野で1人いる、あるいは2人体制でいるっていうわけにちょっといかない。それはやっぱり規模の問題、手術の量の問題であります。麻酔医であっても一人前の、一人前って言い方おかしいんですが一人前の先生だし優秀な先生ですが、俸給もほかの先生と同じでありますのでなかなか出しきれないという意味で、どっかと兼務して本当は回ってくれる人があれば一番良いし、口腔外科が全麻できるか分かりませんがちょっとそんなことは今後の課題として事務長が分かっていたら良いし、分からなかったら今後の課題として検討させていただきます。

○辰野病院事務長

それでは全麻の件数のみ数値持っておりますので、ご報告したいと思いますが医師が2名いた時であります、平成15年の時でありますけれども年間で217件の手術、整形であったんですがその内全麻が61件ということであります。その後数は減ってきたのであります平成20年からは医師が1人になって外科の医師も1人になってしまったために全麻がないということで、局所麻酔と腰椎麻酔はやっているという状況であります。それから口腔外科の麻酔医につきましてはちょっと私、歯科医とちょっと違うんじゃないかという気がするんですが、ちょっと分かりませんので申し訳ないですがよろしくお願いします。

○岩田（8番）

今前向きに検討していただくということなんですけれども、やはり医業収益あるいは収支を改善するためには今までの発想では足りない、何か抜本的なですねそういう斬新な発想というものも必要ですのでちょっと提案してみたわけなんですけれども、さきほどですね10年ぶりに増額となった2010年度の診療報酬の改定がこの4月から行われるわけなんですけれども、本体部分の増額は5,700億円ということが『信濃毎日新聞』の記事に出ております。病院が中心で担う入院医療に7割以上を配分、そしてですね中身を見ますと実はですね、入院に対して病院の入院に対して厚く、そしてですね勤務医の待遇の改善、それから手術関係が一気に難しい手術が例えばです

ね、生体への部分間移植が63万7,000円から95万5,500円というように手術料は3割から5割アップという形の中です、この4月からのですね新しい体制の中での事務長のお考えを伺いたと思いますけれども、併せてですね町民の方からよく私の方に質問がございます医療もサービス業としてのですね職員意識の要するに抜本的な改革、あるいは教育よく言われるんですけどもこの2点をですねちょっと質問させていただきます。

○辰野病院事務長

4月からの改正につきましては2年に1回の大改正ということで大分改正されるところでありますが、実はその説明会につきましては今開かれている最中ですので細かい部分までどうなるかということをごここでちょっと申し上げられませんが、職員が研修に行き人数的には2回、3回と行ってそれを有利なものを取り入れていく状況でありますのでお願いしたいと思います。医療サービスのことについてであります、第5次総のアンケートにも大変厳しい状況、職員に対してのご意見をいただいたことも事実でありますので病院に来る患者さんに、病院の職員は仕事としてしてしますので多少慣れとか、流してしまう部分もあるかもしれませんが患者さんにつきましては不安で来られる状況で、患者さんが慣れている患者さんっていうのはないというのが原則だと思います。不安な状況で来る患者さんでありますのでそのことを自覚しながらのサービスに努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○岩田（8番）

分かりました。以前も私触れたんですけども、よそのですね私立の総合病院の院長が新任の職員に対して訓辞を言うわけですけども、最初の訓辞の時に「うちの病院は患者とか患者さんではないんだ」と「入っていただける方はお客さんなんだ」と。自治体病院はですねどうしてもですねその不採算部門のその医療を引き受けなきゃいけないんで限界はあると思いますけれども、新しい意識を持ってハードも新しくしたらソフトも、で組織変わっていくというようなことですね提案申し上げます。最後に病院の問題1つだけ心配なことを伺ってますけれども今の病院がですね解体後のですね跡地利用ですね、これ福寿苑の給食はどうなるかというような心配している町民もいますけれども、町長はどのようにお考えですか。地権者に返せば良いというような考えでしょうか。

○町 長

今の現病院の跡地ということですが、どのようについていることですが積極的にそのことはさきに先行して考えておりません。しかし今までの話題の中では福寿苑がもう少し増床が必要であるとか、たまたま西病棟の方は後ろの方ですからあとで造って耐震構造をクリアしているとかいろいろな話もありまして、そういった利用もできるのかなど。ただ具体的にはまだ詰めてありません。そうした時に食堂などはどういうふうにあたってたら良いのか、また担当医もどういうふうにするのかなどはまた段々詰めていきたいということですが、現状ではちょっとこうするという的確な決定的なことはありませんし、また運営委員会にも相談していかないといけないと思っております。

○岩田（8番）

いずれにしても表現として適当かどうか過激な表現でしょうけれども、残るのは絶滅だと、進むのは困難で大変困難であったという辰野病院問題、トップ・リーダーの町長が苦渋の中から出した結論ですので、一議員としても町民の一人としてもですね前向きに考えそして協力すべき、そして提言できる場所は提言していきたいと考えております。病院については終わりたいと思います。

それでは2番目の地域密着型特別養護老人ホームの新設について質問いたします。まず最初に『21年度町政要覧』によりますと、辰野町の人口は2万1,544人このうち70才以上が4,609人、近隣他町村と較べてもですね急速に高齢化が進んでいる町だと思います。そこで伺います。我が町の特別養護老人ホームの待機者の実数と対応はどうなっているのでしょうか。

○町 長

さきほど同様に具体案からでありますので担当課長の方からも先にスタートを切らさせていただきます。

○保健福祉課長

21年9月末現在ですが一般の待機者が110名、認知症待機者が30名、合計140名でございます。待機者の140名の内、約80%の方が他の施設に入所しながら待機している方でございます。在宅待機者は25名になっております。対応につきましては施設整備の推進で一定の緩和にはつながると考えております。

○岩田（8番）

待機者がですねほかの施設あるいは中間施設、福寿苑などを指しておられるのかどうかと思いますけれども140名と私が考えていたより倍以上、それから在宅が25名ということはですね何だかご苦労されて、保健課の方から指導があるのか私が考えているより少ないという数字です。よく分かりました。2月9日付けの『信濃毎日新聞』が特養のですね特集を組んでおりますけれど、認知対応型のグループホームの新設、増改築に前年度の約12倍となる53億を施設整備にあてるとという記事がございました。その中、図が出ていましたけれども辰野町にも29人以下の特養ホームが新設されるとあります。町はこの概要について承知しているのでしょうか。運営主体は個人か法人か、また設置、運営が認可される法的な根拠、あるいはですね運営基準はどういったものか、質問いたします。

○町 長

特養に関しましては上伊那の場合には広域行政で今までずーっと転院、待機者などを割り出しながら各地へ共同で建ててまいりました。最近では独立ができるということで、改築増床に関しましてはその施設でお金を借りてあるいは返済しながら建てていくと、こういうふうにもう形態変わってきております。したがってまた上伊那の中で120床ぐらい必要だと、上伊那の待機者も大分多いものですから。これは公募によって今3月から上伊那郡中へかけて行政でなくて、個人ないしは社会福祉法人格の人たちができないかという募集をかけているところであります。さて地域密着型の施設ということで29床までということで、国の補助金が付いた特別養護老人ホームが辰野にも申請が出てきております。当然町の方へ言ってこないと国の方へ通りませんので通れば国の補助金が付くと、1床あたり350万とかそういうようなことになってまいります。それでそのことにつきましては個人でなくて今回の場合は社会福祉法人、社会福祉法人の格がないとこれは認可されません。ということで申請を受けているところであります。既に場所なども決定して町もやってくればこれはありがたいなというふうなことを一応考えているところであります。今回の場合には補助金が全額、国から来ます。ほかの例えば宅養老所とか宅老所みたいなものは、これは県から補助金が出ますが県が出した分だけ町が出せという半々に出すようなもの、逆に町が出すお金が決まれば県が同額出すとこんなようなことでありますので、これはちょっと簡単には財政上の問題でじゃあそういった所が10か所も来た時にどうするかとか、基準を作っていないとなかなか認可しにくいとこ

であります、国の全額であればこれは良いだろうというふうに思います。あと運営ほかにつきましては担当課長の方からお答えいたします。

○保健福祉課長

前段の設置基準や何かについてちょっとご説明申し上げますが、この小規模特養につきましては平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴いまして創設されました新たなサービスでございます。これは老人福祉法第20条の5の規定によりましてできるものでございまして、設置認可は長野県で行います。町の方では指導監査を行うものでございます。以上です。

○岩田（8番）

そこまでは分かりました。これ老人福祉法というのは昭和38年の法律第133号でございますけれども、私が調べたところによりますと17条の1項の規定に基づきまして、そのあと平成11年の3月31日に厚生省令第46号特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準7章よりなっている中で、5章の54条から59条だけだった5条だけを基準にされてあとはですね、省令じゃなくてその下の何か基準令みたいなものがあると思うんですけれども。今後ですねさきほど町長歓迎する旨の話もありましたけれども需要の伸びとともにですね、言わば行政の足らずめの部分を民間が補っていく最初のケースであると思います。実はですね私が今回ですね設立しようと思っておられます社会福祉法人音葉会、音楽の音に言葉の葉でございますけれども、音葉会特別養護老人ホームフラット辰野という名前らしいんですけれども、その設立準備室の施設長の予定者であります30代の立派な若者でございましたけれども、その方にちょっと話を伺って来ましたがけれども、今町長がですね100%国庫補助が出るという話をされましたけれども、100%でなくて1病床あたりですねさきほど町長が言われましたけれども、350万円の建設費用出ると。そうすると29床なら1億150万円、残りの資金についてはですね独立行政法人の福祉医療機構で90%貸与してくれると。これは金利1.6%で1年据え置きということになっておりますけれども、今回の建設では実はですね初期準備費用から僅かな運転の資金ですね初期の、考えますと3億数千万掛かり残額は民間の金融機関と言われております。彼が言うのにですね「是非町の方でバックアップしていただいて、独法なみの1.6%という金利のものが残りの足らずめが借りれないのか、あるいは町から例えでも金利の補助がないか」ということを訴えておりましたけれども、町長いかがで

しょうか。

○町 長

さきほどちょっと言い誤りがありました。補助金の100%が国ってこういうことです。したがって町が出さなくて良いという意味です。1室につき350万ですかねこれは当たっているところです。ですから約本当に建てるだけでいくと半額弱、半額くらいが国から補助が来るとこういうことです。さてそれに対しましてのまだ借入も当然起こるでしょうし、するということでまだ検討してありません、町としての補助とかですね。ただ一業種として銀行からお金になるのに町の制度資金などが対象になるかどうか、しかし初めてやる場所ですから実績が3年間ないとかいろんなことがあってですが、ですけどこれは福祉法人だからといって町でもってこれから新たに融資の利息の補助制度を考える気は現在はありません。制度資金の中に入るなら良いですが難しいかもしれないとこういうことであります。

○岩田（8番）

なかなか難しいということが分かりましたけれども、やはり金利補助なり低利の融資を今の要するに制度資金に当てはめまして斡旋するなりですね、これはですね町の足ずめの部分の福祉を補うと同時にですね、雇用情勢が大変厳しい今日製造業がですね雇用の要するに受け皿になってないんですね。さきほども言いましたけれども建設業が倒れるは製造業もいまいちとこういう形の流れの中でですね、結局ですね雇用確保の中では一番有力なのは福祉サービス業だと思うんですね。これ病院も入るかどうかこれ別ですけれども。新規雇用がしかも高齢者の新規雇用が見込める事業ということですので、是非ですねこのへんも含めて前向きな検討を要請したいと思います。4番目の質問に移りますけれども、まずですね設置予定者の真っ只中にいる彼も分からないのはですね、入居者の選定方法、さきほど保健課長の話でもちょっとそこは触れられなかったんですけども、入居者の選定というのはどういう形になっているんでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○町 長

この地域密着という名前があるものですから、原則として今回の場合は今回と言いますかどこへ造ってもその町内を対象にして、入居者を求めるとこういうことになります。要介護度1以上の認定を受けた方が入居できるとこういうことであります。以上であります。

○岩田（8番）

そうしますと基本的には辰野町の住民というふうに考えてよろしいわけですね。そうしますとですね非常に今の町で少なくとも在宅の人が25名もいるという形の中では有力なわけですね。しかし運営上25人全部入れるかどうか、あるいは29ベッド造るんですから、じゃあまあ全員入ったとしてもまだ余ると、そうするとどうしても上伊那の広域とのですね連携も模索しなければいけないということがあると思いますけれども、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○町 長

さきほども課長申したと思いますけれども、町の待機者がある中で在宅が25名だけでありますけれども、ほかにまだ病院入院中の方が16名とか特養、これはまあ特養ですけれども老人ホーム75名入っているとか、ほかの病院に3名とか南老（南箕輪老人ホーム）に行っているとか、その他グループホームほか有料老人ホームなどに20名ほどいて、合計140名が待機している、そういう人たちがこちらが良いということになれば移ってくる可能性はあるとこういうことであります。ただ即、ただ25名も家庭の都合があって即入るかどうか分かりませんが、いずれにしても当然これをやるからには相当の需要も調べてあるでしょうから町には問い合わせがあれば、町も答えている筈ですからそういう中で踏み切ったものと一つの事業のとして取り扱って町もいきたいとこういうふうに思います。町の関与はとにかくグレースフル辰野第1、第2とありますがあれも町を通しての補助金を取ってます。そして町も協力という形ですが別に経営に深く入り込んでいるわけではありません。何かあればお呼ばれされているんな行事、式典には町長が代表として出るとこんなようなことであります。あとこういふものはまだルールが新しくできたものでいろいろ国の方も暗中模索のところがありますが、運営の報告をしてもらうとかそういうことが出てくるのかもしれないし、また細部にわたってのルールが決定されてないということでもあります。以上であります。

○岩田（8番）

いずれにしても初めてのことで町長も戸惑っているところもあると思いますけれども、町としてですねいろいろなアドバイス、そして町が持っている経験知識というものをですねまた利用しながらアドバイスしていただきたいと思います。例えばですね常設の嘱託医、常勤しなくても良いわけですがけれども、が必要だとかい

ろいろな条件があるようでございます。5番目の質問に入ります。2月26日『信濃毎日新聞』は「特別養護が足りない」という特集を組んでおりましたんですけれども、特養が充足しない背景を指摘しております。これはですね入居者の増加が介護保険料の上昇や保険財政の破綻につながると国や自治体がですね、実はですね立て前では増やした方が良くと言ってますけれども、実際には入居者の増加がその町ですね介護保険料の上昇や保険財政の破綻につながる恐れがあると。国や自治体がですね実際には施設整備を抑制している実情があるというすどい指摘でございますけれども、今後ですね特養に限らず地域密着型の福祉施設は増加してゆく、あるいは必要なことはですね確実にございます。介護保険料増額への影響も含めて町の総合的な考え方を質問いたします。

○町 長

正にそのとおりで、国も進めてますのは途中から在宅ケアをしていこうということで訪問看護師、あるいはまた訪問をするヘルパーほかなどを強化してきてます。今も現在もそのとおりであります。しかしどうしても家庭ではダメだっていうことであります。ただ辰野の場合は特養っていう形でいきますとかたくりの里だけありますので、このぐらいの規模まではまだまだ人口減っても対象者が増えてくようなデータも出てますので、それで良いのかなと思います。ただこの地域密着型施設につきまして需要量についてこれからっていうことですが、広域の方でもこれは対応をしてかなきゃならんわけにありますので、全体的な上伊那の枠をまず見る。辰野を見る、箕輪を見るとこういうふうなことで伊那を見るという中でももう少し検討をしていかなきゃならないとこういうふうなことであります。以上であります。

○岩田（8番）

これで著名な村はですねその『信毎』の記事にも出てましたけれども、栄村という所なんですね。北ですけども、ここはですね70床の特養を県外の社会福祉法人にですね町の土地を用地を提供して新設したそうです。介護費の2億6,400万の12.5%は一般財源を充てているということです。14.5%が介護保険料、ところがですね2002年1,967円だった介護保険料は2009年には3,650円に増えていると。しかし村長は村民の満足度は非常に高いし理解度が高いと。我が辰野町は病院新設、さきほども質問した病院新設が非常な負担にもなるでしょうけれども、やはり町政の舵取りも非常に難しい中でございますけれども、この超高齢化社会の問題は避けて

通れないと思っております。ちょうど3月で昭和24年生まれの職員6名がですね退職される、これは一つの節目で今までのご労苦に感謝はしますけれども、この昭和24年というのが我々昭和22、23、24年の団塊の世代の最後の世代が定年を迎えるという形の中で、これがですね町の中期というか短期の計画の中に10年後にはですね70歳、高齢者の部類を迎えるという辰野町になるということを想像するわけですね。最後にですね町長これは難しい問題なんですけれども、この上伊那というフレームを示されましたけれども辰野という枠の中でこの残りの任期の中でこの10年後という見通しの流を今私が示しましたけれども、どういうふうに考えておられますか。福祉の点に絞って回答していただきたい思います。

○町 長

今栄村の話が参考に出たわけでありますが、あそこは秋山郷をひかえておりまして非常に豪雪地帯であります。前から福祉の展開でその施設を建ててうんぬんというようなことも一部あったようですが、雪で来れないあるいは他町村へ出れない、したがって下駄履きヘルパーという有名な話が出た所であります。今回も新設して町で半分ぐらいの補助金を出してやったということの思い切りはやはり、要するに遠くへ出れないからできるだけ近くその村内へ村長思い切って造って、それでも豪雪の時は無理ですが春になったら近い所で皆さん秋山郷からもまた下の村の方も出て来てくれとこういうことの関係じゃないかと思えます。やっぱり地域性があるって思い切ったところをやる、なかなかある面では賢明な村だとこんなふうに私ども見ております。さてこれからの福祉の展開に対しましてどうするかということではありますが、まあまあ今まで日本は世界一になったGDPの時期もある。またアメリカに抜かれたと、今度は中国にはっきり抜かれているということで大きな流れが変わってきますのでこれに対しまして何でもかんでも行政がやることなんか、あるいは分担をどうするのか今の事業仕分けではありませんけれども、国も見本を示してくれるでしょうしそういう中でやっぱり行政が本当にやらなきゃいけないこと、これはやっぱり地域でやること、あるいはまた個人でやること、はっきり分類をしていかなきゃならないだろうとこんなふうに思っています。しかし一番そこで引っかかるのはまだまだ日本はというところがありまして、最近も報道でもはっきりやっていますけど私は前から言い続けてますが、官僚の方へ大分お金が流れている。それをやっぱり始末しないと日本の本当の姿の財源がこれだけあるっていう姿が見えない、隠

れている。ここを明らかにしていかなないと国民もおいそれとは乗ってこないだろうとこんなふうにも思っているところであります。そのほか10年ずーっと見通すっていうわけには簡単にはいきませんが、当面はそのような課題の中で行政も大分苦しくどこもなっているだろうと、こんなふうに思います。以上です。

○岩田（8番）

10年間を見通した福祉の考えを聞きました。以上で質問を終わります。

○議長 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

3月9日 午後 16時 06分 延会

平成22年第3回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年3月10日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長事務代理	宮 原 正 尚	保健福祉課長	井 口 敬 子
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	竹 淵 光 雄
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	金 子 文 武	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	武 井 庄 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番	成 瀬 恵津子
議席 第11番	宮 下 敏 夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。昨日からの大雪で皆さんも朝から雪かきで大変お疲れのことと思います。春の雪にしてはちょっと降り過ぎかなというそんな感じがいたします。定足数に達しておりますので第3回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席3番三堀善業議員。

【質問順位8番、議席3番、三堀 善業 議員】

○三堀（3番）

通告にしたがい質問してまいります。まず税金についてでございますけれども、昨年から既に相当額の落ち込みがある中だと思っておりますが、この22年度についても更に個人、法人ともに減収の予算になってる。来年度から景気が回復して元に戻るといったものではない。まだまだ景況感は余談を許さない状況です。ここ民主党も政権は執ったものの、表の顔と裏の顔を持つナンバー1が二人ともともに違法献金問題等国民への不信感が大変募る中、それに追い打ちをかけるような北海道教職員組合の違法献金問題、更には沖縄基地問題も抱え景気どころではないというのが現実ではなかろうかと思っております。特に町村のような末端行政にとりましては当分は厳しい財政運営が続くものではないかというふう感じられます。そうした中ではございますけれども平成15年以来、最も多い77億円という一般会計積極予算、見方は人それぞれではありましようけれども私は大いに賛成です。待つこと久しい病院建設がいよいよ始動という段階、新たな地域医療の充実に向け関係機関の努力と成果が期待されるところであります。特徴を付け頑張っていけば自ずと展望は開けるものと、また展望は自分から開かなければならないというふう考えます。一つ質問いたします。税金の落ち込みが財政に及ぼす影響、町長は健全財政を維持しながら積極予算と言っておられますけれども、税金の落ち込みが影響は皆無とは言い難い。その状況の把握と言いますか、どのようにお考えになってるか町長のお考えをお聞きいたします。

○町 長

それではおはようございます。一般質問 2 日目、質問順位第 8 番の三堀善業議員でございますので、また質問にお答えをさせていただきたいと思っております。健全財政維持に影響はあるかと、税収の落ち込みについてということでもあります。どう捉えるかということでもあります、大変に地方、また国ともに税収危機であります。ある辰野の大手の会社など聞きますと昨年も今頃がリーマンブラザーズ、あるいはサブプライムなどの影響で既に厳しさが出たと、それで今年の方が更に厳しいという大手の会社と昨年よりはリーマンブラザーズショックもあったけれども立ち直ってきているという会社と 2 手に分かれてくるだろうと、こんなふうに思います。国総体から見ますと大分下方修正、下方修正もう良いだろうがまだまだダメで結果的には 2 番底に向かっているというふうな形もありましたが、ここへ来て個人消費などが外国の皆さん方の買っていただくお金も日本での消費になりますので、そういった意味で商店の売り上げほかなども累計しますと若干プラスということで、ここでようやく慌てて上方修正を少ししたというような、要するにわけの分からないことでもあります。この昨年の大きな一段底であり、景気が回復に向かってまた二番底かあるいは単なる上値指向の中での押し、押しってというのがあります。押しと天井繰り返すわけですが底ってというのは完全な底打ちをしていくってということですが、しかし上に上がっていくにも 1 回押しを入れて上がっていくってこういうこともありますので二番底が単なる押しであってほしいとこういうふうなことを、経済学者も我々も望むところでもあります。いろんな指標も出てきておりますけれどもいずれにしても辰野町の財源についてのご質問もありますけれども、いずれにしても昨年よりも約 3 億 9,000 万ぐらいの落ち込みが 21 年度で出てきております。これは年度単位ですから、20 年度と 21 年度との比較であります。一番これが大きいのは当然一般会計に対します住民税及び法人税などの合計いたしますと 26 億 8,800 万でありまして、一昨年度は 30 億 7,800 万ありましたので対比いたしますと 87.3% これを只今申し上げましたように 3 億 9,000 万円にあたるということでもあります。その落ち込みをめぐらず昨年よりも、またこの 2、3 年あるいは 4、5 年の中でも非常に高いベースの 22 年度は予算を組んでいるわけでありまして、健全財政堅持型の積極予算というふうなことであります。こんなに落ち込んであるのに当初予算の総額が上がっておかしいんじゃないかという考え方も中にはあるかもしれませんが、

これは行政簿記と言いますか、単式簿記の特徴でありまして借入金で行ってもその分は当然同じようにやったとして、借入が増えて何か事業やったとしても当初予算は膨らみます。あるいは自分の持てるお金、基金などを崩してある事業を一昨年度同じようにやったうえプラスしますとやはり当初予算が上がります。あるいは起債、これも借金と同じであります但しダブリませんが起債でやっても同じように膨らみます。逆に国から100%事業があったと仮定して、それで同じようにやったところへ100%事業がずーっと加わったということになっても同じように財政の枠、当初予算というのは上がるわけでありまして、要するに借りであろうが貰うお金であろうが預金であろうが、寄付金であろうが何でも加算すると上がってってしまうという一つの宿命にある、これは日本中同じであります但し当初予算の性格を持っています。そういった意味でご指摘のように当初77億という積極予算というのはそこにあるわけでありましてもちろん基金もありますし、また国から貰えるお金もありますし、また起債であってという部分も中に入ってくるわけであります。これに対しまして堅実にやはりやるのは民意でありますので、民意にしたがって枠は膨らみましたがけれども頑張っていてやっていかなきゃならない。いずれにしてもその中の皆さん方のご希望も要望もあるわけでありまして、また私の掲げた公約もあるわけですが段々とその中に入れ込む中で選択して入れております。選択と集中、という形でやらざるを得ない。何でもかんでも、あれもこれもという時代ではないし、あれもこれもはできません。もうあれかこれか、選択集中をしまっています。そこで同時に職員も最少の経費で最大の効果を上げるようにというふうな指令も出してあります。同時に職員数も昨日からもいろいろとるるお話があるわけでありましてけれども、削減をしてこれは行革、改革プランに基づいてでありますけれども職員数も減らしてきております。そういう形の中でコストダウンを図りまた各区、住民の皆さんには協働の事業に協力いただくというような形の中で乗り越えていくととこういうことでもあります。したがってまして税収は下がり、町におきましてもくどい話であります但し住民税、法人税が下がってきておりましてそういう影響はもちろん多々出ているわけでありまして、それも含み乗り越える中でもっていきたいと、大きな目でいくと二段底でなくて押しめに終わるような経済になるように努力を辰野町としてもしていきたいととこういうことでもあります。以上であります。

○三堀（3番）

今、基金の方もあるいは私もまたちょっと気にしている職員の問題も今町長の方から話が出てまいりましたので、それはまた次の機会にいたしますがこの対策、税収の落ち込みの対策の中で特にこのようなことをするというような講じる策、具体的にもしあればお聞かせいただきたい。

○町長

徴税にあったったということでもいいですか？税金を集める方。

○三堀（3番）

はい。

○町長

ご存知のとおり、ご指摘のとおりこの中でもあるいは景気の良い時よりも余計更にまた滞納という形が出てきております。担当課長からまたお答え申し上げますがこれに対しましては今県と一緒にやっていくということで町村会、県の理事会などもそのように働き掛けをして大体県税と市町村民税などは同じような推移で滞納が同じような家庭、家庭と言いますか会社もあるでしょうけどもそういった所がありますので一緒に累計してやっていこうと、いうことで今準備に入っております。大きくはまずは大口からスタートするというので、23年度施行に向けて今準備でありまして県がお願いに行って取りに行くとか、市町村がまたそういった滞納の方にお願ひしていただくとかいうのでなくて1本化してやっていくと、こういうことが今企てられているところであります。担当課長からもう少し詳しくお話を申し上げます。

○住民税務課長事務代理

只今町長の方から申し上げました、この共同組織に参加することによりまして高額滞納案件、広域的な財産調査が必要な事案等を組織に移管することにより徹底した財政調査が行われ、財産があれば差押、不動産等の公売がされ徴収がされます。また財産がなければ町に意見を付して返還されてまいります。町はそれに基づき執行停止不納欠損ができるわけでございます。こういうことに非常に良いメリットがありますので、共同化に参加をしていきたいということでもあります。また研修会等もありますので非常に人材育成の面からも有効であるということでもあります。また移管することに対しまして滞納者への抑止力にもなると考えておりますので、この

共同化事業に参加をしてまいっていきたいと思っております。

○三堀（3番）

滞納制度の問題は前回の12月議会でも少し私申し上げましたけれども、やはり税の公平感また税の下に平等であるという、法の下に平等であるということを考えますと是非進めてもらいたいことですが、しかし予定は23年からということですか？

○住民税務課長事務代理

そうです。

○三堀（3番）

はい、意外に早い時点で実施されるような気がいたします。是非軌道に乗せていただきたいと思っております。いずれにしてもさきほど町長言われましたように景気がまだ悪くなるというのと、あるいは立ち直ってきているのと2手に分かれているということですが、どちらかといえば立ち直る方に辰野は振れていっていただきたいなあというふうに感じます。

では次の質問に移ります。基金についてですが、これは前問とちょっと関連しますのでその点が重複しないようにしていきたいと思っておりますが、こうした景気が後退している中で町内でも倒産が相次ぐような事態がありました。今後も余談を許さないような企業も内容的にはあるやに聞いております。そうした町として発注する工事その他については事業者への支払いは滞ってはならないわけで、潤沢な資金がそこにはないといけません。そのためには財政調整基金が非常に重要な役割を果たすというふうに考えます。十分な額が確保されていなければなりません、特にこの基金の中での財政調整基金というものは言ってみればオールマイティ、いろいろな面で全て潤滑油の役割を果たす面もございます。できるだけ上積みをしておきたいわけですが、これもなかなか今の景気では大変だと思います。そこで財政調整基金に不足することはないかどうか、もしあるとすればどのような措置を取られるかお聞きいたします。

○町長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。基金について財政調整基金は十分かということであり、この額に対しましてはおかげさまで今まで苦しい中ではありますが、まず大きく捉えてプライマリーバランスというのがあります。

て入りと出、出が多ければ当然赤字と入りが多ければ若干プラスになる、そういった中でプライマリーバランスが黒を堅持してまいりましたので、時には若干マイナスということもありますが、おかげさまで少しの積立てが重なってきているとこであります。財政調整基金に関しましてはいくらまで、上限いくら、何%とかそういった指標は全く国にも町にもありません。そういう中でございますが一応報告申し上げますけれども、県下、県市の平均の中で町の平均を取ってまいりますと大体長野県の中で9億8,000万円ぐらいが平均で出ております。市が入りますとまた単位が違ってきますので別ですが、町村だけの町だけの平均がそんなものです。ただ特別軽井沢などというような所は58億円という極端なプライマリーバランスがいつも真っ黒、黒、真っ黒なんでしょうそれで積立てができていようであります。こういった特殊な所を除いてまいりますと、県の町の平均が7億7,000万円ぐらいの財政調整基金という形になります。当町現在21年度末で見えておりますけれどもそんな中で12億4,500万円の財政調整基金を持っているところであります。ちなみにこれ財政調整基金だけでなく基金はいろいろありますので、このお話を申し上げますと現在一般会計の全体基金ということになりますと22億5,000万円、内只今申し上げました財政調整基金は12億4,500万円であります。特別会計が8億500万円、土地開発公社の基金が4億8,600万円、とにかく多々基金もありますが合計いたしますと35億4,500万円の合計基金ということで21年度末、22年度の執行が今されているところであります。以上であります。

○三堀（3番）

そのへんは私もいろいろと他市町村の関係もありますので、近隣市町村の事情も聞いてまいりました。確かに今町長おっしゃるように12億なにがしがありますけれども、この基金はもっともっと積み上げて別は無駄になる、あるいは邪魔になるというものではありませんし、そのあたりは今後是非上積みをするような考え方をお願いしたいと思います。そのほかの基金もそうですけれども、基金について一つ申し上げますと町長一生懸命いろんな改革をして積み上げてきたというふうにお考えでしょうけれども、実際には積み上げた者にしか分からない苦勞、大切さというものがあります。昨年の選挙の時にもそうですが、子ども手当にあるいはバスを巡回させるために財政調整基金を取り崩すというようなことを言った人もいます。これ人の積み上げた金というのは、あまり重きがない、そしてまた自分の傷みという

ものがないもんですから、あればそこで使ってしまえと、もし町長、代が代われれば次の人は「やい、金あるからもっとドンドン使え」ということになるかもしれない。やはり貯めてきた、一所懸命貯めてきた者でなければ分からないその傷み、そしてまた大切さというものを持って「基金があるから良い」じゃなくて使うために積み上げた基金ですので、もし必要なことがあればドンドン使って良いと思います。それはやたら何でも使えというわけではありませんけれども、基金というものはそういうものであるというふうな気がいたします。もう一つお聞きしたいのは現在動いていない基金、いろいろありますけれどもそれを運用するというはその考え方はいかがでしょうか。動いてない基金っていうのは減債基金であるとかあるいは地域振興基金、地域福祉基金とかっていうようなものがありますけれども、そのままになっているか、ペイオフの問題の時からそうになっているだろうと思いますけれども、ペイオフの時にも全くそのことを意に返さず今までどおり、利息を稼いでたというような自治体もいくつかあります。そうしたことを見ますとある程度、そのへんは運用しても良いじゃないかという気がしますが、そのへんの考え方がいかがでしょうか。

○町 長

それでは次の質問でございます。基金につきまして尊いものであると。いざという時は使っても良いけれどもなかなか普通では使えないというようなお話もございました。それに対する運用ということではありますが、まず最初にこの基金に対してのどういう考え方かということでもありますけれども、これは正に基金でありまして地方末端行政の悲哀も当然感じながら各全国の中央市町村は頑張ってく中でありますが、これこそ本当に一旦緩急の時、あるいは財政的あるいはまた地方自治体の非常時に使うものでありまして、そんなに簡単にこれがあるから何をせよ、あれをせよというものではありません。したがって一般の要望あるいはまた事業、新規事業あれが良いかなこれが良いかな、よそがやっているからってということでこれをあてにして使うということにはしないつもりでおりますし、どこでもしてないと思います。それ以内の中での予算の中で差し繰ったり、あるいはまた知恵を出し合ったり補助金を取ったり、起債を借りるんですけれども起債も裏付けのあるようなリンクしてくれるような有利な起債などがある時に、事業というものは行うわけでこれにはあまり手をつけたくないというのが普通の立て前でございます。同時にある

いはまた当初予算組む時に一部下ろして、それで組み立てて上手くいけば年末に返すというようなことも取るんですが、必ずしも返せるわけじゃありませんし、あるいは余分に積む時もありますし、ピッタリ積む時もありますし、若干下回る時もあるとこんなようなことやっているわけではありますが、これは本当の一借りのこういった基金は一借りっていう以上に確実なもの、例えば国の予算が6月7月に来る、したがいましてそれはもうしょうがないんですね、向こうで拠出金が出る時期って決まっていますから。しかし4月5月やらなきゃならない、でありますのでこれは確実なものであるし裏付けが取れている場合にこの基金を使って充当しておいて、国の方から来た時に戻すところというようなことは、この基金の使い道としては有効であるところというふうにも考えているところであります。したがいましてくだいようであります、そんなに軽々に使っていくものではない。それでこの基金が特別会計土地開発に全部合わせますと35億円ぐらいあるわけありますので、それに対しての運用をしないかということであります。一般的に運用と言いますと専門家を入れて市況株価だとかあるいは為替だとかあるいは投資というような形の中で外国のものに投資するとかいろいろなこともあるわけあります。市町村ではないでしようけどもサブプライムも買った所も会社なども日本にもあるわけあります、あれはアメリカで政府が保証するということでしたが、蓋開けたら保証しなくてみんなが大変な目に遭った、それからの経済危機が失敗しちゃったわけあります、そういったこと運用の中には一つというのはそういうことだと思います。あるいは貸せるっていうことなんですが、これはちょっと各市町村での貸し借りはあまりしておりません。ただ広域には10億円ぐらいのお金があって、これを安く組合の結局皆さんで出し合ったお金ですから、必要な所へは安く貸してくということはあるけれども、各市町村が一般にあるいはまた市町村同士があるいは県、国の方へ逆に貸すのなんてそのことはあり得ませんので、しないわけあります。ということになりますと預けてあるだろうから、定期預金ほかですからあるいはまた何ですか一般の当座的なもの、支払いがドンドン動くようなものなどの預金などもいろいろあるわけあります。一番良いのは定期預金にある適度7、8割しておいてあとは定期的ない動かしのできるような決済型預金などにしておいたらというふうな考え方も我々も持っていたわけあります。一時は全部そういうふうにしてありました。ところがご存知のとおり金融危機がございまして、平成17年でしたがペイオフ解禁

ということがおありになったのをご存知かと思えます。簡単に言いますと個人も民間も全てみんなそうでありますが、企業もそうでありますが1,000万以上の定期制の預金に対しては銀行が倒産ないしは解散などをしていく時には、支払いする義務がないという変な法律ができちゃいました。1,000万以内なら良い、じゃ1,000万以内っていうことになりまして形を変えて何本も同じ銀行へ積むわけにはいきません。そうすると1,000万ですと、例えば1億積むには10件、日本中の銀行へあちらこちらへ渡り歩くとこんなような形になっちゃいますし、ということでなかなかそれもできないと。事実上できないということで現在では決済性預金、というもので利息の付かない普通預金というふうに主はしてあります。最近金融が安定してきているという話で一部定期制のものに替えてきている所もありますけれども、多くはそうであります。このへんの判断は各市町村によって違うわけではありますがまさか銀行が潰れないだろうというふうな神話がありましたけれども、この10年間の流れを見ますと金融危機の中では大変なことが一杯起きてきております。また潰れないまでも統合などがドンドン図られたりということでもあります。預金を凍結された時期も戦後にはあったわけでありまして。辰野でも笑い話ですが、ある人が銀行に預金はしなんで全て家のものはタンス預金だという大きなお金を持っている方が言ったこともあります。みんな笑ったもんでありますが、そうでなくてその人たちは戦後の預金閉鎖という苦い経験をしていると。それからまたインフレがギュッと大きく進みました時にお金がいくらあっても預金やっというても全然ダメであるし、その時の銀行というものは思うように下ろしてくれないと。したがって現金でインフレになるならば早く物に変えれるとこんなようなことを考えた時代もあるようです。しかしそれから安全神話に移り、そしてその安全神話は崩れ、そしてまた今建て直しが図られているとこういう状況であります。各市町村によっては全部定期性に変えてる所もあるようであります。確かに全部定期性にするとうる大きなお金がこれ金利は安いとはいえ入ってくるわけでありまして、とは申せ平成17年から今まで何にもなかったらと、じゃあ定期性にしておいた方が良かったじゃないかと言えれば確かにそうかもしれません。今後もう少し様子を見ながらできるだけ利回りの良いような方向で置いておくことも、定期性にするなども考慮していきたいとこんなふうに思っています。担当課長ほか関係課長の方から何かありましたらそれに加えてもらいます。

○会計管理者

それでは一番目の質問の中で、不足した場合はどうするかというようなご質問がありました。不足した場合については一時借入金で対応ってということでペイオフ前はずーっとやってきておりますけれど、ペイオフ以降は一応財政調整基金の中でやりくりをしているっていう状況であります。それとさきほど質問の中で地域福祉基金についてご質問がありました。地域福祉基金については積立依頼ズーッと同じ金額でありますけれど、町の基金条例の中で利息については基金の中に編入するもの、あと雑収入で利子収入で一般会計の方で使って良いものというような形で分かれております。特に地域福祉基金についてはズーッと利息は付いていないような形になっておりますけれど、これ一般会計の方へ編入して使用させていただいたってような経過であります。以上であります。

○三堀（3番）

基金の問題はなかなかその考え方難しいと思います。私本来は基金は聖域であると、これは絶対に手を着けてはいけないという考え方に私は立っておりますけれど、町長のお考えの中でやはり慎重な姿勢、それからまた今会計管理者の方からのいろいろのところでもっての運用等をする、しかしできるだけ危険のないような考え方を基本に置いてお願いしたいと思います。時間もありませんので次に進みます。

動物の愛護及び管理に関する条例、いうものが昨年10月1日に施行されました。県の方では村井知事の名をもって交付されたわけでございます。『月間上伊那』っていうのがありますがその2月号に、辰野町では最近犬の糞害が深刻化と大きく掲載されました。上辰野の副区長である矢島修一さんの注意を喚起する記事も同時に載せられておりました。これ見ますと辰野町だけの問題というように解釈されるわけですけども、実際にはそうじゃないんです。これもあちこち聞いて回ったわけですけども、『月間上伊那』の捉え方もある程度はしょうがないとは思いますが、辰野町だけの問題のように聞こえますけれども実際にはどこの市町村、全国どこでもそういうふうな苦情が寄せられていると。特にそうしたものは区へ持ち込まれるケースが多いと。区としても身内のような間柄の中ではなかなか言いにくい面があって苦慮しているということでございます。いずれにしても飼い主のモラルの低さ、その言葉に片付けられない、看過できない問題ではあるかと思えます。そこで条例の趣旨を更に周知徹底するために看板でありますとか、文書配布、それ

も今までやっておられますし、『広報たつの』の10月号にもこの条例のことは載っていますのでそれほど重ねてみても意味はないとは思いますが、何かまだ町あるいは区、ボランティア団体とかいうようなことを巻き込んだ形でもってパトロールするとか何か手はないかということ、なかなか思うように改善されてない面が沢山あります。町長は上伊那町村連絡協議会の会長の立場でもあり、同時に長野県の町村会総務部長という大変重い立場でもありますので、そういう広域の中でのところで号令を掛けていただいて、なおこの問題を徹底していただきたい。実際には野良猫に餌付けをすとか、管理できないからそういう野良猫になったんですけれども、異様な鳴き声をする犬もいたりそれから衛生管理の面で非常に悪かったりと、いずれにしても飼い主の責任ではあるんですけれども、条例が制定されたということはそうした問題があれば県の責任で駆除をしなければならないわけです。そうした実態を早く知って、保健所へ駆除を要請すとかそうしたことの対策、何か手はないかということを考えるわけですが、実際にその場に面している人たちは昔からよく言うように指の手の先に糞の小さなほど嫌がるってということ言いますが、本当にその嫌な思いが募ってくると耐えられない。それは衛生面、それから鳴き声だとかいろいろありますが、その問題がいわゆるウォーキング、今ウォーキングしている人たちが多いわけですけれども、ウォーキングロードにやはり犬の散歩も一緒に入って行くわけ。そのこと考えますと大変マナーの悪いそうしたことを「何とかしにゃならん」また「して欲しい」という声が非常に強いわけです。それをたかが犬や猫のことと言うじゃなくて、どうかその簡単には片づけられない問題でありますので、動いていただきたい。観光なんかにも力点を置いて再発見、再構築と言っておられますのでクリーンな町のイメージを構築するためにも、是非意を注いでいただきたい。これは質問というより何かご意見申し上げるような形になりますが、何かその手立てとして町として動けるようなことはないかというふうに考えましたのでお答えできる範囲内でお答えしたいと思います。

○町 長

それでは次の質問に対しましては動物を飼っても良いんですけれども、人の迷惑になるような状況も出てきているということでありまして、町としてあるいは郡、県として何か良い方法はないかということでありまして、まずこれは何て言うんですかペットということでありまして個人差はもちろんあるんでしょうが、一般的

に見ると可愛さ講じてそれが逆に今度は人の迷惑になるという部分がありますから、まあまあの範囲内の常識的な中での愛護と言いますか、飼うとか管理するとかいう範囲にしていだかないと一人で20匹も飼っている方もあるとかいう形になりますと、これは当然管理ができないわけでありまして、それもまた段々迷い込んできたので飼っていると、生きものだからということでありまして、一生懸命愛情持って飼って途中で飽きてしまって放置した、その結果野良猫などが大分出たと。野良猫に関しましては規制がありまして、これは保健所の方でこれは危険性があるということの中で捉えていくことになってますが、野良猫に関しましてはこれは保健所が来て一定の期間捕まえていくということにならなければならないわけでありまして、こういったことが人間の実はワガママの中からこのことが生まれてると。飼っている方は真剣に飼っている。もう見るも嫌だという人もいます。こういうところにいるいろいろの問題が出てきているだろうと思いますので、周知徹底を図るために人の迷惑にならないようにということで文書配布、回覧あるいは区とか常会での啓発をお願いしている。あるいは立て看板、パトロールなどもまた行っていかなきゃならないということでありまして。現実に町では『広報たつの』の10月号で動物愛護及び管理に関する条例の記事を掲載させていただきましたし、『月間上伊那』の記事に載ったのはおっしゃるとおりだったと思います。なお12月の区長会におきましてもこういったことは糞公害含めて地域でみんなでもって、申し合わせみたいな形の中で、今度申し合わせるっていうと本当に今度は罪人を扱うようなふうになっていってしまう嫌いも実はあるんですが、ある分別を持った、糞で分じゃないですが分別を持ったうえある一定の所まで抑えましょう、これ以上はお互いに我慢しましょう、こんな範囲内を作っていだかないと難しい問題かなとこんなふうにも思うわけでありまして。野良猫の餌付けっていうことに関して非常にこれ難しんですが、来てるから可愛いから腹減って死んじゃってもいけないってようなことになるんですが、一応これは法的な基準がないんです。やっちはいけないとか、やれとか、これは伊那保健福祉事務所との今対応を検討中でありまして。こういうことに関しまして餌付けをしていけばドンドン寄ってくるし、ドンドン増えてくるということもまた現実であります。また子どもを産ませないようにするには去勢という方法もあるわけでありまして、そういったことの呼び掛けなどあの手、この手でまたある一定の基準の中でこういうものがペットが飼われ、そしてある一定を越えて人に迷惑を掛けるこ

とに対しては防ぐような方法なども考えていかなきゃならないと思います。担当課長の方からもしほかにあればお話を申し上げます。

○住民税務課長事務代理

この問題につきましては辰野町だけの問題ではなく、管内の市町村でも非常に問題になっております。そういうことの中で町といたしましても他の市町村と情報を交換しまして連携を密にして検討を更にしていきたいというふうに思っております。

○三堀（3番）

時間が来たんで終わりますが、本来癒されるべきペットそのものがもう嫌われ者になる、あるいはそういう問題を起こす、条例の中にもあります人の生命または身体にということで、もし必要があれば知事が認めて駆除するというのもこの条例の中で謳っております。それも即そういうふうにするじゃなくて、それまでの段階でできるだけの努力をお願いしたいと思います。それではこれで質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席7番、船木善司議員。

【質問順位9番、議席7番、船木 善司 議員】

○船木（7番）

昨日からの雪が40cmほど積まりました。奇しくも今日は高校入試の日、受験生が無事会場へ行けたかどうか心配です。一方辰野町では除雪が課題として浮かんでまいりました。除雪については別の機会に取り上げることとして今回はさきに通告してあります観光振興、高齢者福祉この2点について質問いたしますが、限られた時間の中ですので簡潔な答弁を求めながら質問に入ります。まず観光振興についてであります。町はどうしたら元気を取り戻せるのか。人が集い賑わい、このような外面的な要素もあり、一方内面的には地域の人々が共通の目的意識の下に物事に取組むことにより活気が生まれ生甲斐に通じるものだと言われております。地域が一つになって多くの方々がこぞって動き出すには、観光に取組むことが最適な道だとも言われており、これこそが地域活性化の近道であります。先日のプレス発表の折には観光の新体制は2～3名をあて室にする旨、併せて人の生きざま、文化まで町の持てる資源全てを観光に結び付けていくという説明がありました。新年度取組むと言っております、観光情報発信事業は県外企業への委託予定であるともお聞きしま

した。これらを併せ考えてみますと行政だけでなく地域はもちろんのこと、県外まで巻き込んでの取り組みかと思えます。ここで町長にお伺いします。この新しく立ち上げる体制についてもう少し具体的な答弁を求めるものですが、なお取り組み施策については別の項でお聞きしてまいりますので、まず体制について伺います。

○町 長

観光の切り口から少し町をまた新しい意味で住民の皆さんにも協力していただき、それに集中していただきまた町を見直して、また多くの皆さんに来ていただけるようなまちづくりということであります。その体制でありますが大勢でやっていただきたいんですが、こういったさきほども言いました行革で人を減らしている状態の中です。現在2名でありますもう1名加えまして産業振興課の中へ観光室、室という形で今部屋って言われましたがそのとおりであります。それを設けていきます。しかしこれに対しましては必要に応じて一般住民も参画して意見を述べたり、方向も出さなきゃなりませんので一辺の住民の皆さんにも加わってまいりますし、また3人だけでできるものばかりではありませんので町内プロジェクト、プロジェクトもすぐに組めるように各課などでそういったたけた人、当面はたけたというか関心のある今各課長から洗っていただいておりますので、そういう人たちも常は普通の仕事をしていただき、何かプロジェクトの時には加わっていただくこんな体制を考えていきたいと、組織的には以上であります。

○船木（7番）

只今体制がやや見えてきましたんで、次の質問に入りますけれども新しい組織や取り組む観光策の具体策について伺ってまいります。新しい観光資源の発掘も大いに大事なことですけれども、今活かされていない観光資源を整備し、売り出すことがまず最初に手掛けるべき課題かと思えますがいかがでしょうか。その1つとして前々から申し上げております、山国であれば山そのものが大きな資源であり観光策にこれを反映させるべきと考えます。山国辰野町の大きな観光資源は横川溪谷にもあり、蛇石・三級の滝はその代表的な宝であるとも言えます。このような観点からまず1つは三級の滝への道路整備であります。今まで三級の滝への道路整備について質問と提案をしてきましたが、この答弁は関係機関へ掛けあっていくということでしたが結果はいかがだったのでしょうか。南信森林管理署との話し合いを持つということでしたが、その展開はどうであったのかどこまで進んでいるのか、まずこの

点をお伺いいたします。

○町 長

山が山であるように川は川であるように、空は空であるようにこの自然の大切さをまた一つの謳いの中の辰野町の観光であるということとは同感であります。そういう中で沢山それに基づく資源もあるわけで、観光資源もあるわけですが三級の滝に対してであります。16年の台風23号でしたか、23号及びまた18年度の災害で相当やられまして今本当に近寄ることもできない状態であり、町として本当は何とか早くあそこを復旧、人が行けるように復活させたい。さりとて町へ観光的に係れば全額町負担、これを南信森林管理署とともにということでは何とか話し合いをというようにあります。また災害普及の方が先になって災害復旧と言いますかその南信森林管理署に関する道路とか普通の仕事をするための道路その他が優先しておりますので、更にまたこれを国の方へ結果的には絡めながら営林署があるわけがありますからそちらの方と補助金をいただく中で、また山もただ森林だけ伐採だけ経済的なことだけでなく、人が心を休めるとか心を癒すとか自然観光健康林という考え方も国もある筈でありますのでそのへんをもう少し突きながら、早めになるように進めていきたいというふうに現在考えております。担当課長の方からもお答えを申し上げますが、あればどうぞ。

○産業振興課長

現在、南信森林管理署とは具体的な話をもっておらないような状況でありますので、新年度から積極的に進めていきたいとこんなふうに思っております。キャンプ場それから黒沢荘の土地が町へ貸し付け契約を結んでおりまして、24年の3月で切れますのでこちらの更新も含めた中でいろんな策を検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

○船木（7番）

只今町長の答弁の中に災害復旧が終わってからという話がありました。実は前にもお聞きしたんですけれども、瀬戸沢の災害復旧が終わってから取り掛かるという話を聞きました。実は瀬戸沢の災害復旧は終わったように聞きました。したがってこれからはですね三級の滝への道路整備も進めれることと思います。そちらに力を入れてもらうことを望むものであります。次はホテルについての質問であります。辰野町は非常に大きなこのホテルの財産というものを持っておるんですけれども、

ホタルの恩恵はせいぜい1箇月くらいかと思います。年間を通じてホタルとの関わりを作り、観光振興を図るべきだと思います。具体的には童謡公園の菜の花畑の有効活用であります。まずここにホタル資料館を建設したらいかがでしょうか。10数年前には10億以上の壮大な計画があったようですがこのミニチュア版を建設する、これを強く求めるものであります。一例であります。資料館には観覧室を設け日本中のホタルのパネルを展示し、またホタルの研究室これも備えて役場の庁舎内にあるホタル飼育研究室、これを移転すべきだと思います。この研究室にはいつでもホタルが飛び交う、こんな研究がこんな夢があっても良かろうと思いますがいかがでしょうか。年間を通してあちらこちらの小学生が勉強に来る、こんな取組みを図るべきだろうと思います。辰野のホタルはある程度認知されてきておりますが、更に認知度を高める必要があります。「ホタルといえば辰野町、辰野町といえば環境に優しいまちづくり」こんなふうに言われたいものであります。ホタルで町おこしはいかがでしょうか。ホタルで町おこしです。町長の考えを伺います。

○町 長

それでは観光に関連いたしまして観光室を作っていくということですが、町の持てる現在の自然観光をもう少し力を入れていったらどうかという発想の中でありまして、もちろんそのことも大事だと思います。これに関しまして今現在ほたる童謡公園も出てきました。最初の構想ではやはりあそこにご指摘のとおりホタル館というようなものを科学的な見地から造ってみるという構想がありました。約当時では5億8,000万円、約5億5,000万円ぐらいというふうに記憶いたしております。これに対しまして段々に進んでいく中で、上平出側、下辰野側、ほたる童謡公園、あるいは架け橋いろいろなものが出てきてまいりました。更にまた進捗させるということの中で結構反対も多くなってきたということでもあります。反対の根拠は5億円という大きな投資が良いかどうか、しかし賛成の意見ではやはりホタルは1箇月の中で約2週間ぐらいであると、これを研究材料的にも一つのガラスの中へ1年中できれば1年中、ダメでも半年以上はホタルが飛び交うようなところを見せるようなものはできないかと、ジオラマみたいな感じというふうな形でもありました。同時にまたそれは自然への冒瀆であるという意見も出てまいりまして、無理して温かくしてそんな所で飼って自然に反して何箇月も飛ばせるということはいかなものかというような話もいろいろ交錯してきたわけでありまして、ということでその時

は私もまだ町長やっておりましたけれども、前職あるいは前々職などはそういうような構想を作って、同時にそういった反対もあったりする中で資金的な面もあってこれは一応ペンディングという形になってきているというふうに私は理解をいたしているところであります。今後に対しましてもそれだけの資金を掛ける余裕はおそらく喫緊の中にはないと思いますが、ほかの方法でもあるんならばやはり科学的な問題ということも捉えていくのも観光にも通じますし、小中学生あるいはまた一般の大人であってもそういったことも見たい、あるいはパネルぐらいのものは展示する必要もあると、しかしどこで見せるのか。どうせ造るならあんまり変なものでもプレハブのちょっとしたようなものでも変なもの、いろんな考え方もあるわけでありまして、こういったまた観光室の中でもそれを捉えて検討はしてみたいとこんなふうには私は思っているところであります。あーでもないこーでもないといった考え方を申し上げて申しわけございません。当時のほたる童謡公園の計画概要という中には確かに計算されて入っております。あれは憩いの場所、学びの場所とそれからもう一つそれによって工房、いろんな物を作り出す、ホテルで作るのではなくて木工でも良いしそういった工房みたいなもので匠の場所、この3つぐらいに大きくゾーンが分かれてたと思います。その中の学びの中にこのホテル館が入っていたとこんなふうにも記憶をいたしております。以上であります。

○船木（7番）

只今の答弁の中にはペンディングという答弁をいただきました。ホテルで町おこし是非このへんに力を入れていったらいかかなというふうに思います。次の質問はですね観光振興と産業観光についてであります。辰野町の農林業・商工業それぞれの分野で産業観光に取組み、地域ブランドの創出に向け今後大いに力を入れるべきと思います。まず体験型観光として辰野町の基幹産業である農業と観光についてであります。今、都会を中心に農業と観光を結び付けた「グリーンツーリズム」が人気を集めている中、1月23日の『長野日報』の記事ですけれどもお隣の箕輪町では野菜の栽培から収穫まで体験する「農業体験オーナー」これの募集を始めているようです。これに加えて健康ツアーを組合せ、健康・農業・観光をセットにした施策が軌道に乗りつつある様子は、実に羨ましい限りであります。我が辰野町では千葉市教育委員会とタイアップしての、千葉市内の小中学生を対象にした山村留学が昨年で3回を数え定着しつつあります。これこそ息の長い事業ですが、これを親子に

広げ大人につなげていくこの考えはいかがでしょうか。受入れにあたっては空家の有効活用策、遊休荒廃地対策にと、大きな効果が期待できるものと思います。次は森林と観光の連携についてであります。山国辰野町は山そのものが森林が大きな資産であり観光資源であります。地球の温暖化が進みCO₂の削減が大きく叫ばれている中、森林の整備は不可欠であります。都会でのCO₂排出を森林が補う、そんな時代だろうと思います。横浜との人事交流、また今年の横浜開港 150 周年行事の際できあがった交流をですね、森林整備の体験観光につなげたいかがでしょうか。町有林を横浜の森として整備体験していただき、CO₂削減に結び付けていただく。これこそ一石二鳥として今にふさわしい取組みかと思います。以上農業体験、森林体験を産業観光として作り上げていくことに、新体制の部署が積極的に取り組むべき仕事と考えますがいかがでしょうか。町長の所信を伺います。

○町 長

それでは次の質問でありますのでお答え申し上げたいと思います。資源に関しては農業なども取り入れ、あるいはまた環境全体的な日本あるいは世界の地球維持のためのものにも時代を要請を受けて捉えていくということで、正にそのとおりと私も思っているところであります。まず農業、民泊などが盛んに行われておりますしグリーンツーリズムということで辰野町にもかやぶきの館などをそれに併せて薬膳料理、健康と絡めてという形を謳っているわけでありまして、同時にまたあそこのクライנגアルテン自体も都市近郊型の農業ができるようにということで、おかげさまで毎年満杯という形の中で本物の農業を体験してくれております。最近ではそれにかたて加えて、無農薬ほか全く無農薬というわけにいかんでしょうけどが減農薬などを絡めて、安全な食べ物というような形を考えていかなきゃならないというようなことで進めております。これがそういったクライנגアルテンとか一つの施設だけでなく、空き家だとかある一定の農地なども踏まえて進めることがどうだろうということではありますが、これも一緒に併せてその課で検討もさせていきたいとこんなふうにも考えております。ご承知のように今2年目になりますか、千葉県教育委員会から子どもたちが夏休みに川島横川かやぶきの館を中心に、そしてまた住民の皆さんに協力をいただいて民泊もしていただいて体験をしているところであります。これももう少し続けていかなきゃならないというふうに受け入れも考えております。もっと多く受け入れればもっと多く来るだろうということは事実でありま

すし、川島だけでなくもほかでもできるのかなとこんなように考えております。まだ今試行段階が大分終わりつつあって、次にこれをどういうふうに継続するかということであろうかと思えます。子どもたちの時に一度そういった経験を味わいますとまた大人になってからもそこへ行ってみたいと、子どもたちの時に我々が修学旅行へ行って感動した、そこへまたもう一度訪ねてみたい、更にまた大人の感覚も加わってまた更に行きたいというふうにはリピーターになっていく可能性もあると。全員がっていうんでなくてそういう可能性もありますので、そのへんも絡めて進めていかなければいけないとこんなふうに思っています。国も学校を小中学校など休みを、夏休みなど若干ずらしていくというような政策も立てたという話も前にお話申し上げたかと思えますが、今度は連休自体も例えば5月の連休をこの地域はこの日、ほかの地域は例えば千葉県はこの日、つてずらしてしまうと。そしてお互いに交流が図れるようにするという施策も今ほぼ本格的な段階で決定かどうか分かりませんが、そのように進めているようでもありますのでそれに乗って、観光立国という謳いも既に出てきておりますし、県自体もDCキャンペーン（Destinyネーションキャンペーン）を中心に観光立県と謳っておりますので辰野町は企業立町でもありますけれどもやっぱり観光立町もできるような、謳いができるようなふうにしたいとこんなふうにも思っているところであります。横浜の件もまず受け入れと安全性を取り上げなけりゃなりませんので、そのへんも仕組みながら考えみたいとこんなふうに思っています。

○船木（7番）

新しい部署が新しい事業ということになればですね、さきほど話が出ました観光情報発信事業、これをですね県外業者に委託するという話が前に出ました。地元の業者に委託することによって地元を育て、これこそが観光掘り起こしではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

○町長

一部業者に委託を町外とか県外とかいう話、ちょっと私もそのへんは何とも言えないと言いますか、聞いておりませんし考えておりませんので担当課長の方で何か把握があればお答えしたいと思えますが、そのことはまだ具体的にない筈であります。

○産業振興課長

委託事業の関係でありますけれど、今考えてるところは都会の人が見た辰野町、県外の人が見た辰野町の観光資源というものをどのような目で見ているかというようなそんな部分で見ていただきたいということが第一でありますので、町内だとなかなか限られた所しか見ていただけないというようなそんな感じがありますので、やはり外から見た辰野町をどんなふうに見てもらえるのかっていうようなそんな部分の情報を集めていただいてですね、それをWebで配信していくとそんな取り組みをしてみたいとこんなふうに見ております。それから今年の1月開催をいたしました懇談会こちらの方もですね、大学生やなんかのそんな若い感覚をですね取り入れていただいてですね、辰野町の観光をどんなふうに見ただけなのかっていうそんな部分で取り組みをしていきたいというふうに見てます。

○船木（7番）

今の答弁ですが内から外から双方から見てですね、良いものができるんだらうと思います。次の質問に移ります。

2項目は高齢者福祉についてであります。昨年10月1日現在、辰野町の人口は2万1,053名で65歳以上の高齢化率29.8%であり県平均の26.1%と比較しても高齢化が進んでいる実態がお分かりと思います。改めてこの3割の率には驚きです。私もそして町長もこの構成人数に入っているわけです。また町の人口ピラミッドから注目すべき数字が出てまいりました。これは今年2月1日現在の数字ですが0歳～10歳までの人口が2,013名、また80歳以上の高齢者人口は2,013名プラスの10名、2,023名という数字です。高齢化とともに核家族化・少子化がこれ以上進めばお年寄を見てくれる人がなくなり、地域の崩壊が危惧されるところです。そこで要介護に陥らないためにも全町あげて介護予防の積極的な取り組みに努めるべきであります。第4期辰野町老人福祉計画によれば、要支援・要介護認定者は21年度末798名が予想され毎年24、25名の増加が見込まれておりますから、平成25、26年には900名の大台に乗るものと思われれます。町内には民間の有料老人ホーム、これらが点在しており現在入所したくても入所できない、いわゆる待機者が非常に多い状況です。それらの解消策といえば施設を誘致するか、既存の施設の増床かであります。そこで町長に伺いますが要支援・要介護認定者のこの高い数値をどのように読み取るのか、また今後どう対応していこうとしているのか簡潔に所見を伺います。

○町 長

それでは次の福祉に関する特に高齢福祉の問題についての質問でございます。辰野町も更にまた高齢化が進むということで、それに対する対応につきましてのどういふふうなことであるかということではありますが、これはご存知のとおり昨日らしてお話申し上げてますとおり、この高齢福祉あるいはまた受け入れ施設などは広域でも全体でもやっております。また各市町村でもしていかなきゃならないという部分はやはり住民の民間の保健あるいはまた福祉、一つの資格を取っていただいてそれで民間でも行っていただく。同時に昨日も話がありましたとおり在宅のままやはりケアができるような体制は国の方へももっと働きかけて、ということで在宅とまた併用してやっっていかなきゃならないだろうと思います。いずれにしましても待機者が増えてきておりますので、これに関しましては地域密着型の小規模特別養護老人ホーム29床なども今、町も受け入れて民間に委託という形にも委託と言いますか民間がやってくれるので、行政もそれに対しての補助金付けるよう国に計らっていると。もう一つは認知症グループ18床なども民間のグループで羽北地区へというふうなことで計画しておりますので、それも進めていきたい。また上伊那全体では特養で120床ぐらいの枠を県と話し合っ上伊那が取りました。そういった中でどちらかについてということで今公募に3月から入ったとこでありまして、上伊那地区どこでも良いんですができていただければそこへもまた、これは造った所だけの方が入るんでなくて広域全体でもって入れるわけでもありますので、そういったことも考えていかなきゃならないだろうとこんなふうにも思っております。結局全部これ我々もということではありますがお互いにそうではありますが、全部施設で受け入れるっていう考え方に今警鐘が出てきております。警鐘と言いますのは国の方が財源でやっっていけない、介護保健も爆発しちゃうだろうと破裂しちゃうだろうとこういふことでもあります。ですから次の手立てもやはり検討しなきゃならないしこれは町からもいんな考えたことを現場の意見として汲んであげていくとこういふこともしてかなきゃならないと、こういふふうなことも考えております。結局在宅ということなんでしょうが、今度は在宅の方で看されるかどうか仕事もありますし、老老介護もありますし、昨日言ったようにお金だけもらっても実際にまいってしまう。ストレス一杯介護疲れ、これで病気になって看てる方がまた入院されるというような事件も一杯出てきてるわけでもありますから、そのへんに対してどのぐらいのケアが外部か

ら入れるかとそちらのシステムの方も大事かと思えます。このへんにつきましてももう少し詳しく担当課長からお答えを申し上げます。

(担当課長 なし)

○船木（7番）

今の答弁にありました在宅介護、ここについてはですね要介護者が増える中ではこの質の向上、充実ここに力を入れていくべきだろうというふうに思います。

次の質問は福寿苑の現状と今後のあり方についてであります。私は福寿苑の運営委員の立場にありますが、今回の質問は運営委員会では対応できない大きな問題であり病院の移転新築に絡み「施設のあり方・今後の行方等」についてであります。言い換えればこれは近隣市町村までに及ぶ大きな辰野町の問題で課題であり、町民とともに課題を共有しながら考えていくべきだろうと思います。このような観点からここで質問させていただきます。とは言うもののここで申し上げることは、運営に関わる事項かもしれませんが問題が大きい実態の一部を取り上げながら、本題に入っていこうとこんなふうに思います。福寿苑は平成4年の開設以来、築18年の歳月が経過し建物及び設備の老朽劣化が激しいこと、これは誰しも認めるところだろうと思います。近いうちに浴室の改修が行われると聞いて、胸をなで下しましたがそれは浴室の灯具が腐食破損しており、いつ火災が発生してもおかしくない状態であること、また給食事務室の壁の風化がひどく壁の粒子がポロポロ落ちてくること、更には備品の椅子などは余りにも無残な状況でありこれらを見た時、何時まで維持管理ができるのか不安に思う1人であります。また経営的には繰越金が年々減少している点にあります。17年度の繰越金は3,600万円、18年度は2,400万円、19年度の繰越金は1,100万円、20年度の繰越金は76万円この数字であり毎年1,000万円ほど食い潰していることであり、今年度の決算がどうなることか心配するものです。この黒字幅が減少している要因は、平成17年度に行われた実質4%の介護報酬の引き下げによるものと断定できるかと思えます。ここで町長に伺いますが今申し上げました老朽劣化、あるいは厳しい経営状況についてどのような認識でおられるのかお尋ねします。

○町 長

福寿苑に限っての福祉の中での捉えたご心配等、ご質問であります。ご本人も言ってもらいましたが運営委員もやっていただいておりますので、その中でもしっか

りと取り上げていかなきゃならん問題も沢山あるかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。まず劣化に対しての町の意識でありますけれども、確かに平成4年ですから18年経っているということでもあります。しかし躯体はRC、鉄筋コンクリートだったと思いますから、もつわけでありますしそれに対する不都合はありません。ただ器具その他要するに消耗するものに対してのものに対しては若干認識いたしておりますので、それは適宜若干我慢する時もあるかと思っておりますが、交換していく必要があるでしょうとこんなふうに思います。壁の問題につきましては躯体的な問題じゃないんでそれに対してはまた専門家と相談しながら、あまりボロボロこぼれるようではいけませんので吹きつけを替えるとかそんな方法で該当していく、該当って言いますか補修ができてくださうとこんなふうにも思っているところであります。繰越金の財源であります正にこれも介護報酬、国は造れ、造れって言って面倒みてそのうちに段々、段々梯子外していっちゃうもんでこういう形になってくるわけでありまして、医療もそうですし保険の方もそうで介護保険もみんなそうです。大変困っているところでありますが、しかし辰野だけじゃありません。どこでも実際に日本中そうなるわけありますので国の方に要望して、ほかのよりもそういった所へもう少しお金を使うようにという交渉はしてかなきゃならないと、こんなところであります。

○船木（7番）

お互いに認識を更に深めながら進めていきたい、こんなふうに思います。それでは時間がないので次に移りますが、病院の移転新築に伴い福寿苑の抱える諸問題をどのように克服していくかであります。病院と併設型である福寿苑は多くの利点を持っておりますのでここで利点を整理してみますと、まず1つとして診察や入院に係る早期対応ができる。2つとして給食、いわゆる介護食これもですね病院の療養食と並行して効率よく調理されている。3つとして病院のメディカルソーシャルワーカーと福寿苑の支援相談員の連携がスムーズである。これらが挙げられます。一方辰野病院の移転新築には、福寿苑は非常に大きな課題を抱えることになります。これらの課題を克服するためにも病院移転新築の検討と並行して、福寿苑の検討がなされるべきところ、一步遅れているかとも思われます。病院が移転新築されても福寿苑を存続させるためには大きな課題でもあります医師の確保はどうするのか、2つとして給食設備及び配食はどうするのか、これらについて今から検討

すべきであります。時間もありませんのでもう1つ質問します。続けて質問をします。次は30床の増床計画についてであります。福寿苑への入所希望者が大勢おられる中、22年度に30床増床されるものと多くの町民は認識しているところでありますが、1年先送りされたことは辰野町の介護の一步後退が余儀なくされたことと思えます。増床場所については耐震化されている西病棟が有力視されているようですが、現実としてここが使えるかどうかであります。私の調査では西病棟を使うにしても電気、エレベータこれら膨大な維持管理費が掛かることと、他にいくつか課題を克服していかなければならないと思えます。ここで伺いますが、福寿苑を存続させるための医師の確保はどうするか、給食、配食はどうするか、30床の増床計画これらの場所、時期、これについて町長に伺います。

○町 長

確かに病院移転今まで関連して連携を取れて、連携と言いますか近い連携殆ど横にある連携と、近隣の連携が取れていたわけではありますが病院が移るとそれがなくなってしまうということでもあります。医師の問題、配食サービス、それからMSW、ソーシャルワーカーですねその問題、あるいはまた転移数、30床ぐらい増やしていこうという昨日も話が出ました。それを病院の西病棟適当かどうかでないかということでもあります。これらまた精査して運営委員会の方へ検討して出していきたいとこのように思います。以上であります。

○船木（7番）

以上辰野町の大きな課題であります、福寿苑をどうするかこれについて伺ってまいりましたが「福祉の町・辰野町」では福寿苑がどのような運営形態になろうともこの介護施設は死守すべきであることを強く指摘します。私も町長も含めここにおられる多くの方々があと10数年後、20数年後には場合によってはお世話になるかも知れません。是非明日は我が身と考えながら、高齢者問題には真剣に取り組むよう指摘をし質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 28分

再開時間 11時 40分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席1番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位10番、議席1番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（1番）

それでは最後であります。質問をさせていただきます。まず辰野町地域防災についてであります。この度身近な危険個所を表示した、町防災ハザードマップが作成され全戸配布されました。辰野町では予想される災害の形態、風水害、土砂災害の基礎知識と備え、避難時の心得、災害情報の提供、情報伝達の流れなどが掲載されています。町民一人ひとりが自分で、あるいは家族で有効にこれを活用してもらいたと思います。これですね、全戸配布になったのはこれだと思います。それでは災害弱者計画についてまず伺いをいたします。近年は都市化、高齢化、国際化が進み生活圏の拡大等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等の要因により、災害発生時には高齢者、障害者、あるいは児童等、また外国人など災害対応能力の弱い人々が被害を受ける可能性が大きいことも事実であります。今後ますます多様化する社会の中で地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害弱者を守るために町及び関係機関はより一層防災対策に努めていかなければならないと思います。そこで在宅者対策についての質問をしてみたいです。避難施設の整備はこれから図られていかなければならないわけではありますが、もし何かあった場合にはやはり公民館あるいは集会所等が避難場所となると思うわけではありますが、やはり公民館あるいは集会所等においても過去の建物が大変多いわけありますので、今後何て言うんですかね障害者に対するスロープとか、あるいは身障者用トイレの設置等設備の整備があるいは改善が迫られていると思いますけれども、各公民館あるいは集会所をこういうようなものに変えていく、改善していくためには町も区あるいは地元と相談し計画をもって推進すべきと思いますが、この点をまず伺いたしたいと思います。今後公民館集会所等において改善を進めていく必要があろうと思いますが、これについてお考えをお伺いいたします。

○町 長

それでは最終質問者になるということでございますが、質問順位第10番の矢ヶ崎紀男議員の質問にお答え申し上げます。辰野町の防災、地域防災についてでありまして要するに避難場所についての具体的な問題かと思っております。辰野町は介護を必要

としている人ほかなどがございますので、今まではかたくりの里だとかいろんな施設がありますが、そこに入所している人をどうやって安全な場所へ移すかということのを仕組んでまいったわけでありまして。しかし考えてみますとそこが安全地帯になる可能性も十分考えられますので、災害によって違いますがそこが安全地帯である場合はそこをまた避難場所として提供いただくということで、上伊那福祉協会と話をいたしましてかたくりの里、またサンビジョンにお願いしてグレースフル辰野の第1、第2ともをお願いをしてきたところであります。ご指摘の公民館なども介護予防センターとして改築、改修進めておりますのでバリアフリー化いたしておりますし、災害弱者の方でも前よりは入りやすくまた安全にそこで保護ができるという形も捉えております。そういうことでありますので今後公民館に対しましてもそのことも考えながらであります、今の現在の公民館でダメとことじゃございませんし下辰野のようにエレベーター付きになった所もありますし、宮木も同じようにエレベーター付きましたし、また改築改装図られない所も十二分にそのように応えられるところもあるわけでありまして、是非一つそのへんをご利用いただきたいというふうに各地区の区の方にもお願いを申し上げていきたいというふうに思います。介護予防センターにという名目の中で、公民館が改修改築された所はもちろん全然問題ないというふうに考えております。今後もせつかくそういった介護予防センターの改修が入るような場所につきましてはこの災害の方も一条、頭を加えるように考えてそのへんも同じ資金でできる筈だと思いますので、議員の意のあるところを汲みながら設計施工に入っていきたいとこんなふうにも考えております。以上であります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは是非そういうような形で進めていただきたいと思っております。それでは災害弱者の状況把握とそれから態様に配慮した避難計画の策定についてちょっとお伺いいたしますけれども、介護を要する高齢者やあるいは障害者の所在及び災害時における保健福祉サービスが必要かあるいは必要でないか等の状況把握はどのように行っているのか。また安全かつ適切に避難誘導するため災害弱者の個々の態様に配慮した避難計画の策定が現状あるのか、あるいは進んでいるのか、そうして支援協力体制の整備についても関係機関との連携による地域ぐるみの支援協力体制の確立が図られているのか、今後もし図られていないとするならば今以上により積極的に

取り組むべきと考えますがこの点をお伺いいたします。

○町 長

ご指摘の点につきましては地域支え合いマップなども各区あるいはまた民生委員の皆さん方にご協力する中で、できつつあるところであります。消防署は消防署なりにまた災害弱者のチェックなどもできているわけでありまして、お互いにその連携を図り情報交換を必要に応じてできるようなふうにして、そしていよいよ災害が来た時にはそれが活きるようにしていきたいとこんなふうには思っております。課長の方からもう少し詳しくお話いたします。

○総務課長

この件につきましては県の方でも災害時の要援護者の避難支援プランを作るようなガイドラインをいただいております、それに基づきまして辰野町でも昨年辰野町災害時要援護者の支援システムの構築に向けた、避難支援プランというものを作りましてそれに基づきまして社会福祉協議会を中心にいろいろな方面で進めさせていただいているところであります。その大きな一つが地域の支え合いマップでございましてこれは大きな区単位でなくて、隣組単位の実行に即した形でもってやっておりますのでまだ100%というところまでいっておりませんが、7割くらいのところの支え合いマップを今作っていただいているところであります。それに伴いまして今度それを電子データ化してですね、要援護者支援システムということではいつでも災害時にはそれが開いて、効率よく使えるようにということでそんな今システムの構築も今年度の中で進めさせていただいてまして、これは今年度の一応末までに完成の予定であります。それには保健福祉課で持っております要援護者の障害者の台帳ですとかそれから要介護の保険認定者等も入りまして、個人情報になりますのでいつでも誰でも見れるわけではございませんけれども、有事の際にはそれを使えるようなそういうこともやっておりますし、消火栓等のそういう所の位置を全町的に落とししたのも電子データ化が進められているところであります。それらを活用して有事の際には民生委員ですとか区の役員の皆さん、それからボランティアの団体の皆さん等に活用していただいておりますと連絡調整を図っていただくというふうなそういう構築をしているところでございます。

○矢ヶ崎（1番）

地域防災は非常に多種にわたるわけでありましてけれども、今回4項目について細

部についてお伺いをしているわけでありまして。そこで今後町長さきほどの答弁にもありましておりに観光立町ですかそういうものを目指していくにあたってやはり外国人、あるいは観光客に対しての対策もある程度必要であろうと、そんな観点から町内における外国人等の居住状況等の把握はできているか、あるいはまた地域全体による情報収集、あるいは連絡体制や避難誘導體制の支援体制の整備はどのように進めていくのかをお伺いすると同時に、避難場所及び避難経路の周知、あるいは標識等をより簡単な形にというんですかね、誰でも分かりやすいような効果的なものとし、それから言葉の問題等もあると思いますので多言語化ですか、全てというわけにはいかないと思うんですが、2、3のそういうものも必要かと思いますがその点についてまずお伺いをいたします。

○町 長

さきほどの電子化された災害地域電子マップって言うんですけれども、上伊那広域でもユビキタスタウン、あるいはユビキタスプランという形の中で電子化されていつでもまた新たに新しい情報があれば変更できるというこういうようなこともやっておりますが、この外国人に対してあるいは観光客に対してまだこれができるかどうかということにはちょっと問題になってくるかと思っております。しかし現在では防災ハンドブックを昨年配布いたしましたけれども、外国人約200件ぐらい、200世帯ぐらい辰野にあるだろうと想定されますが、これはゴミの出し方その他の方で逆に自動的に掌握されておりました外国人でありますからポルトガル語と英語だけありますけれども、必要最小限の説明を加えて全戸配布いたしております。避難地の看板はデザインと英語表示も加えてありまして全部できているかどうかあれですが、また更に各区でもそういった看板出す場合もありますので統一化されるようにお話申し上げて、有事に備えていきたいと。同時にまた配布いたしましたパンフレットなどは活用していきながら地域の皆さん方のご協力とまたご理解をいただいて、避難をしていただくことになっていくと思っております。観光客に対してどのようなことかということに対しては、今後はまた更に検討を深めていかなきゃならないというふうに思っております。担当課長から付け加えがあれば話をさせていただきます。

(担当課長 なし)

○矢ヶ崎 (1番)

それでは外国人、今言ったように言葉の問題が大変大きいわけでありましてけれども例えば地域、あるいは町内会毎に防災訓練が行われておるんですけれども、これに外国人の皆さん方が参加、本来はしなきゃいけないんですけれどもなかなか防災訓練等にはそういう人たちの参加というものが大変少ない。それに対して一つの問題として言葉の問題があるかと思うんですが、この言葉の問題について辰野町で例えば地域で何らかの防災訓練を行う場合に町へ要請した場合に、例えば英語でも良いしあるいはブラジルって言うんですか、その通訳のできる方々の紹介というのは可能なか必要に応じてそういう通訳の人を各町内に派遣するようなことは可能かどうかその点をちょっとお伺いいたします。

○町 長

一応日本語教室とかありますのでそういった所に依頼をして、通訳は派遣できる体制は取っておりますが常時いつでもということになりますかどうか、非常に問題なところであります。担当課長からお答え申し上げます。

○総務課長

この件でありますけれども、昨年実績といたしまして宮木の区でこのような研修会、外国人の皆さんを対象とした防災訓練、訓練と言いますか防災の研修会を開催をしていただきました。この時にはですね町のボランティア団体の防災研究会の皆さんにお願いをいたしまして外国語に翻訳をしたハンドブック等を使いまして、それで研修をしたわけであります。ですので前もってそんなような要望をいただければそれぞれそんな対応もできますので、是非町の総務課ですとかあるいは社会福祉協議会の方にお申し出をいただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○矢ヶ崎（1番）

それと観光に力を入れる町にとって今後検討してかなきゃならない点があるかと思うんですが、観光関連事業者例えばホテルあるいは旅館あるいは民宿等と連携し、災害時におけるところの対応マニュアルの作成というものも今後進めていかなきゃならないと思いますがこういうことを進めるお考えについてお伺いをいたします。

○町 長

災害対策本部という考え方でいきますと観光客その他の皆さん方は商工観光班が

関係者と連絡調整に図ることになっております。もう少しこれを進めてホテルなどに加えていきたいと思いますが、ほか無線の関係もありますので担当課長からも詳しくお答えいたします。

○総務課長

情報の伝達手段につきましては町の防災無線これを活用するということでありまして、観光施設のある所の観光客の皆さんについては各観光施設でもって義務付けられた防災訓練、避難訓練等が開催をされておりましたその施設施設ではそれぞれマニュアルができておりますので、町の本部との連絡調整を図りながら避難誘導にあたるというそういう流れでございますけれども、これからもう少し観光の観光客が入り込むということになればそれに即したマニュアル化を図っていきたいとそんなふうに思います。

○矢ヶ崎（1番）

それでは学校におけるところの避難計画についてお伺いをしてまいります。多数の児童生徒等混乱なく安全に避難させ身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即した避難場所、経路あるいは時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等適切な避難対策は立てておるわけでありましてけれども防災計画の作成の中で、例えば時代に即したところの変更等もあると思いますので年1回関係機関との連絡会等は現在は行ってはいないと思うんですが、今後そういうことも時代に即した中で変更等もありますので連絡会等も必要ではなかろうかと思っておりますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○教育長

学校における防災計画のご質問でございます。只今の関係機関との連携とこういうことでございますが、避難訓練に際しまして計画を作り消防署へ計画を提出したりそして消防署から実際の訓練の時においでをいただいて実際の訓練の様子を見ていただき、そして全生徒の前で消防署から講評をいただくというようなやり方を現在どこの学校でもやっているのが実情でございます。また時代に即したというようなこともございますけれども、不審者対策ですね不審者に対する避難訓練も最近どこの学校でも入れているのが現状でございます。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

それではもう1つ防災訓練の回数とか時間、方法それぞれ決まってやっている

思うんですが、なかなか学校単独でやっているとは思いますが今後それを幅を広げて地域あるいは区との連携あるいは協力による防災訓練の実施、あるいは地域との意思疎通を図るための例えばさきほどというか、連絡会そのようなものの年1回でも良いわけですがそういうことも必要ではなからうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○教育長

回数や時期についてでございますけれども火災に対する避難訓練につきましては概ねどの学校でも4月の中旬にまず最初1回目をやります。それから火を使い出す時期、ストーブなどを使い出す時期11月の終わり頃、更に子どもには知らせないで抜き打ちで1回くらいをやっております。更に地震に対する避難訓練につきましては全国に併せて9月の1日前後、それから不審者対応につきます避難訓練につきましては6月頃にどこの学校でもやっているのが実状でありまして、年間に5回ないし6回は避難訓練を重ねているところであります。それから地区との連携につきましてですけれども、これにつきましては現在のところあまりやっておりません。ただし災害が大きくなって子どもを家へ帰さなきゃならないというような状況につきましては、保護者に引き渡す訓練ですね、保護者の引き渡し訓練その時には最初学級別に避難して確認をしてから今度は地区別にもう一回並び直して、地区のところから保護者に引き渡しをする名簿のチェック、そういう訓練はしているところでありますが、例えば西小が宮木区と関連をするか連携をするか、そういうことは現在はやっておりません。

○矢ヶ崎（1番）

それぞれ今後は進めていくべきこともあろうかと思いますが、学校における施設設備の点検管理についてですが、学校における施設整備の点検管理というものは日常的に行われるものと定期的な管理で行っているもの、あるいは防災管理についても同じであろうと思いますが避難誘導についても計画をもって進めておられるということですので、学校における避難計画については以上といたします。次に山間部孤立防止対策についてお伺いをいたしておきますけれども、本町は三方を山に囲まれ全体の89%が山林原野で占められており山間地には小さい集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り川に沿い多くの橋梁が架かっており一度災害が発生すれば孤立地域の発生は余儀なくされてまいります。そのことから山間集落

の過疎化、高齢化と相まってその対策は重要であります。食料品、生活必需品の備蓄調達はどのようなものなのか。被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達、あるいは供給はより重要であります。特に援助物資が届くまでの発生直後は食糧の備蓄は必要であります。孤立が予想される山間地域の一時避難場所となる公民館等には食料品の備蓄に十分な配慮が必要であると思いますが、まずこの点をお伺いをいたします。

○町 長

それでは山間部孤立防止ということでお尋ねであります。辰野町の場合には平成18年に県にお願いを申し上げて鴻ノ田、上野、河子沢、源上、山口地区、5集落に非常食、飲料水、ラジオ、救急セット、野菜ジュースほかを配備いたしてあります。5年経過でありますのでボツボツ県も更新をしなきゃならないということで検討をさせていただいております。そんなところでありますがおほ細則にあたりましてあれば担当課長からお答えいたします。

○総務課長

この食品に関しましては有効期間というものがありまして、有効的にお金を使っていくためにはですねできるだけ1箇所に保管をした方が有効的に使えるわけでございます。今町の方では1,500食毎年更新をさせていただきながら保有をしているところであります。そういう孤立地区、ほかにもまだあるわけですがけれどもその皆さんについては全部というわけにはいきません。さきほどお見せをいただきましたハザードマップの表にもですね非常持ち出し品と併せて、一時的にですねこういう食料品の保管もお願いをしている部分もございますので、各家庭で最小限の大きな地震であると3日と言われますけれどもそこまでは必要ないかもありませんが、1日分くらいの非常食を備えていただくようなそういうPRをしていきたい、そんなふうに思っています。よろしく申し上げます。

○矢ヶ崎（1番）

これは山間地ばかりではなくして住民全てに共通する問題であろうと思うんですが、やはり食料備蓄の重要性というものはことある毎に啓発をしていかなきゃならないと思いますので是非今後とも進めていっていただきたいと思います。それでは、ため池等災害予防計画についてでありますがおほなかため池等の問題についてはあまり質問したことはないと思いますので、お伺いをしときます。町内には12箇所の農

業用ため池、10の農業水路がありますがいずれも老朽化が進み今後補修強化を緊急度の高いものから実施していく必要があろうと思うんですが、災害の発生を未然に防止していかなければなりません。雨期には土地改良区等の管理団体との連絡をより密にして行く必要がありますが、この点について現状はどのような体制なのか必要に応じて土のうとか資材はどのように準備をしているのか。それからその必要な物資の管理主体はどこが行っているのか、そこの責任はどこにあるのか、以上お伺いをいたします。

○町 長

議員ご指摘のとおり、ため池12ということであります。順次やはり良い予算を導入しながら補修、改修をしていく必要があると。いよいよとなれば農村の災害対策の整備事業などもありますので適用を図りたいと思っておりますが、関係課長から詳しくお話いたします。

○産業振興課長

ため池の老朽化が進んでる箇所ので整備でございますけれど、町長言われたとおり農村災害対策整備事業などがございますので、総事業費としては約1億くらいまとめないと採択されないというようなこともございますので、町内全域に調査等を行ったうえで事業費まとめまして事業採択に向けて取組みをしていきたいとこんなふうに思っております。それから応急資材の整備の関係でございますけれど、町それから国交省の水防倉庫が備蓄資機材等がございますのでそちらの方で対応をしていくと。それから各区で備蓄している資材等もございますのでそちらの方で初期の対策はしていただくとこんなことでお願いをしたいと思います。

○矢ヶ崎（1番）

今課長言われたとおり1億ですか、そういうものがあるんであれば計画的に調査をして必要に応じて是非進めていただきたいと思います。

それでは次に新農地制度についてであります。新しい農地制度がスタートしましたがこれを基本構想の見直し作業として質問をしておりますので、よろしくお願いたします。まず市町村における基本構想の見直し作業はどのように進んでいるのかという点でありますけれども、昨年12月15日に改正農地法等が施行され2箇月が過ぎました。今回の法改正の目的は国際的な穀物価格の高騰を受け、国内の農業生産を高め食料の安定供給に努める必要があるため、農地の確保とその有効

利用を図ることを柱に農地の転用や貸し借りをはじめ農業生産法人制度、遊休農地対策税制など幅広い見直しが行われたと思います。そこで農村地域や農業経営の今後等に見直しを行うことによって、どのような影響、影響と言うか効果があるのかを中心に質問をしてみたいと思いますが、まず農地を適正かつ効率的に利用することについての見直しはどのように行われていくのか、あるいはこれをどういう形で指導していくのかをお伺いをいたします。

○町 長

この農地制度の改正につきましては、農地をあえていけば適正に効率的に利用することについての見直しということでもありますから、そのような方向で効果があるようにこれを起用していかなきゃならないとこんなふうに思っております。農地の貸し借りの見直しなどもありますし、標準小作料の廃止なども組み込まれております。更にまた農業政策そのもの自体が今までは大勢でやっていけど、作れない人の分までやって集落営農でやっていけ、それに補助金を出す。今回の改正は個人の農家に対して、個人でやってもそれに所得保障をするというようなことでちょっとアンバランスなところがあったり、見えないところもありますがいずれにしてもそのことにつきまして担当課長の方から体系的にお話を申し上げます。

○産業振興課長

基本構想の変更の関係でございますけれども、農地法の一部改正の法律の施行に伴いまして見直しが行う必要がありますので、こちらの方の関係につきましては農業関係者あるいは農業委員会等に相談しながら、意見を聞いて反映させて改正をしていく予定でおります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは1点お伺いいたしますけれども、農地を貸せるあるいは借りやすくするための見直しということも入っておるわけですがけれども、この中で一定の条件を満たせば農業生産法人以外の法人等も農地を借りれるようになったとのことですが、一定の条件とはどのようなものなのかもし分かれば教えていただきたいと思っております。

○産業振興課長

法人に対する関係でございますけれども、農作業を常時従事する以外の個人または生産法人っていう形で緩くなってきております。それから辰野町におきましては農

地を取得する下限面積が30aということで決まっておりますけれど、こちらの関係につきましては市町村独自で設定できるというような形でありますので、辰野町は前から30aというような形で設定をしておりますが、こちらの方はそのままで行きたいとこんなふうに考えております。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

それでは農業委員会が年1回今まで農地の実際の利用状況等を調査を行っていたと思うんですが、これについては遊休農地の今後もそのようなことは年1回程度は行うということでしょうか。

○産業振興課長

19年度より農業委員会が調査等をしてまいってきておりますが、法の施行によりまして農業委員会が年1回農地の利用状況を調査することは義務付けられておりますので、調査をしてまいります。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

今回の改正で農地の受け手が一気に多様化する可能性も含んでおるわけでありませう。それは農家ほか都市住民や関連事業者などが一緒に会社などを作って農地を借り、農業に参入できるということが可能になったということではありますが、これは農村内部の活性化にもつながることでは大変良いことではありますけれども、一方では何て言うんですか、顔の分からない人たちが農村を訪れ農業をするようになるわけではありますので、これからは円滑な受け入れと同時に地域農業との調和、あるいは体制をどのように整えるかが非常に大切であろうと思っておりますが、これからの課題でもありますのでこの課題を含めた対応をお願いしたいと思います。

○産業振興課長

さきほどの基本構想の見直しの中で、農地利用集積円滑が事業の創設をするようにもなっておりますので、こちらの事業創設を行いながら対応をしてまいりたいと思っております。

○矢ヶ崎（1番）

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

3月10日 午後 12時 15分 散会